

第三部 第百九十三回 參議院法務委員會會議錄

國會第百九十三回

平成二十九年四月二十日(木曜日)
午前十時開会

委員の異動
四月十九日

小川 敏夫君
山添 拓君

補欠選任

出席者は左のとおり。

理
事

秋野公造君

委員

西田昌司君
山下雄平君
真山勇一君
佐々木さやか君

				法務大臣政務官
			最高裁判所長官代理者	最高裁判所長官代理者
			最高裁判所事務	最高裁判所事務
			総局総務局長	総局総務局長
		事務局側	常任委員会専門	常任委員会専門
		政府参考人	内閣官房内閣参 事官	内閣官房内閣参 事官
			内閣府大臣官房 審議官	内閣府大臣官房 審議官
			警察庁長官官房 審議官	警察庁長官官房 審議官
			法務大臣官房審 議官	法務大臣官房審 議官
			法務省民事局長	法務省民事局長
			法務省矯正局長	法務省矯正局長
			法務省人権擁護 局長	法務省人権擁護 局長
			法務省訟務局長	法務省訟務局長
			法務省入国管理 局長	法務省入国管理 局長
			公安調査庁次長	公安調査庁次長
			外務大臣官房參 事官	外務大臣官房參 事官
			文部科學大臣官 房審議官	文部科學大臣官 房審議官
			農林水産省農 振興局整備部農 長	農林水産省農 振興局整備部農 長
奥田	浅田	四方	飯島 定塚 萩本 修君	高嶋 緒方 高木 白川 鳥井 陽一君
			和田 雅樹君	秀樹君 聰君 真琴君
			杉山 治樹君	富山
			俊郎君	靖浩君
			敬之君	青木勢津子君
				堀田 眞哉君
				中村 慎君
				平木 正洋君
				井野 俊郎君
				中村 慎君

○政府参考人の出席要求に関する件

○法務及び司法行政等に関する調査
(法務省作成のヘイトスピーチ解消に向けた啓発冊子に関する件)

(捜査手法としての会話傍受の導入可能性に関する件)

(刑務所における高齢受刑者の処遇に関する件)
(外務省ホームページにおける慰安婦問題についての主張掲載に関する件)

(取調べの可視化についての現状及び今後の取組に関する件)

(防犯カメラの設置及び撮影に関する件)
(諫早湾干拓関係訴訟に関する件)

○民法の一部を改正する法律案(第百八十九回国会内閣提出、第百九十三回国会衆議院送付)

○民法の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律案(第百八十九回国会内閣提出、第百九十三回国会衆議院送付)

○委員長(秋野公造君)　ただいまから法務委員会を開会いたします。

委員の異動について御報告いたします。

昨日、山添拓君及び小川敏夫君が委員を辞任され、その補欠として仁比聰平君及び羽田雄一郎君が選任されました。

○委員長(秋野公造君)　政府参考人の出席要求に関する件についてお諮りいたします。

法務及び司法行政等に関する調査のため、本日の委員会に、理事会協議のとおり、内閣官房内閣参事官鳥井陽一君外十五名を政府参考人として出席を求め、その説明を聴取することに御異議ございませんか。

〔異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長(秋野公造君) 法務及び司法行政等に関する調査を議題とし、質疑を行ひます。

質疑のある方は順次御発言願います。

○有田芳生君 おはようございます。民進党・新緑風会の有田芳生です。

ヘイトスピーチというのは、この委員会でも何度も何度も皆さんとともに議論をしてまいりました。ヘイトスピーチをほっておけば、ヘイトクライム、犯罪に結び付きます。さらには、それが工スカレートをしてジエノサイド、皆殺しに進んでいくというのは、世界史の中でもナチズムあるいはルワンダの虐殺などでも明らかですが、同時に、この日本でも、関東大震災のときに、騒擾に絡めて朝鮮人が井戸に毒を入れたなどなどということが流布をされて、朝鮮人、中国人など、あるいは東北弁を語る日本人までもが虐殺されたといふ悲惨な歴史を私たちは抱えております。

その朝鮮人虐殺について、内閣府のホームページ、江戸時代以降の災害の教訓を将来に伝えるために政府の中央防災会議の専門調査会がまとめた報告書が掲載をされておりました。ところが、その関東大震災の朝鮮人虐殺についての記述なども含まれていたんですが、昨日の朝日新聞の記事によりますと、内閣府の担当者は、内容的に批判の声が多く、掲載から七年もたつて載せない決定をしたと説明、さらには、内閣府によると、なぜこんな内容が載っているんだとの苦情が多く、四月以降のホームページの改修に合わせて削除をすむ、全ての報告書の掲載を取りやめることにしたという、担当部局内での判断だという記事が出ておりますが、内閣府としてはそういう認識でよろしいんでしょうか。

○政府参考人(緒方俊則君) お答えいたします。

平成十五年度から平成二十二年度にかけまして、中央防災会議災害教訓の継承に関する専門調査会を開催いたしまして、過去の二十四災害につきまして報告書を作成いたしました。御指摘の報道されました記述の箇所につきましては、その報告書の中の一部でございます。

現在、内閣府の防災情報ホームページを刷新中でございまして、技術的な理由から様々なコンテンツが閲覧できなくなつております。このことはホームページ上でも告知をいたしております。決して意図的に削除いたしたものではございません。

現在、ホームページの刷新作業が進行中でございまして、当該調査会の報告書につきましても、本日中に御指摘の記述も含めまして閲覧できるようになっていく見込みでございます。

○有田芳生君 ということは、昨日の朝日新聞の

この記事内容については、私、この新聞関係者にも話を聞きましたけれども、担当者がそのような、先ほどのような発言をしたというのは、何らかの誤解があつたという理解でよろしいですか。

○政府参考人(緒方俊則君) 誤解かどうかは分からんけれども、そういうふたつのような発言はやつていいといふことでござります。発言はやっていないということでございます。

○有田芳生君 発言はしているんですが、水掛け論になりますからやめておきます。とにかく、もう一度掲載されるという方向だということを確認したいというふうに思います。

○有田芳生君 発言はしているんですけど、表示をしておくべきだったと思いますが、そう思われませんか。

○政府参考人(緒方俊則君) 表現上分かりやすい表現という観点があるうかと思います。御指摘を踏まえまして今後検討していくたいと思います。

○有田芳生君 一刻も早くこういう歴史的な資料

については再び国民が見ることができるように、是非ともお願ひをいたします。

次に、ヘイトスピーチと拉致問題についてお聞きをしたいというふうに思います。

今度の日曜日、全国一斉に拉致被害者全員奪還という行動が行われる予定になっております。京都、東京の新宿あるいは広島などで準備をされておりますけれども、昨年の四月十七日も岡山で当時の在特会会長が拉致問題を解決するということでお公園で集会をやり、「デモを行いました。横田めぐみさんの写真が掲げられておりました。私はそれを抗議に行って、横田滋さん、早紀江さんは、このようなヘイトスピーチがまき散らされるようなデモの中でもぐみの写真を使わないでほしい」と、そういうことを何度も何度も彼らに伝えたところ、デモの途中でその写真を掲げることをやめました。

まず、こういった拉致問題解決という形でヘイトスピーチが行われる右派系市民グループのデモ、これについて、公安調査庁、どのように現状を把握して、その中身について認識されていますでしょうか、お願いします。

○政府参考人(杉山樹理君) お答えいたします。

昨年の四月十七日、御指摘のように岡山で「デモ

が行われまして、その際、排外主義的な主張を掲げて活動しているグループが差別的言動として問題視されるような言動を行っていたと承知しております。

○政府参考人(杉山樹理君) お答えいたしました。

昨年の四月十七日、御指摘のように岡山で「デモ

が行われまして、その際、排外主義的な主張を掲げて活動しているグループが差別的言動として問題視されるような言動を行っていたと承知しております。

○政府参考人(白川靖浩君) お答え申し上げます。

警察におきましては、「デモ等の許可申請がなさ

れた場合、いわゆる公安条例であれば公共の安寧の保持、道路交通法であれば交通の安全と円滑を

第一初級学校襲撃事件で実刑判決を受けた人物でみさんの写真が掲げられておりました。私はそれを抗議に行って、横田滋さん、早紀江さんは、このようなヘイトスピーチがまき散らされるようなデモの中でもぐみの写真を使わないでほしい」と、そういうことを何度も何度も彼らに伝えたところ、デモの途中でその写真を掲げることをやめました。

間で「デモを中止いたしました。これは、京都府警との交渉の中で、京都府警が、三条河原町を「デモ行進をするときに、やはり商店街などから批判が出る、ああいうところでやるべきでない」ということをちゃんと指導をしてくださって、結果的に

は、主催者側はマイクを一台使う予定だったんだけれども、それ以上使わせてくれということに対し京都府警は駄目だという交渉をする中で、それがどうでも、その後が再び出てきて、相変わらずヘイトスピーチをやろうとしていた。

警察厅にお尋ねをいたしますけれども、右派系市民グループが、拉致問題であつても、そういうデモをやろうとしたときに、交渉の中でどんな注意事項を主催者側に伝えているんでしょうが、お答えください。

○政府参考人(白川靖浩君) お答え申し上げます。警察におきましては、「デモ等の許可申請がなされた場合、いわゆる公安条例であれば公共の安寧の保持、道路交通法であれば交通の安全と円滑を図る観点から当該申請内容を確認しており、また、必要に応じて主催者等に対し指導を行つていただけるところでございます。

一般論ではござりますけれども、警察におきま

しては、いわゆるヘイトスピーチ解消法の趣旨を踏まえまして、「デモ等の許可申請がなされた際には、必要に応じまして同法の趣旨等について説明するとともに、参加者に対して周知するよう促す、あるいは違法行為の防止、関係者の安全確保、交通の円滑の確保等について事前に指導を行

うよう努めているところでもございます。

○政府参考人(白川靖浩君) ヘイトスピーチいわゆる解消法が

決というテーマを持って、実際にはひどいヘイトスピーチが今でも繰り返し行われ、今度の日曜日も行われようとしているのが今の日本の現実なん

本年四月二十三日にもそのような催しが計画されているということは承知しております。公安調査庁として関心を持つて見ていくところでございます。

本年四月二十三日にもそのような催しが計画されているということは承知しております。公安調査庁として関心を持つて見ていくところでございました。

本年四月二十三日にもそのような催しが計画されることは承知しております。公安調査庁として関心を持つて見ていくところでございました。

た。

今回、同じようなことをやるうとしたこの常習ヘイトスピーチ発言者が諦めざるを得なかつたよう、そういう京都府警の対応をしてくださつたというのは大きな解消法以降の前進だらうというふうに思っておりますので、そういう対応をこれからも全国に広げていっていただきたいというふうに思います。

とにかく、拉致ということを口にすれば誰も止めることはできないだろうということなんですが、横田滋さん、早紀江さんは、「めぐみへの遺言」という本の中でも、そういうことはやめてほしく。私にも何度も何度も、例えば滋さんは、在特会、あれは駄目ですよといふことなんですが、横田滋さん、早紀江さんは、「めぐみへの遺言」という本の中でも、そういうことはやめてほしく。私にも何度も何度も、例えば滋さんは、おつしゃつていたように、拉致問題を利用してもヘイトスピーチがまき散らされるようなことについては厳しい対応を取つていただきたいということを強調しておきたいといふふうに思います。

次に、時間も限られていますので、人権擁護局長にお聞きをいたします。前回時間がなくて質問することができませんでしたけれども、今でも行われているヘイトスピーチのデモについて、これは解消法ができる前から法務省が作った「ヘイトスピーチ、許さない。」というポスターを改ざんをしている。資料をお配りしましたけれども、「ヘイトスピーチ、許さない。」というスローガンに対して、「日本人へのヘイトスピーチ、許さない。」例えば、四月九日、中野でこれが使われ、あるいはその中野の後で新宿でも、デモの中でこの「ラバーカード」は使われおりましたけれども、擁護局長、こういふ改ざんについてどういう対応を取られているんでしようか。

○政府参考人(萩本修君) 委員から御指摘がありましたがとおり、法務省作成の「ヘイトスピーチ、許さない。」というポスターの文言を「日本人へのヘイトスピーチ、許さない。」と改変するなど、そのポスターを改変したものがインター

ト上などに散見されることは認識しております。

京都のデモについては、主催当事者がこの数日

な啓発活動を実施しているところでございます。今後の取組につきましては、これまで行つてまいりましたそうした取組の状況を踏まえ、また、限られた予算の中でのいかなる手法を取るのが最も効果的かといった点も考慮しながら適切に考えてまいりたいと思います。

○有田芳生君 最後に一点だけ。

先ほど法務省のホームページでもというお話をありましたけれども、この法務省のホームページを見ても、すばらしいとえて言いますけれども、このパンフレットができたということを、どこを探しても見えないんですね。前回と同じよう

うに工夫していただけないでしょうか。せっかく作られたんですから。ホームページ見たって、出でこない、表紙も出てこない。いかがでしょうか、改善していただきませんか。

○政府参考人(萩本修君) 先日もこの場で御答弁いたしましたが、ウェブサイトの内容につきましては、利用者の視点、利用者の目線に立つて少しでも利用しやすいものとなるように工夫、改善を確かに余り目立ちませんので、より目に留まるようになりますにはどうしたらいいか、工夫してまいりたいと考えます。

○有田芳生君 余り目立たないではなくて全然目立ちませんので、是非改善をお願いしたいということで、時間が来ましたので質問を終わります。○真山勇一君 民進党・新緑風会の真山勇一です。

今日は、捜査をめぐる問題についてちょっとお伺いしたいというふうに思います。その中でも、特に話のやり取りを傍受するという問題、これに傍受しているのは、一つは通信傍受、メール、携帯、LINEも含まれるということですけれども、こうしたものとの通信傍受と、もう一つは実際

の会話をですね、その場で集まつて話をしているそこの会話を傍受する。分かりやすい言葉でいうと盗聴ということになるわけですね、脇で聞くわけですから、盗聴という言い方もあるわけです。

今日は、その会話を傍受の方について伺いたいと思います。

まず、現在、犯罪の捜査に当たつて会話を傍受といふのは行われていますか。まず、それをお伺いいたしたいと思います。

○政府参考人(高木勇人君) 警察いたしましては、会話を傍受と言われる捜査は実施をしていないところでござります。

○真山勇一君 会話を傍受は実施をしていない確に今お答えいただきました。してない。

さあ、それでは、導入を検討されたことはありますか。

○政府参考人(林眞琴君) 制度の話ですので私からお答えいたしますが、この会話を傍受に関しましては、平成二十三年五月に発せられた法制審議会に諮問がなされ、新時代の刑事司法制度特別部会というものが設置されました。その際に、他の多くの捜査、公判に関する制度とともに、会話を受ける導入についても議論はなされました。

その結果、二十六年九月、審議会の答申で新たなる刑事司法制度の構築についての調査審議の結果という文書が取りまとめられましたが、その中に会話を傍受に関する記載がございまして、ここにおきましては、一つにおいて、会話を傍受は、振り込め詐欺や暴力団犯罪の捜査の際に必要であつて、理論的にも制度化は可能であるという意見がある一方で、個人のプライバシーを侵害する危険性が大きく、場面を限つたとして制度化自体に反対する意見があつたと、この二つの意見をその記載の中で紹介するとともに、この問題については今後の課題という形として、専門に応じて更に検討を行うことが考えられる

こと、こういったことに整理されたものと承知しております。

○真山勇一君 法制審議会の特別部会で取り上げられていましたということですね。

今、見送った理由も伺つたんですけども、このときにやつぱり一緒に当然通信傍受というのも取り上げられていましたと思うんですが、こつちは結局、去年の刑事訴訟法改正案で盗聴法改正という

ことで、捜査の一つとしてでき上がつたわけです。今、刑事局長の答弁ですと、会話を傍受の方はまだちょっと検討する、すべきであるというこ

とで見送られているということですね。

そうすると、法律は今ありません、ない、取り締まる法律はないというふうに解釈してよろしいですか。

○政府参考人(林眞琴君) 会話を傍受を強制処分だと考えた場合に、その強制処分を実現する法律、根拠となる法律がないということでおざいます。

○真山勇一君 ない。会話を傍受もやつていいとお答えでした。それから、制度としてもまだない。ですから、通信傍受はもうはつきりと法律もある、でも会話を傍受は今のところない。

○真山勇一君 ない。会話を傍受もやつていいとお答えでした。それから、制度としてもまだない。ですから、制度としては、やはりどう

いうことをした場合に違法かどうか、そのどちらかということが前提になるんですけども、それが違法かどうかとかとか、それとは異なり、主体が普通の私人が、私人が他人の家に向かつてそう

いうことをした場合に違法かどうか、そのどちらかということが前提になるんですけども、それが違法かどうかといふことについてお答えいたしま

る前の方で、私どもとしては刑事訴訟法を所管しておりますので、前者の方の捜査機関がそのよ

うな捜査を行つた場合、それが刑事訴訟法上合法なのかどうかということについてお答えいたしま

すけれども、それにつきましては、やはりどう

いつの高性能のもので会話を傍受するかといふこ

とが、一概に、具体的な態様は明らかではございませんけれども、それにつきましては、やはり捜

査の処分の中で強制処分というものの定義がございまして、これが、個人の意思を制圧し、身体、住居、財産等に制約を加えて強制的に捜査目的を実現する行為など、特別の根拠規定がなければ許容することが相当でない手段を意味すると、こう

されております。

御指摘のような捜査手法というものについてはやはり強制処分といふものに該当すると考えられますので、任意処分、任意捜査とか、そういう形

でできないと考えております。

○真山勇一君 いや、時間がないので先へ行きましたので、任意処分、任意捜査とか、そういう形

いんすけれども、いわゆる先ほど私がお話しした盗聴器などですね、そうしたものの機器を室内に、屋内に設置して、そして会話を傍受するとい

れども、実際に現実の世界、社会では会話を傍受が行われている。

ちょっとと具体的にお伺いしたいんですけども、まず一つ目、超指向性のマイクですね。今、マイク良くくなつていまして、離れたところでも指向性の強いマイクを使えば遠い会話を聞こえるということなんですね。そういう超指向性の強いマイクなどの機器を使って屋内じゃなくて屋外から会話を傍受する、これは認められるのか認められないのか、違法か違法でないのでしょうか。

○政府参考人(林眞琴君) 委員の御指摘が、捜査機関が捜査としてそのような超高性能の指向性マ

イクで例えば屋外から屋内の会話を傍受する、これが違法かどうかとか、それとは異なり、主体が普通の私人が、私人が他人の家に向かつてそう

いうことをした場合に違法かどうか、そのどちらかが違法か違法でないのかといふことについてお答えいたしました。

うケースはいかがですか

○政府参考人(林眞琴君) さらに、今のような御

指摘、盗聴器などを屋内に設置するというのは、これが恐らく法制審議会の中でも一番議論の対象となつたような態様の会話傍受だと思いますけれど、これ 자체、法制審議会においても、これは強制処分であるということと、強制処分の根拠規定がなければできないという前提で議論がなされておりまへる。二点目を、云則をもう一つつづけておきたい。

おじました。それを今後 法規度をどうするのか
といふことが法制審議会でも議論されて、それに
ついては両論あり、今後の課題であると、こうい
うふうに整理されたと理解しております。

次に他人のスマホあるいはパソコンこれを遠隔操作、いわゆるハッキングということだと思います。うんですが、そのようなハッキングして会話を傍受するということはいかがでしょうか。

○政府参考人(林眞琴君) これについても、現在、のような捜査を許容する法的な根拠になる

ものはないと考えております。
○真山第一君 そして、もう一つ伺いたいです。
潜入による録音などでの会話傍受ということでも
きると思うんですね。例えば、集会に紛れて、小
型の高性能の録音機をポケットに入れて、そして
会話をしている近くに行つて会話を録音、傍受す

るということですね。それから、あるいは、やっぱりサラリーマンの私たち、普通のサラリーマンですと飲み屋さんへ行きますね。飲み屋さんで話をしているその席で、すぐ隣の席へ座つて会話を傍聴する。あるいは、公の場所ですね、例えば公園のベンチ、座つている人の横に座つてその会話を

○政府参考人(林眞琴君) 今委員、潜入による録音などでの会話傍受ということで様々なケースを挙げられましたが、これなかなかその具体的な態様において一概にお答えできない部分があると思ふ。

いいます。会話といいましても、オープンスペース

ではかの人にも聞こえるような形での会話、これを録音した場合はどうなのか、あるいは、幾らオープンスペースだとしてもほかの人には聞こえないような形での会話だったらどうなのかと、そういう形での具体的な態様によってなかなか判断、一概にお答えすることは困難であろうかと思います。

○真山勇一君 今局長からお答えいただいたいたのは、捜査上の観点からお答えいただいたと思うんです。ですが、先ほど冒頭で、最初の方で説明ありましたように、そうじやなくて、捜査じやなくて、民間の人がやつぱり最近こういう傍受、会話の傍受あるいは通信傍受みたいなのがやるケースがあるんですが、そういう場合は違法なんでしょうか、

○政府参考人林眞琴君： 刑事の場合として、私
人のそのような行為がどのような犯罪に当たるの
かということで考えれば、例えばその盗聴器を設
置するために住居に侵入するとか、そういうたと
えが犯罪に当たる、そういう形でその行為が違法

おされると、ということはあるうかと思ひます。
○真山勇一君　ちょっとと様々なケースがあるので
やっぱりそれは難しい面もあると思うんですけど
ども、やはり今の社会においては非常にいわゆる
ハードの部分の機材がもう日進月歩でどんどん進
んでいます。今まで不可能かなと思っていたことが

できるよう、そういう高性能の例えはマイクとか録音機とか、そういうのができるので、捜査上もこういうものを使おうと思えば使えるかもしれないけれども、素人でもそういうものを手に入れてしまうことができるということなので、この辺の辺りというのはやはり法制審議会でそういう審議

もしておられるようで、通信傍受の方は大分現状に合ったものに少しづつ変えられた部分もあると。いうふうに思うんですねけれども、こうした部分がちょっととまだ非常に曖昧な部分もあるんではないか。逆に言うと、曖昧だからこそどういうふうに使われるのかなという不安のはあると思う

んですね。お互いに、先ほどありましたように、

やつぱりプライバシーの問題とか、聞かれてほしくないことは聞かれないようになるかも知れないけど、うつかり聞こえてしまうということもあるわけで、そうしたことから、プライバシーの侵害とか人権問題とか、そういうことが起きるんじやないかと思うんですが。

ただ、そうはいつても、法制審議会でこうやつ二回会話を二つ、二つともう少し、二

で一回会話の傍聴といふことが取り上げられたと
いうことは、どうなんでしょうか、捜査の面から
見ますと、今お話、局長から伺いましたが、会話
の傍聴というものは捜査上の一つの捜査手法として
は、もし認められるようなことになれば、これは
有効なものなんでしょうか。

答弁と若干重複するところがござりますけれども、法制審議会におきまして、会話傍受につきましては、振り込め詐欺や暴力団犯罪の捜査あるいはコントロールデリバリーの手法による薬物・銃器犯罪の捜査の際に、共謀状況や犯意に関する証拠を収集する上で、こういったものに限つて導

入することは検討の余地があるのではないかといつた議論がなされた一方で、通信傍受以上に個人のプライバシーを侵害する危険が大きいなどとして制度化自体に反対する意見があり、結果として法整備を行うべき要綱への盛り込みは見送られたものというふうに承知をしております。

○真山勇一君 法制審にそういうふうにテーマとしてかけられているということは、やはり捜査をする上で有効というか、有力な一つの手法になるのかなという、そうしたことがあると思いますのでこうした法制審にもかけられて議論をしているんじゃないかというふうに思うわけですね。やつ

ぱり気になるのは、今のところ法律がないということ、それから、ある意味効果の有効なものであるというふうなことでございます。捜査上、それから捜査の手段としては今後もまだ検討するといふことなわけです。

やつぱりとても心配なことは、今、組織犯罪処

罰法、いわゆる共謀罪審議が始まつておりますけ

れども、やはりそういう中で、例えばLINEもその捜査の対象になる、監視の対象になるということを言っているわけですね。今こうやって取り締まる直接法律がないとすると、やっぱりこうした会話傍聴もいわゆる共謀罪の中に捜査の一つの手法として導入されるのではないかという、そういう懸念、心配も当然考えられるわけなんですが。

その辺り 遷入するということ 通信傍受はもうこれ共謀罪の捜査上使うといふにおつしゃつてはいるのですから、この会話傍受の方についてははどうなのか、その辺りはちょっと金田大臣からお伺いしたいと思います。

○國務大臣(金田勝年君) ただいま真山委員から御質問がございました点にお答えをいたします

か テロ等準備罪の新設を含むテロ等準備罪処罰法案が成立した後にというお話をなんだろうと思いますが、そういう場合に会話傍受を導入することは予定しているのかという質問だらうといふふうに受け止めました。その場合に会話傍受を導入することは予定しておりません。

○真山勇一君 成立した後、会話傍聴ということは、導入することは予定していない、いないといふことですね。ただ、そういうふうにはつきりおっしゃつていただけるのは分かるんですが、一つ、この国際的な組織犯罪の防止に関する国際連合条約、いわゆるT.O.C条約、この中の第二十

四行ほどのでちょっとと読ませていただきたいんです
が、第二十条、特別な捜査方法。一、締約
条、第二十条に特別な捜査方法というのがあるん
ですね。これ、措置をやつてほしいというよう
な、多分承認する国には求めているんだと思いま
す。

自國は、自國の国内法制の基本原則によって認められる場合には、組織犯罪と有効的に戦うために、自國の権限のある当局による自國の領域内における監視付移転の適当な利用及び適当と認める場合には電子的その他の形態の監視、潜入して行う捜査などの特別な捜査方法の利用ができるようにならなければならぬ。

可能な範囲内で、かつ、自国の国内法により定められる条件の下で、必要な措置をとると書いてありますね。

法律が成立しても室内傍受は取らないというふうに大臣はつきりおっしゃいましたけれども、この条約の中には、その措置をこれ、とれというふうに命令はしていないだけど、そういう特別な捜査方法を明記しているわけですね。これは、こういつふうになつていてもやらないといふうに確約をしていただけたんですね。大臣にお願いしたいと思います。

○國務大臣(金田勝年君) ただいまのT.O.C.条約、これについては外務省の方が所管だとは思いますが、T.O.C.条約第二十条は、会話傍受の導入を義務付けるものではないと、このように受け止めています。

○真山勇一君 義務付けているものではなくても、やっぱり、よく言われているように、時間が短くにまとめますが、この条約でテロのことが求められていないにもかかわらず、今回のこちらの法整備はテロだというふうにおっしゃっているわけですから、求められないとも、こういうふうに書いてあれば、もしかしたらこういうことも成立後は採用されることがあるんじやないかという懸念があります。時間がなくなりましたので、懸念があります。また機会を見てこの後の話はやりたいと思います。

○佐々木さやか君 公明党の佐々木さやかです。

今日は、再犯防止と刑務所における高齢化などの問題について取り上げたいと思います。今日は、再犯防止と刑務所に入れて取り組んでいただいてるところであります。また、再犯防止推進法、これが昨年の十二月に成立をして施行もされております。

この再犯防止においては、就労と住居の確保といふことが非常に重要でございまして、例えは有職者、無職者別の再犯率を見ましても、有職者に

比べると無職者の方が再犯率が相当程度高いといふデータもございます。また、住居の確保についても同様でございまして、やはり帰住先がきちんと確保された上で刑務所から出所をするということが再犯の防止にとって重要なというふうに思っております。

再犯防止推進法が成立をいたしまして、政府の方でこの推進計画を定めるということになつていいと思います。これについてもいろいろと議論をしていただいていると思いますけれども、この就労と住居の確保に関してはどのように取り組んでいくのか、議論の状況について伺いたいと思います。

○政府参考人(高嶋智光君) お答えいたします。

御指摘のとおり、昨年の十二月、再犯の防止等の推進に関する法律が施行されました。この法律では、法務大臣が再犯防止推進計画の案を作成しまして、閣議の決定を得るということになつております。

計画案の作成に向けた検討を行ったために、今年二月に法務省内に、法務副大臣を議長とし、関係行政機関や有識者の方々をメンバーとする再犯防止推進計画等検討会を設置いたしました。この検討会におきまして、既に二回ほど会議を行つておりますが、検討会を行つておりますが、就労、住居の確保、保健医療、福祉サービスの利用促進、就学支援、民間ボランティアの活動の促進、地方公共団体における推進体制の整備といったテーマを設けまして、そのテーマ別に再犯防止を取り巻く様々な課題につきまして幅広く活発に議論し、検討を進めているところでございます。

○政府参考人(高嶋智光君) お答えいたします。

お尋ねの矯正医官の特例法、平成二十七年十二月一日で施行されていますが、その十二月一日現在では矯正医官が二百五十三名在籍をしておりました。本年の四月一日現在につきましては、矯正医官が二百七十五名ということで二十二名増となつております。

この医官特例法を作つていただきましてこと、た第二回検討会において議論が行われ、職業訓練の充実、就職後の職場定着等のための息の長い支援が必要であること、こういったことや、協力雇用主や更生保護施設等の民間協力者の活動を一層支援していくことが重要であるといった意見が出されたところであります。

再犯防止推進法が施行されてから一年になります今年十二月中には推進計画が取りまとめられます。す今年十二月中には推進計画が取りまとめられます。す

よ、鋭意検討を進めてまいりたいと考えております。

○佐々木さやか君 この就労と住居の確保、先ほど申し上げたように非常に重要であります。検討していただいているということでありますけれども、例えば更生保護施設なども今、施設にもよるとは思うんですけども、なかなかその施設を出した先の継続的な、更生保護施設というの是一時的な入所でありますので、その先の住むところが受け入れたとしても受け入れられないとか、そういった課題もありますし、たくさん課題があるところですので、是非十分に検討いただきたいと思います。

この再犯防止については、受刑者の高齢化といふ問題も非常に密接に絡んでまいります。医療とか、また介護という問題も出てきしております。それについて、まず矯正医官の確保状況を伺いたいと思いますけれども、この矯正医官の確保といふ点についても、平成二十七年の八月に矯正医官の兼業及び勤務時間の特例等に関する法律、これも成立をしているところであります。その後の確保状況等について教えていただきたいと思います。

この再犯防止についても、受刑者の高齢化といふ問題も非常に密接に絡んでまいります。医療とか、また介護という問題も出てきております。それについて、まず矯正医官の確保状況を伺いたいと思いますけれども、この矯正医官の確保といふ点についても、平成二十七年の八月に矯正医官の兼業及び勤務時間の特例等に関する法律、これも成立をしているところであります。その後の確保状況等について教えていただきたいと思います。

○政府参考人(高嶋智光君) お答えいたします。

御質問の就労、住居の確保といふ点でございました。本年の四月一日現在につきましては、矯正医官が三百七十五名ということで二十二名増となつております。

○佐々木さやか君 この矯正医官の確保、引き続

き取り組んでいただくとともに、現状不足しているということもあるわけですので、矯正医官がない場合でも、どうやって医療の体制を確保するかといふところもいろいろと知恵を絞つて、引き続き体制の整備に取り組んでいただきたいと思います。

この医療の問題といふのも、やはり受刑者の高齢化といふこととも関係をして、一五年末の段階

で受刑者の六割以上に何らかの疾患があるというようなデータもあるところであります。

この高齢化に伴つて、医療に加えて介護といふ問題も出てきております。そこで、刑務所の現在の高齢化率の状況ですか、それから身体が不自

由になった受刑者に対する処遇における課題、また取組、こういったところをお聞きしたいと思います。

○政府参考人(富山聰君) お答えいたします。

高齢受刑者は、私どもの統計では六十歳以上といふことで取らせていただいているのですが、平成十七年の年末、この六十歳以上の高齢受刑者が全受刑者に占める割合というのは一一・六%でございました。それが平成二十七年の年末には一八・五%となつております。この十年間でこの数字は毎年確実に上昇をしているということになつております。

やはりこの高齢の受刑者に対する処遇をどうのようにしていくかというのが大変重要な課題となつてきています。この高齢受刑者の処遇を行なう上で配慮している事項といたしましては、例えば高血圧や糖尿病などの生活習慣病への罹患など身体的な問題を抱えている者も多いため、必要に応じて刑務作業の時間を通常の受刑者と比べて若干短くするといったような配慮をしたり、作業の内容を比較的軽度のものにするというような配慮をしたり、また食事につきましても柔らかく調理したものを給与する、あるいはいわゆる刻み食といつたものを給与するといったような配慮を行なつております。

また、高齢受刑者が社会復帰に向けての必要な支援、指導を在所中から行つていくことが大変重要でございますので、福祉関係機関の御協力を得ながら、健康管理の重要性あるいは社会福祉に関する制度などを理解させるための指導を行なつては、さらに認知症に罹患している者、あるいは認知能力の低下がうかがわれる者に対しては、この認知症の進行をできるだけ遅らせるために、可能な限り他の受刑者と集団で作業を行う機会を設けた上で、身体機能の維持のために軽い運動を行なつたり、また認知機能の維持のために簡単な計算問題を行なせるなどの高齢受刑者に特化した処遇なども行なつてきています。

また、加えて、日常生活に介助が必要であり、

そもそも作業を実施すること自体が困難な受刑者

もおります。こうした受刑者につきましては、病気の者を収容する居室棟に収容をしたり、あるいは病状によつては医療刑務所に収容して医療措置を講じるといったような対応もしております。

今後もこうした取組をいたしまして、高齢受刑者に対し適切な処遇を充実させ、再犯防止や社会復帰支援により一層努めてまいりたいと考えております。

○佐々木さやか君 今御説明していただきました

ように、刑務所での処遇、具体的にいろいろな工夫をしていただいているところであります。刑務官をしていただいているところです。

官の皆さんも、やはりそういう高齢受刑者に対する介助だつたりとか、いろいろな配慮ということ

も刑務官の皆さんのがつていただいている、これまでとはまた違う仕事とかスキルとかも身に付けていたかなきやいけないと、こういう状況にあ

ると思います。

そうした形で今までやつていただいているわ

けですけれども、やはり限界もあるということ

で、刑務所への介護専門スタッフ、これを配置す

るための予算を今年度の予算で確保しているとい

うふうに聞いております。そこで、その介護専門

スタッフの配置、どのように行なつていいのか、お

聞きしたいと思います。

○政府参考人(富山聰君) お答えいたします。

先ほども御説明いたしましたとおり、刑事施設においては認知能力や身体機能が低下している高齢受刑者が相当数おりまして、これらの者に対しては

従来から必要に応じて職員などが食事や入浴等の日常生活の介助を行なうなどしていったところな

んですが、このような対応は刑務官の日常の業務

負担を増加させる要因となつていて、また専門的

な介護の知識を必ずしも持つていらない刑務官にこ

うした業務を行なわせるということも決して好ましい状況とは言い難いといつぶつと考えておりま

す。

こうした事情を踏まえまして、高齢受刑者の介

護の体制の充実強化を図るために、本年度の予算

におきまして、高齢受刑者の占める割合が高い刑

事施設を中心に介護専門スタッフを配置すること

いたしました。具体的には、医療刑務所四戸、又は医療刑務所に準ずる施設として、医療機器や

医療関係職員を重点的に配置している医療重点施設と呼んでいる施設が全国に八戸ございます。これが二十戸ございまして、合計三十二

戸に介護専門スタッフを配置することとしております。

○佐々木さやか君 まだいま佐々木委員から御指摘ございましたように、特に女性犯罪者の場合には、何らかの被害経験といいますか、被害を持っています方にお願いするかというのもありますけれども、ただでさえ介護の現場で働く人材が不足しているという中で、刑務所で働いていただけます。そのため、刑務所で働く人材が不足するという声もあるわけであります。適切な処遇を行うことは必要なわけでも、取組をお願いしたいと思います。

○佐々木さやか君 介護スタッフ、どういう資格を持つている方にお願いするかというのもありますけれども、ただでさえ介護の現場で働く人材が不足しているという中で、刑務所で働いていただけます。そのため、刑務所で働く人材が不足するという声もあるわけであります。適切な処遇を行うことは必要なわけでも、取組をお願いしたいと思います。

○国務大臣(金田勝年君) ただいま佐々木委員から御指摘ございましたように、特に女性犯罪者の場合には、何らかの被害経験といいますか、被害を持っています方にお願いするかというのもありますけれども、ただでさえ介護の現場で働く人材が不足しているという中で、刑務所で働いていただけます。

○国務大臣(金田勝年君) ただいま佐々木委員から御指摘ございましたように、特に女性犯罪者の場合には、何らかの被害経験といいますか、被害を持っています方にお願いするかといいますか、被害を受けた者の特性に応じた指導、支援を実施する

ことが必要であるうかなどというふうに認識をする

わけでありまして、いろんな再犯防止に向けての

課題があるんだろうと、このように考えておりま

す。そのほかにも、再犯防止対策には、就労、住

居の確保、保健医療、福祉サービスの利用の促進、就学支援の充実といつたいろいろな課題がある

と、このように認識しております。

先日の十八日に開催されました犯罪対策閣僚会議における安倍内閣総理大臣からの指示がございました。国だけではなく自治体においても息の長い取組が必要であることから、全国の自治体において再犯防止対策が推進されるよう、地域の強化を生かす新たな施策の実施も含めて一層強力に取り組むよとの御指示がありました。

あるいは、再犯防止推進計画等検討会における議論というものがございます。厚生労働省を始め

とします関係省庁の理解と協力を得ながら、再犯

防止を取り巻くいろんな課題に対する有効な計画

案、これを作成できるように、委員も御指摘のとおり、しっかりと取り組んでまいりたいと、この

ように考えております。

○佐々木さやか君 よろしくお願ひします。

七

委員官御指摘の答弁につきましては、シリアにおける状況に言及しつつ、北朝鮮は弾頭に化学兵器を搭載し得る可能性も否定できないといった一つの見方を示したものと承知しております。核兵器や化学兵器を含む大量破壊兵器の拡散と使用の脅威はシリアだけの問題ではなく、北朝鮮など東アジアにおいても存在し得るものと考えております。アにおいても存在し得るものと考えております。我が国といたしましては、このような厳しい現実を踏まえまして適切に対応する必要があり、危険をあおつてているとの批判は当たらないと考えております。

ターノーなどで動物園からライオンが逃亡したとか朝鮮人が井戸に毒を投げ込んだなど悪質なデマが投稿され、これが瞬時に拡散しています。投稿を見た在日の女性は、このデマで多くの朝鮮人が殺された関東大震災が頭に浮かび、恐ろしかったとうふうに話されています。

そういうことから考えていきますと、やはりこの投稿を見たこの在日の女性の声など、多くの人たちの声を聞いていきますと、この日本軍の慰安婦の問題も、そして関東大震災における朝鮮人虐殺のことも、これは消すことができない歴史の事

○政府参考人(林眞琴君) 平成二十七年一月一日
から同年十二月三十一日までの間で警察当局が逮捕して検察当局において身柄送致を受けた被疑者の人員、これが十一万八千二百五十九人。そして、検察当局が逮捕した被疑者の人員、これが百九十四人。合計しますと、十一万八千四百五十三人となります。なお、これについては、自動車による過失致死傷と、あるいは道路交通法等違反事件、これについては除いております。

いますが、その件数でいきますと、四万四千五
百五十五件についてこの一年間で録音、録画を
行つております。
先ほど全体の身柄事件の件数を十一万八千四百
五十三人と言いました、そして、この五万一千百
五十五件について録音、録画を行つたということ
を、これを単純で比較しますと、その割合は約四
割の身柄事件について録音、録画を行つていると
いうことになります。
なお、付言いたしますと、裁判員裁判対象事件

その上で申し上げれば、北朝鮮問題の対処に当たり、外交努力を通じて平和を守ることが重要であることは言うまでもございません。我が国としては、引き続き、国連の場を含め、米国及び韓国、中国等の関係国と緊密に連携しながら、北朝鮮に対して更なる挑発行動の自制や安保理決議の遵守を強く求めてまいる所存でございます。

このような我が国の立場につきましては累次中國を含む関係国に説明してきておりまして、引き続き関係国と緊密に意思疎通を図つてまいりたいと思います。

○糸数慶子君　昨日の新聞で、中央防災会議の専門調査会がまとめた報告書、これに関する内閣府がホームページから削除していたと報じられています。この件については先ほど有田委員からも質問がございました。の中には関東大震災時の朝鮮人虐殺についての記述が含まれていたということですが、これに関しては、このホームページ上で、これに關しましては、このホームページ上で、この中ではありますまいが、この中で、削除ではないかジの削除ではなくなりニヨーアルによつて一時的に見られないといふだけで、近くウエブサイトに掲載されるということを確認いたしましたので、質問ではありますまいが、この中で、削除ではないかと心配をする声が上るのは、やはりこれは歴史を修正しようとする政治家や著名人の言動が影響していると、そのようなことがあるといふふうに言わざるを得ません。

昨年四月の熊本地震の発生直後にも、ツイッ

実たどりうことを申し上げたいと思います。
なぜかといいますと、冒頭にも御質問いたしましたけれども、この慰安婦問題についての記述、これに関しては国立公文書館が、慰安婦を連行する公文書十九件、そして百八十二点の資料が内閣官房に提出されたと、このように報道されているわけですが、後々になつてこういう歴史の事実というのが出てくるわけであります。
そういうことを考えていきますと、やはりそのときそのときによつて、私は、歴史を変えていく、そういうことがないよう、この日本軍慰安婦の問題も、関東大震災によるこの朝鮮人虐殺も、消すことのできない歴史の事実だということを改めて申し上げておきたいと思います。
ここで私の質問は終わりたいと思います。ありがとうございました。

○東徹君 日本維新の会の東徹でございます。
今日は、一般質問ということでありますので、様々なちよつと通告をしておりますが、まず最初に、衆議院の方でもテロ等準備罪、審議が入つております。日本維新の会としては、そのテロ等準備罪、国民に安心をしてもらうためにも取調べの可視化を入れるべきということで言わせていただけております。
その取調べの可視化について、まずお伺いをさせていただきたいたいと思います。

裁判員裁判の対象事件とか、それから検察の独自捜査事件を含めて、被疑者が逮捕された事件で

○東徹君 全体で十一万八千四百五十三件ということがありますけれども、それでは、そのうちどの程度の事件において被疑者取調べの可視化が行われたのか、また、それが被疑者が逮捕された件数のうちどの程度の割合なのか、お示しをいただきたいと思います。

○政府参考人(林眞琴君) 検察当局における被疑者の取調べの録音、録画の実施件数についてお答えいたします。

まず、検察におきましては、平成二十六年十月までは四つの類型の事件について録音、録画を行ない、さらに平成二十六年十月からはそれ以外の類型についても録音、録画を行うようになっています。

まず、二十六年十月までは裁判員裁判対象事件というものが一つ対象として録音、録画されましたが、この件数でいきますと、これやはり平成二十七年の一月一日から同年十二月三十一日までの実施件数でいきますと、裁判員裁判対象事件に対して三千二百七十四件、それから独自捜査事件については百三十五件、それから知的障害によりコミュニケーション能力に問題がある被疑者等に係る事件、これにつきましては千三百三件、さらに精神の障害等により責任能力の減退、喪失が疑われる被疑者に係る事件、二千六百三十八件ございました。さらに、先ほど申し上げました平成二十六年十月以降はこういつた類型に当たらないものにつきましても録音、録画を行つてているわけでござ

二・八%ということになります。

○東徹君　ということは、確かに知的障害者とか精神障害者、こういったのを除いて裁判員裁判の対象事件、それから検察独自の捜査事件、そういうものの逮捕の件数から占める割合は約二・八%ということで、非常に少ないわけですね。

そうしたら、この裁判員裁判の対象事件とか検察の独自捜査事件においては、これかなりの高い、恐らく一〇〇%近い割合で取調べの可視化が行われていると思うんですが、その点はそういうことで間違いないんですかね。

○政府参考人(林真琴君)　御指摘のとおりでございまして、裁判員裁判対象事件については約九九%において録音、録画が行われております。その他、先ほど申し上げました独自捜査事件でありますとか、知的障害あるいは精神障害、こういった類型での事件については一〇〇%の録音、録画をしております。

○東徹君　ただ、全体の逮捕件数、全体で考えるところ三・三%程度にとどまっているということでありますから、今後、更にその可視化というものをやつぱり進めていくというのが大切だと思っておりますけれども、どの程度、これは目標としてどのようないくつかの対策を考えているのか、検察、警察それぞれについてお伺いしたいと思います。

夕べなどで動物園からラライオンが逃亡したとか朝鮮人が井戸に毒を投げ込んだなど悪質なデマが投稿され、これが瞬時に拡散しています。投稿を見た在日の女性は、このデマで多くの朝鮮人が殺された関東大震災が頭に浮かび、恐ろしかつたといふふうに話されています。

そういうことから考えていきますと、やはりこの投稿を見たこの在日の女性の声など、多くの人たちの声を聞いていきますと、この日本軍の慰安婦の問題も、そして関東大震災における朝鮮人虐殺のことも、これは消すことができない歴史の事実だということを申し上げたいと思います。

なぜかといいますと、冒頭にも御質問いたしましたけれども、この慰安婦問題についての記述、これに関しては国立公文書館が、慰安婦を連行する公文書十九件、そして百八十二点の資料が内閣官房に提出されたと、このように報道されているわけですが、後々になつてこういう歴史の事実というものが出てくるわけであります。

そういうことを考えていきますと、やはりそのときそのときによつて、私は、歴史を変えいく、そういうことがないように、この日本軍慰安婦の問題も、関東大震災によるこの朝鮮人虐殺も、消すことのできない歴史の事実だということを改めて申し上げておきたいと思います。

ここで私の質問は終わりたいと思います。ありがとうございました。

○東徹君　日本維新の会の東徹でございます。

今日は、一般質問ということでありますので、様々ななちょっと通告をしておりますが、まず最初に、衆議院の方でもテロ等準備罪、審議が入つております。日本維新の会としては、そのテロ等準備罪、國民に安心してもらうためにも取調べの可視化を入れるべきということで言わせていただいているります。

その取調べの可視化について、まずお伺いをさせていただきたいと思います。

裁判員裁判の対象事件とか、それから検察の自査事件を含めて、被疑者が逮捕された事件で

○政府参考人(林眞琴君)　平成二十七年一月一日から同年十二月三十一日までの間で警察当局が逮捕して検察当局において身柄送致を受けた被疑者の人員、これが十一万八千二百五十九人。そして、検察当局が逮捕した被疑者の人員、これが百九十四人。合計しますと、十一万八千四百五十三人となります。なお、これについては、自動車による過失致死傷と、あるいは道路交通法等違反事件、これについては除いております。

○東徹君　全体で十一万八千四百五十三件ということでありますけれども、それでは、そのうちどの程度の事件において被疑者調調べの可視化が行われたのか、また、それが被疑者が逮捕された件数のうちどの程度の割合なのか、お示しをいただきたいと思います。

○政府参考人(林眞琴君)　検察当局における被疑者の取調べの録音、録画の実施件数についてお答えいたします。

まず、検察におきましては、平成二十六年十月至では四つの類型の事件について録音、録画を行ない、さらに平成二十六年十月からはそれ以外の類型についても録音、録画を行うようになつています。

まず、二十六年十月までは裁判員裁判対象事件というものが一つ対象として録音、録画されましたが、この件数でいきますと、これやはり平成二十七年の一月一日から同年十二月三十一日までの実施件数でいきますと、裁判員裁判対象事件として三千二百七十四件、それから独自捜査事件については百三十五件、それから知的障害によりコミュニケーション能力に問題がある被疑者等に係る事件、これにつきましては千百三件、さらに精神の障害等により責任能力の減退、喪失が疑われる被疑者に係る事件、二千六百三十八件ございました。さらに、先ほど申し上げました平成二十六年十月以降はこういった類型に当たらないものにつきましても録音、録画を行つてあるわけでござ

いますが、その件数でいきますと、四万四千五百五十三人と言いました、そして、この五万一千五百五十五件について録音、録画を行つたということを、これを単純で比較しますと、その割合は約四割の身柄事件について録音、録画を行つて行つております。

先ほど全体の身柄事件の件数を十一万八千四百五十三人と言いました、そして、この五万一千五百五十五件について録音、録画を行つたということを、これを単純で比較しますと、その割合は約四割の身柄事件について録音、録画を行つて行つてお伺いしたいと思います。

なお、付言いたしますと、裁判員裁判対象事件と独自捜査事件だけについて見ますと、これを合計しますと三千四百九件となりますので、これに限つて見ますと、その全体の中に占める割合は二・八%ということになります。

○東徹君　　ということは、確かに知的障害者とか精神障害者、こういったのを除いて裁判員裁判の対象事件、それから検察独自の捜査事件、そういったものの逮捕の件数から占める割合は約二・八%ということで、非常に少ないわけですね。

そうしたら、この裁判員裁判の対象事件とか検察の独自捜査事件においては、これかなりの高い、恐らく一〇〇%近い割合で取調べの可視化が行われていると思うんですが、その点はそういうことで間違いないんですかね。

○政府参考人(林眞琴君)　御指摘のとおりでございまして、裁判員裁判対象事件については約九九%において録音、録画が行われております。その他、先ほど申し上げました独自捜査事件でありますとか、知的障害あるいは精神障害、こういったた類型での事件については一〇〇%の録音、録画をしております。

○東徹君　　ただ、全体の逮捕件数、全体で考えると三%程度にとどまつてゐるということでありますから、今後、更にその可視化というものをやつぱり進めていくというのが大切だと思っておりましけれども、どの程度、これは目標としてどのようないふ対策を考えているのか、検察、警察それぞれについてお伺いしたいと思います。

<p>繰り返し尋ねました。驚くべきことに、法務省幹部当然座つておりましたけれども、委員長からも促されながら、一言も発言をされませんでした。証務局あるいは担当証務検事は農水省が関係漁協と想定問答を作るやり取りをしていることを知つていたんですか。</p> <p>○政府参考人(走塚誠君) お答え申し上げます。御質問の点につきましては、これは農林水産省において漁業団体と交渉されていたことに関わる事項であるため、法務当局としては答弁を差し控えたいと思っております。</p> <p>そもそも、農林水産省と漁業団体のやり取り、これを法務省が明らかにするということは、今後の訴訟当事者としての国あるいは法務省代理人としての法務省の交渉又は争訟に係る事務に関して、その地位を不正に害して適正な事務の遂行に、法務省として、これを害するおそれがあるというふうに考えております。</p>
<p>○仁比聰平君 知らぬ存ぜぬでござまかせるような話ではないんです。千拓事業開始から二十年、重大な社会的紛争、政治課題なんですね。その解決の責任の最前線にいるんだという自覚があるのかということです。</p> <p>知つていていたとするなら、これは卑劣な被害者との共犯でしょう。事件当事者と代理人弁護士の関係で例えば照らしてみますと、強姦事件の被害者が被害を償えと求めている裁判で、加害者が法廷の外で被害者に圧力を掛けている、それを知りながら、あるいは掛けさせておいて、加害者の代理人弁護士が知らぬ存ぜぬと言いつ張つて裁判を遂行する、そんな類いの話ですよ。</p> <p>これ、局長、立場は違つても、法曹の倫理、クリーンハンドに反する不当な態度ではありませんか。</p> <p>○政府参考人(走塚誠君) お答え申し上げます。</p> <p>一般論としてもそうですが、和解の過程で各省政府がどのようなことをされて、そして証務局と一緒に和解をしていくのかと、その過程について法務省の方から、あんなことをした、こんなことを</p>
<p>したといったことが出るということになれば、その原序である省府が今後法務省に言うことはやめようということが出てきかねない、そういうことがありますので、国の訴訟事務というものの円滑に運営していくためには、私どもの方から、どういう見地からこれは法務省としてはお答えすることができないと、こういうことでございます。</p> <p>○仁比聰平君 原局が、大臣、大臣、原局が証務に正直に物を言わなくなるかもしないということを懸念しなきゃいけないようなことが国の訴訟の現実かということですよ。</p> <p>大臣、三月七日の所信表明で、法の支配の実現と、その地位を不正に害して適正かつ効果的に、法務省として、これを害するおそれがあるというふうに考えております。</p> <p>○國務大臣(金田勝年君) お尋ねの指揮権限とは、国の利害に關係のある訴訟につきましての法務大臣の権限等に関する法律、すなわち法務大臣権限法第二条第二項、第六条第一項に基づくものであり、国を当事者等とする民事訴訟及び行政訴訟の遂行に当たり、法務大臣が当該訴訟に係る所管行政官又はその職員に対し指示、命令等を発する権限であると、このように申し上げます。</p> <p>○仁比聰平君 大臣、条文だけ紹介してどうするんですか。つまり、あなたが指揮権限を持つているわけでしょう。農水省もその指揮権限に服して裁判に当たっているわけです。その下で卑劣な被害者漬しが行われた、その根本にあるのは何か</p> <p>○政府参考人(走塚誠君) お答え申し上げます。</p> <p>裁判におきましては、訴訟物、訴訟の対象となるものに向けて最も良い主張、立証を行っていくことがあります。ただ、委員御指摘のとおり、和解につきましては、それは原序とよく相談しながら、最もいい、最も適切な解決ができるようについてお手伝つてもらつておきます。</p>
<p>○仁比聰平君 時間がなくなりましたから、大臣、最後、認識を問うことができないのが残念ですか。ついでに、昨日上げた有明海漁業の再生事業について、昨年十一月、沿岸四県漁協の、長崎も含めてですよ、が、農水大臣と、そして自民党的プロジェクトチームに要請をしています。そこで私は、この間も申し上げましたけれども、相反する義務に板挟みになつているということではなくて、千拓ありき、開門は絶対にさせないという本音、農水省の言わば正体がこれは現れているわけですよ。そうした下で、事業開始から二十年たちました。けれども、千拓地はやつていけなくて、リース料が払えなくて、九件の事業者が撤退するなど費用対効果は〇・八一、そういう事態です。</p> <p>証務局あるいは証務担当検事は、これまでの再生事業の費用対効果、これ裁判でつと、さんざつぱら問題になり続けてきたわけです。どうすれば農漁共生で有明海をよみがえらせることができるのかというのが、これが最大の問題なんですよ。どんな認識で裁判や和解やつてしているんですか。</p> <p>証務局あるいは証務担当検事は、これまでの再生事業の費用対効果、これ裁判でつと、さんざつぱら問題になり続けてきたわけです。どうすれば農漁共生で有明海をよみがえらせることができるのかというのが、これが最大の問題なんですよ。どんな認識で裁判や和解やつてしているんですか。</p> <p>○委員長(秋野公造君) 本日の調査はこの程度にとどめます。</p> <p>○委員長(秋野公造君) 本日の調査はこの程度にとどめます。</p> <p>○委員長(秋野公造君) 民法の一部を改正する法律案及び民法の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律案の両案を一括して議題といたします。</p> <p>両案について、政府から趣旨説明及び衆議院における修正部分の説明を聴取いたします。金田法務大臣。</p> <p>○國務大臣(金田勝年君) 民法の一部を改正する法律案につきまして、その趣旨を御説明をいたします。</p> <p>○委員長(秋野公造君) 民法の一部を改正する法律案につきまして、その趣旨を御説明をいたしました。</p> <p>○國務大臣(金田勝年君) この法律案は、制定以来、経済の変化への対応を図り、国民一般に分かりやすいものとする観点から、民法の一部を改正しようとすることになります。</p> <p>その要点は、次のとおりであります。</p> <p>第一に、消滅時効について、医師の診療に関する債権は三年、飲食店の飲食料に係る債権は一年などとされている短期消滅時効の特例をいづれも廃止をして消滅時効の期間の統一化を図るなど、時効に関する規定の整備を行うこととしております。</p> <p>第二に、法定利率について、現行の年五%から年三%に引き下げた上で、市中の金利動向に合わせて変動する制度を導入することとしております。</p>

第一編第二章第五節を同章第六節とする。
第一編第二章第四節の節名「失踪」を「失踪」に改め、同節を同章第五節とし、同章第三節を同章第四節とする。
第十三条第一項に次の「号を加える。
十 前各号に掲げる行為を制限行為能力者(未成年者、成年被後見人、被保佐人及び第十七条第一項の審判を受けた被補助人をいう。以下同じ)の法定代理人としてすること。
第二十条第一項中「未成年者、成年被後見人、被保佐人及び第十七条第一項の審判を受けた被補助人をいう。以下同じ。」を削る。

第一編第二章中第二節を第三節とし、第一節の第二節を加える。
第三条の二 法律行為の当事者が意思表示をした時に意思能力を有しなかつたときは、その法律行為は、無効とする。
第八十六条第三項を削る。
第九十条中「事項を目的とする」を削る。
第九十三条ただし書中「表意者の真意を「その意思表示が表意者の真意ではない」と改め、同条に次の一項を加える。
2 前項ただし書の規定による意思表示の無効は、善意の第三者に対抗することができない。
(錯誤)
第九十五条 意思表示は、次に掲げる錯誤に基づくものであつて、その錯誤が法律行為の目的及び取引上の社会通念に照らして重要なものであるときは、取り消すことができる。
一 意思表示に対応する意思を欠く錯誤
二 表意者が法律行為の基礎とした事情についてのその認識が真実に反する錯誤
2 前項第二号の規定による意思表示の取消しは、その事情が法律行為の基礎とされていることが表示されていたときに限り、することができること。
3 錯誤が表意者の重大な過失によるものであつ

た場合には、次に掲げる場合を除き、第一項の規定による意思表示の取消しをすることができない。
一 相手方が表意者に錯誤があることを知り、又は重大な過失によつて知らなかつたとき。
二 相手方が表意者と同一の錯誤に陥つていたとき。
4 第一項の規定による意思表示の取消しは、善意でかつ過失がない第三者に対抗することができない。
第九十六条第二項中「知つていた」を「知り、又は知ることができた」に改め、同条第三項中「善意の」を「善意でかつ過失がない」に改める。
第九十七条の見出しを「(意思表示の効力発生時期等)」に改め、同条第一項中「隔地者に対する」を削り、同条第二項中「隔地者に対する」を削り、「死」の下に「意思能力を喪失し」を加え、「喪失した」を「の制限を受けた」に改め、同項を同条第三項とし、同条第一項の次に次の「一項を加える。
2 相手方が正当な理由なく意思表示の通知が到達することを妨げたときは、その通知は、通常到達すべきであつた時に到達したものとみなす。
第一項中「対して」の下に「、その権限の範囲内において」を加え、同条を第百六条とし、同条の次に次の「一条を加える。
(代理権の濫用)
第一百七条 代理人が自己又は第三者の利益を図る目的で代理権の範囲内の行為をした場合において、相手方がその目的を知り、又は知ることができたときは、その行為は、代理権を有しない者がした行為とみなす。
第一百八条の二中「未成年者又は」を「意思能力を有しなかつたとき又は未成年者若しくは」に改め、同条ただし書中「その法定代理人」を「次に掲げる者」に改め、同条に次の各号を加える。
一 相手方の法定代理人
二 意思能力を回復し、又は行為能力者となつた相手方
第一項第一項中「意思表示」を「代理人が相手方に對してした意思表示」に改め、「不存在」の下に「、錯誤」を加え、同条第二項中「場合において」及び「本人の指図に従つて」を削り、同項を同条第三項とし、同条第一項の次に次の「一項を加える。
2 相手方が代理人に対しても意思表示の効力を有しないことを相手方が知つていたとき。
2 第百九条の見出しを「(代理権授与の表示による表見代理等)」に改め、同条に次の「一項を加える。二 第三者に代理権を与えた旨を表した者は、その代理権の範囲内においてその

こと又は知らなかつたことにつき過失があつたことによつて影響を受けるべき場合には、その事実の有無は、代理人について決するものとする。
第一百二条 制限行為能力者が代理人としてした行為は、行為能力の制限によつては取り消すことのできない。ただし、制限行為能力者が他の制限行為能力者の法定代理人としてした行為については、この限りでない。
第一百五条を削る。
第一百六条中「前条第一項」を「本人に対してもその選任及び監督について」に改め、同条を第百五条とし、同条第一項中「隔地者に対する」を削り、「死」の下に「意思能力を喪失し」を加え、「喪失した」を「の制限を受けた」に改め、同項を同条第三項とし、同条第一項の次に次の「一項を加える。
2 相手方が正当な理由なく意思表示の通知が到達することを妨げたときは、その通知は、通常到達すべきであつた時に到達したものとみなす。
第一項中「対して」の下に「、その権限の範囲内において」を加え、同条を第百六条とし、同条の次に次の「一条を加える。
(代理権の濫用)
第一百七条 代理人が自己又は第三者の利益を図る目的で代理権の範囲内の行為をした場合において、相手方がその目的を知り、又は知ることができたときは、その行為は、代理権を有しない者がした行為とみなす。
第一百八条の二中「未成年者又は」を「意思能力を有しなかつたとき又は未成年者若しくは」に改め、同条ただし書中「その法定代理人」を「次に掲げる者」に改め、同条に次の各号を加える。
一 相手方の法定代理人
二 意思能力を回復し、又は行為能力者となつた相手方
第一項第一項中「意思表示」を「代理人が相手方に對してした意思表示」に改め、「不存在」の下に「、錯誤」を加え、同条第二項中「場合において」及び「本人の指図に従つて」を削り、同項を同条第三項とし、同条第一項の次に次の「一項を加える。
2 相手方が代理人に対しても意思表示の効力を有しないことを相手方が知つていたとき。
2 第百九条の見出しを「(代理権授与の表示による表見代理等)」に改め、同条に次の「一項を加える。二 第三者に代理権を与えた旨を表した者は、その代理権の範囲内においてその

こと又は知らなかつたことにつき過失があつたことによつて影響を受けるべき場合には、その事実の有無は、代理人について決するものとする。
第一百二条 制限行為能力者が代理人としてした行為は、行為能力の制限によつては取り消すことのできない。ただし、制限行為能力者が他の制限行為能力者の法定代理人としてした行為については、この限りでない。
第一百五条を次のよう改める。
(代理人の行為能力)
第一百二条 制限行為能力者が代理人としてした行為は、行為能力の制限によつては取り消すことのできない。ただし、制限行為能力者が他の制限行為能力者の法定代理人としてした行為については、この限りでない。
第一百五条を削る。
第一百六条中「前条第一項」を「本人に対してもその選任及び監督について」に改め、同条を第百五条とし、同条第一項中「隔地者に対する」を削り、「死」の下に「意思能力を喪失し」を加え、「喪失した」を「の制限を受けた」に改め、同項を同条第三項とし、同条第一項の次に次の「一項を加える。
2 相手方が正当な理由なく意思表示の通知が到達することを妨げたときは、その通知は、通常到達すべきであつた時に到達したものとみなす。
第一項中「対して」の下に「、その権限の範囲内において」を加え、同条を第百六条とし、同条の次に次の「一条を加える。
(代理権の濫用)
第一百七条 代理人が自己又は第三者の利益を図る目的で代理権の範囲内の行為をした場合において、相手方がその目的を知り、又は知ることができたときは、その行為は、代理権を有しない者がした行為とみなす。
第一百八条の二中「未成年者又は」を「意思能力を有しなかつたとき又は未成年者若しくは」に改め、同条ただし書中「その法定代理人」を「次に掲げる者」に改め、同条に次の各号を加える。
一 相手方の法定代理人
二 意思能力を回復し、又は行為能力者となつた相手方
第一項第一項中「意思表示」を「代理人が相手方に對してした意思表示」に改め、「不存在」の下に「、錯誤」を加え、同条第二項中「場合において」及び「本人の指図に従つて」を削り、同項を同条第三項とし、同条第一項の次に次の「一項を加える。
2 相手方が代理人に対しても意思表示の効力を有しないことを相手方が知つていたとき。
2 第百九条の見出しを「(代理権授与の表示による表見代理等)」に改め、同条に次の「一項を加える。二 第三者に代理権を与えた旨を表した者は、その代理権の範囲内においてその

契約をした者が自己に代理権がないことを知つていたときは、この限りでない。

三 他人の代理人として契約をした者が行為能

力の制限を受けていたとき。

第二百二十条第一項中「制限行為能力者」の下に

「他の制限行為能力者の法定代理人としてした行

為にあつては、当該他の制限行為能力者を含

む。」を加え、同条第二項中「詐欺」を「錯誤、詐

欺に改める。

第二百二十二条ただし書を削り、同条の次に次の

一条を加える。

二 制限行為能力者(成年被後見人を除く。)が法定代理人、保佐人又は補助人の同意を得て追認をするとき。
第二百二十四条第三項を削る。
第二百三十三条の見出しを「[条件の成就の妨害等]」に改め、同条に次の
2 条件が成就することによって利益を受ける当事者が不正にその条件を成就させたときは、相手方は、その条件が成就しなかつたものとみなすことができる。
第二百四十五条中「当事者」の下に「(消滅時効にあつては、保証人、物上保証人、第三取得者その他の権利の消滅について正当な利益を有する者を含む。)」を加える。
第二百四十七条から第百五十七条规定を次のよう
に改める。
〔裁判上の請求等による時効の完成猶予及び更新〕
第二百四十七条 次に掲げる事由がある場合には、その事由が終了する(確定判決又は確定判決と同一の効力を有するものによって権利が確定するものであることを知らなかつたときは、その行為によつて現に利益を受けている限度において、返還の義務を負う。)。
第二百四十七条 次に掲げる事由がある場合には、その事由が終了した時から六箇月を経過するまでの間は、時効は、完成しない。
〔裁判上の請求〕
二 支払督促
(催告による時効の完成猶予)
三 民事訴訟法第一百七十五条第一項の和解又は民事調停法(昭和二十六年法律第二百二十二号)若しくは家事事件手続法(平成二十三年法律第五十二号)による調停
四 破産手続参加、再生手続参加又は更生手続参加

2 前項の場合において、確定判決又は確定判決と同一の効力を有するものによって権利が確定したときは、時効は、同項各号に掲げる事由が終了した時から新たにその進行を始める。
2 催告によつて時効の完成が猶予されている間にされた再度の催告は、前項の規定による時効の完成猶予の効力を有しない。
2 前項の承認をするには、相手方の権利についての処分につき行為能力の制限を受けていなければ、その時から新たにその進行を始める。
5 前項の規定は、第一項第三号の通知について準用する。
(承認による時効の更新)
第二百五十二条 時効は、権利の承認があつたときは、その時から新たにその進行を始める。
2 前項の承認をするには、相手方の権利についての処分につき行為能力の制限を受けていなければ、その時から新たにその進行を始める。
5 前項の規定は、第一項第三号の通知について準用する。
(協議を行ふ旨の合意による時効の完成猶予)
第二百五十三条 第百四十七条又は第一百四十八条の規定による時効の完成猶予又は更新は、完成猶予又は更新の事由が生じた当事者及びその承継人の間においてのみ、その効力を有する。

2 第百四十九条から第百五十一条までの規定による時効の完成猶予は、完成猶予の事由が生じた当事者及びその承継人の間においてのみ、その効力を有する。
2 第百四十九条から第百五十一条までの規定による時効の完成猶予は、完成猶予の事由が生じた時までに限る。)を定めたときは、その期間を経過した時、時効は、完成しない。
2 その合意があつた時から一年を経過した時までに、次に掲げる時のいずれか早い時までに、時効は、完成しない。
2 その合意において当事者が協議を行う期間(一年に満たないものに限る。)を定めたときは、その期間を経過した時までに、時効は、完成しない。
3 前条の規定による時効の更新は、更新の事由

<p>第四百十三条 債権者が債務の履行を受けることを拒み、又は受けことができない場合において、その債務の目的が特定物の引渡しであるときは、債務者は、履行の提供をした時からその引渡しをするまで、自己の財産に対するのと同一の注意をもつて、その物を保存すれば足りる。</p> <p>2 債権者が債務の履行を受けることを拒み、又は受けることができることによって、その履行の費用が増加したときは、その増加額は、債権者の負担とする。</p> <p>第四百十三条の次に次の二条を加える。</p> <p>（履行遅滞中又は受領遅滞中の履行不能と帰責事由）</p> <p>第四百十三条の一 債務者がその債務について遅滞の責任を負つている間に当事者双方の責めに帰することができない事由によってその債務の履行が不能となつたときは、その履行の不能は、債務者の責めに帰すべき事由によるものとみなす。</p> <p>2 債権者が債務の履行を拒み、又は受けことができない場合において、履行の提供があつた時以後に当事者双方の責めに帰することができない事由によつてその債務の履行が不能となつたときは、その履行の不能は、債権者の責めに帰すべき事由によるものとみなす。</p> <p>第四百十四条第一項中「その強制履行」を「民事執行法その他強制執行の手続に関する法令の規定に従い、直接強制、代替執行、間接強制その他の方法による履行の強制に改め、同条第二項及び第三項を削り、同条第四項中「前二項」を「前項」に改め、同項を同条第二項とする。</p> <p>第四百十五条 債務者がその債務の本旨に従つた履行をしないときは又は債務の履行が不能であるときは、債権者は、これによつて生じた損害の賠償を請求することができる。ただし、その債</p>	<p>務の不履行が契約その他の債務の発生原因及び取引上の社会通念に照らして債務者の責めに帰することは、この限りでない。</p> <p>2 前項の規定により損害賠償の請求をすることができる場合において、債権者は、次に掲げるときは、債務の履行に代わる損害賠償の請求をすることができる。</p>
<p>第一款 債権者代位権</p>	<p>第四百二十三条の見出しを「（債権者代位権の要件）」に改め、同条第一項中「保全するため」の下に「必要があるときは、」を、「に属する権利」の下に「（以下「被代位権利」という。）」を加え、同項ただし書中「権利」の下に「及び差押えを禁じられた権利」を加え、同条第二項中「裁判上の代位によらなければ、前項の権利」を「被代位権利」に改め、同条に次の二項を加える。</p>
<p>第二款 被代位権の行使</p>	<p>第四百二十三条の六 債権者は、被代位権利の行使に係る訴えを提起したときは、遅滞なく、債務者に対し、訴訟告知をしなければならない。（登記又は登録の請求権を保全するための債権者代位権）</p> <p>第四百二十三条の七 登記又は登録をしなければ権利の得喪及び変更を第三者に対抗することができない財産を譲り受けた者は、その譲渡人が第二者に対して有する登記手続又は登録手続をすべきことを請求する権利を行使しないときは、その権利を行使することができる。この場合においては、前三条の規定を準用する。</p> <p>第三款 詐害行為取消権</p> <p>第一目 詐害行為取消権の要件</p> <p>第四百二十四条の見出しを「（詐害行為取消請求）」に改め、同条第一項中「法律行為」を「行為に改め、同項ただし書中「又は転得者がその行為又は転得」を「以下この款において「受益者」という。」がその行為に、「害すべき事実」を「害する」とに改め、同条第二項中「法律行為」を「行為に改め、同項に次の二項を加える。</p> <p>3 債権者は、その債権が第一項に規定する行為の前の原因に基づいて生じたものである場合に限り、同項の規定による請求（以下「詐害行為取消請求」という。）をることができる。</p> <p>4 債権者は、その債権が強制執行により實現することができないものであるときは、詐害行為取消請求をすることができない。</p>
<p>第四百二十二条の二 債務者が、その債務の履行</p>	<p>（債務不履行による損害賠償）</p>
<p>第四百二十三条第一項中「（不履行）」を「（不履行）」に改め、同項に次の二条を加える。</p> <p>（代償請求権）</p>	<p>第四百二十三条の五 債権者が被代位権利を行つた場合において、被代位権利の目的が可分であるときは、自己の債権の額の限度においてのみ、被代位権利を行使することができる。（債権者への支払又は引渡し）</p> <p>第四百二十三条の三 債権者は、被代位権利を行つた場合において、被代位権利の目的が可分であるときは、自己の債権の額の限度においてのみ、被代位権利を行使することができる。（債権者への支払又は引渡し）</p> <p>第四百二十三条の三 債権者は、被代位権利を行つた場合において、被代位権利が金銭の支払又は動産の引渡しを目的とするものであるときは、相手方に對し、その支払又は引渡しを自己に對してすることを求めることができる。この場合において、相手方が債権者に對してその支払又は引渡しをしたときは、被代位権利は、これによつて消滅する。</p> <p>（相手方の抗弁）</p> <p>第四百二十三条の四 債権者が被代位権利を行つたときは、相手方は、債務者に對して主張することができる抗弁をもつて、債権者に對抗す</p>

を加える。

(相当の対価を得てした財産の処分行為の特則)

第四百二十四条の二 債務者が、その有する財産を処分する行為をした場合において、受益者から相当の対価を取得しているときは、債権者は、次に掲げる要件のいずれにも該当する場合に限り、その行為について、詐害行為取消請求をすることができる。

一 その行為が、不動産の金銭への換価その他

の当該処分による財産の種類の変更により、債務者において隠匿、無償の供与その他の債

権者を害することとなる処分(以下この条に

おいて「隠匿等の処分」という)をするおそれ

を現に生じさせることあること。

二 債務者が、その行為の当時、対価として取

得した金銭その他の財産について、隠匿等の

処分をする意思を有していたこと。

三 受益者が、その行為の当時、債務者が隠匿

等の処分をする意思を有していたことを知つ

(特定の債権者に対する担保の供与等の特則)

第四百二十四条の三 債務者が既存の債務についての担保の供与又は債務の消滅に関する行為について、債権者は、次に掲げる要件のいずれにも該当する場合に限り、詐害行為取消請求をすることができる。

一 その行為が、債務者が支払不能(債務者が

支払能力を欠くために、その債務のうち

弁済期にあるものにつき、一般的かつ継続的に弁済することができない状態をいう。次項第一号において同じ)の時に行われたものであること。

二 その行為が、債務者と受益者とが通謀して

他の債権者を害する意図をもって行われたものであること。

2 前項に規定する行為が、債務者の義務に属せず、又はその時期が債務者の義務に属しないものである場合において、次に掲げる要件のいずれにも該当するときは、債権者は、同項の規定

にかかわらず、その行為について、詐害行為取消請求をすることができる。

一 その行為が、債務者が支払不能になる前三十日以内に行われたものであること。

二 その行為が、債務者と受益者とが通謀して他の債権者を害する意図をもつて行われたものであること。

(過大な代物弁済等の特則)

第四百二十四条の四 債務者がした債務の消滅に

関する行為であつて、受益者の受けた給付の額

額がその行為によって消滅した債務の額より過

大であるものについて、第四百二十四条に規定する要件に該当するときは、債権者は、前条第一項の規定にかかわらず、その消滅した債務の額に相当する部分以外の部分については、詐害

行為取消請求をすることができる。

(転得者に対する詐害行為取消請求)

第四百二十四条の五 債権者は、受益者に対して詐害行為取消請求をすることができる場合にお

いて、受益者に移転した財産を転得した者があ

るときは、次の各号に掲げる区分に応じ、それ

ぞれ当該各号に定める場合に限り、その転得者

に対しても、詐害行為取消請求をすることができる。

一 その転得者が受益者から転得した者である

場合 その転得者が、転得の当時、債務者が

した行為が債権者を害することを知っていた

とき。

二 その転得者が他の転得者から転得した者で

ある場合 その転得者及びその前に転得した

第一号において同じ)の時に行われたものであ

ること。

二 その行為が、債務者と受益者とが通謀して

他の債権者を害する意図をもって行われたもの

であること。

(財産の返還又は価額の償還の請求)

第四百二十四条の六 債権者は、受益者に対する

詐害行為取消請求において、債務者がした行為

の取消とともに、その行為によつて受益者に

移転した財産の返還を請求することができる。受益者がその財産の返還をすることが困難であるときは、債権者は、その価額の償還を請求することができる。

2 債権者は、転得者に対する詐害行為取消請求において、債務者が転得した財産の返還を請求することができる。転得者がその財産の返還をすることが困難であるときは、債権者は、その価額の

償還を請求することができる。

(被告及び訴訟告知)

第四百二十四条の七 詐害行為取消請求に係る訴

えについては、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める者を被告とする。

一 受益者に対する詐害行為取消請求に係る訴

え 受益者

二 転得者に対する詐害行為取消請求に係る訴

え その詐害行為取消請求の相手方である転

得者

2 債権者は、詐害行為取消請求に係る訴えを提起したときは、遅滞なく、債務者に対し、訴訟

告知をしなければならない。

(詐害行為の範囲)

第四百二十四条の八 債権者は、詐害行為取消請求をする場合において、債務者がした行為の目的が可分であるときは、自己の債権の額の限度においてのみ、その行為の取消しを請求することができる。

(債務者の受けた反対給付に関する受益者の権利)

第四百二十五条の二 債務者がした財産の処分に

関する行為(債務の消滅に関する行為を除く。)が取り消されたときは、受益者は、債務者に対し、その財産を取得するために反対給付の返還を請求することができる。債務者がその反

対給付の返還をすることが困難であるときは、受益者は、その価額の償還を請求することができる。

(債務者の債権の回復)

第四百二十五条の三 債務者がした債務の消滅に

関する行為が取り消された場合(第四百二十四条の四の規定により取り消された場合を除く。)において、受益者が債務者から受けた給付を返

還し、又はその価額を償還したときは、受益者の債務者に対する債権は、これによつて原状に復する。

(詐害行為取消請求を受けた転得者の権利)

第四百二十五条の四 債務者がした行為が転得者

に対する詐害行為取消請求によつて取り消され

たときは、その転得者は、次の各号に掲げる区

求めることができる。この場合において、受益者又は転得者は、債権者に對してその支払又は引渡しをしたときは、債務者に對してその支払又は引渡しをすることを要しない。

2 債権者が第四百二十四条の六第一項後段又は第二項後段の規定により受益者又は転得者に對して価額の償還を請求する場合についても、前項と同様とする。

2 債権者がした行為が取扱いの効力が及ぶ者の範囲) 第四百二十五条 詐害行為取消請求を認容する確定判決は、債務者及びその全ての債権者に對してもその効力を有する。

第三百 詐害行為取消権の行使の効果

第四百二十五条を次のように改める。

(認容判決の効力が及ぶ者の範囲)

第四百二十五条 詐害行為取消請求を認容する確定判決は、債務者及びその全ての債権者に對してもその効力を有する。

第四百二十五条の次に次の三条及び目名を加える。

(債務者の受けた反対給付に関する受益者の権利)

第四百二十五条の二 債務者がした財産の処分に

関する行為(債務の消滅に関する行為を除く。)が取り消されたときは、受益者は、債務者に対し、その財産を取得するために反対給付の返還を請求することができる。債務者がその反

対給付の返還をすることが困難であるときは、受益者は、その価額の償還を請求することができる。

(債務者の債権の回復)

第四百二十五条の三 債務者がした債務の消滅に

関する行為が取り消された場合(第四百二十四

条の四の規定により取り消された場合を除く。)において、受益者が債務者から受けた給付を返

還し、又はその価額を償還したときは、受益者の債務者に対する債権は、これによつて原状に復する。

(詐害行為取消請求を受けた転得者の権利)

第四百二十五条の四 債務者がした行為が転得者

に対する詐害行為取消請求によつて取り消され

たときは、その転得者は、次の各号に掲げる区

第三部	詐害行為取消権の行使の効果
2	第四百二十五条を次のように改める。 (認容判決の効力が及ぶ者の範囲) 第四百二十五条 詐害行為取消請求を認容する確定判決は、債務者及びその全ての債権者に對してもその効力を有する。
2	第四百二十五条の次に次の三条及び目名を加える。 (債務者の受けた反対給付に関する受益者の権利) 第四百二十五条の二 債務者がした財産の処分に 関する行為(債務の消滅に関する行為を除く。)が取り消されたときは、受益者は、債務者に対し、その財産を取得するために反対給付の返還を請求することができる。債務者がその反 対給付の返還をすることが困難であるときは、受益者は、その価額の償還を請求することができる。 (債務者の債権の回復) 第四百二十五条の三 債務者がした債務の消滅に 関する行為が取り消された場合(第四百二十四 条の四の規定により取り消された場合を除く。)において、受益者が債務者から受けた給付を返 還し、又はその価額を償還したときは、受益者の債務者に対する債権は、これによつて原状に復する。
2	(詐害行為取消請求を受けた転得者の権利) 第四百二十五条の四 債務者がした行為が転得者 に対する詐害行為取消請求によつて取り消され たときは、その転得者は、次の各号に掲げる区
2	第三百 詐害行為取消権の行使の効果

分に応じ、それぞれ当該各号に定める権利を行使することができる。ただし、その転得者がその前者から財産を取得するためにした反対給付又はその前者から財産を取得することによって消滅した債権の価額を限度とする。

一 第四百二十五条の二に規定する行為が取り消された場合 その行為が受益者に対する詐害行為取消請求によつて取り消されたとすれば同条の規定により生ずべき受益者の債務者に対する反対給付の返還請求権又はその価額に對する

の償還請求権

二 前条に規定する行為が取り消された場合

(第四百二十四条の四の規定により取り消された場合を除く) その行為が受益者に対する詐害行為取消請求によつて取り消されたとすれば前条の規定により回復すべき受益者の債務者に対する債権

第四目 詐害行為取消権の期間の制限

第四百二十六条を次のように改める。

第四百二十六条 詐害行為取消請求に係る訴えは、債務者が債権者を害することを知つて行為をしたことを債権者が知つた時から二年を経過したときは、提起することができない。行為の時から十年を経過したときは、同様とする。

第四百二十八条を次のように改める。

(不可分債権)

第四百二十八条 次款(連帯債権)の規定(第四百三十三条及び第四百三十五条の規定を除く)は、債権の目的がその性質上不可分である場合において、数人の債権者があるときについて準用する。

第四百二十九条の見出しを「(不可分債権者の一人との間の更改又は免除)」に改め、同条第一項中「分与される」を「分与されるべき」に改め、同条第二項を削る。

第四百三十条を次のように改める。

(不可分債権)

第四百三十条 第四款(連帶債務)の規定(第四百

四十条の規定を除く)は、債務の目的がその性質上不可分である場合において、数人の債務者があるときについて準用する。

第四百四十六条第三項中「電子的方式、磁気的方式その他の知覚によつては認識することができる」とある記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。」を削る。

第四百四十八条の見出しを「(保証人の負担と主たる債務の目的又は態様)」に改め、同条に次の一項を加える。

2 主たる債務の目的又は態様が保証契約の締結後に加重されたときであつても、保証人の負担は加重されない。

第四百五十七条第一項中「中断」を「完成猶予及び更新」に改め、同条第二項中の債権による相殺を「が主張することができる抗弁」に改め、同条に次の二項を加える。

3 主たる債務者が債権者に対して相殺権、取消権又は解除権を有するときは、これらの権利の行使によつて主たる債務者がその債務を免れるべき限度において、保証人は、債権者に対して債務の履行を拒むことができる。

第四百五十八条を次のように改める。

(連帯保証人について生じた事由の効力)

第四百五十九条第一項中「過失なく債権者に弁済すべき旨の裁判の言渡しを受け、又は」及び「をし、」を削り、「消滅させるべき行為」を「消滅させる行為(以下「債務の消滅行為」という。)」に、「対して」を「対し、そのために支出した財産の額(その財産の額がその債務の消滅行為によつて消滅した主たる債務の額を超える場合は、その消滅した額)」に改め、同条の次に次の二条を加える。

(委託を受けた保証人が弁済前に弁済等をした場合の求償権)

第四百五十九条の二 保証人が主たる債務者の委託を受けて保証をした場合において、主たる債務者がその当時利益を受けた限度において求償権を有する。この場合において、主たる債務者が債務の消滅行為の日以前に相殺の原因を有していたことを主張するときは、保証人は、債権者に対し、その相殺によつて消滅すべきであつたことを主張することができる。

第四百五十八条の二 保証人が主たる債務者の委託を受けて保証をした場合において、保証人の請求があつたときは、債権者は、保証人に対し、遅滞なく、主たる債務の元本及び主たる債務に関する利息、違約金、損害賠償その他その債務に從たる全てのものについての不履行の有

無並びにこれらの残額及びそのうち弁済期が到来しているものの額に関する情報を提供しなければならない。

第四百五十八条の三 主たる債務者が期限の利益を有する場合において、その利益を喪失したときは、債権者は、保証人に対し、その利益の喪失を知つた時から二箇月以内に、その旨を通知しなければならない。

2 前項の期間内に同項の通知をしなかつたときは、債権者は、保証人に対し、主たる債務者が期限の利益を喪失した時から同項の通知を現にするまでに生じた遅延損害金(期限の利益を喪失しなかつたとしても生ずべきものを除く)に係る保証債務の履行を請求することができない。

3 第一項の求償権は、主たる債務の弁済期以後に債務の消滅行為をしたとしても避けることができない。かつた費用その他の損害の賠償を含する。

第四百六十条第三号を次のように改める。

三 保証人が過失なく債権者に弁済をすべき旨の裁判の言渡しを受けたときは、

第四百六十二条第一項中「前二条」を「前条」に改める。

第四百六十二条第一項を次のように改める。

第四百五十九条の二第一項の規定は、主たる債務者の委託を受けないで保証をした者が債務の消滅行為をした場合について準用する。

第四百六十二条に次の二項を加える。

3 第四百五十九条の二第三項の規定は、前二項に規定する保証人が主たる債務の弁済期前に債務の消滅行為をした場合における求償権の行使について準用する。

第四百六十三条を次のように改める。

第四百六十三条 保証人が主たる債務者の委託を受けて保証をした場合において、主たる債務者にあらかじめ通知しないで債務の消滅行為をしたときは、主たる債務者は、債権者に対抗することができた事由をもつてその保証人に対抗することができます。この場合において、相殺をもつてその保証人に対抗したときは、その保証人は、債権者に對し、相殺によつて消滅すべきであった債務の履行を請求することができる。

第四百六十三条の二 保証人が主たる債務者の委託を受けて保証をした場合において、主たる債務者がその当時利益を受けた限度において求償権を有する。この場合において、相殺を行つてその保証人に対抗したときは、その保証人は、債権者に對し、相殺によつて消滅すべきであった債務の履行を請求することができる。

2 保証人が主たる債務者の委託を受けて保証をした場合において、主たる債務者が債務の消滅行為をしたことを保証人に通知することを怠つたため、その保証人が善意で債務の消滅行為をしたときは、その保証人は、その債務の消滅行為を有効であつたものとみなすことができる。

3 保証人が債務の消滅行為をした後に主たる債務の履行を請求することができる。

済を禁止し、若しくは制限する旨の意思表示をしたときは、適用しない。

第三編第一章第五節第一款第一目中第四百七十四条の前に次の一条を加える。
(弁済)

第四百七十三条 債務者が債権者に對して債務の

弁済をしたときは、その債権は、消滅する。

第四百七十五条の前の見出しを削り、同条に見出として「(弁済として引き渡した物の取戻し)」を付する。

第四百七十六条を削る。

第四百七十七条中「前二条」を「前条」に改め、同条を第四百七十六条とし、同条の次に次の二条を加える。

(預金又は貯金の口座に対する払込みによる弁済)

第四百七十七条 債権者の預金又は貯金の口座に対する払込みによつてする弁済は、債権者がその預金又は貯金に係る債権の債務者に對してその払込みに係る金額の払戻しを請求する権利を得た時に、その効力を生ずる。

第四百七十八条の見出しを「受領権者としての外觀を有する者に対する弁済」に改め、同条中「債権の準占有者」を受領権者債権者及び法令の規定又は当事者の意思表示によつて弁済を受領する権限を付与された第三者をいう。以下同じ。)以外の者であつて取引上の社会通念に照らして受領権者としての外觀を有するものに改める。

第四百七十九条の見出しを「受領権者以外の者に対する弁済」に改め、同条中「弁済を受領する権限を有しない者」を「受領権者以外の者」に改める。

第四百八十一条 削除

第四百八十二条の見出しを「差押えを受けた債権の第三債務者の弁済」に改め、同条第一項中「支払の差止めを受けた」を「差押えを受けた債権の」に改める。

第四百八十二条中「債務者が、債権者の承諾を

得て、その」を「弁済をすることができる者(以下「弁済者」という。)が、債権者との間で、債務者の」に改め、「給付を」の下に「することにより債務者を消滅させる旨の契約をした場合において、その

弁済者が当該他の給付を」を加える。

第四百八十三条中「である」の下に「場合において、契約その他の債権の発生原因及び取引上の社会通念に照らしてその引渡しをすべき時の品質を定めることができない」を加える。

第四百八十四条の見出しを「(弁済の場所及び時間)」に改め、同条に次の二項を加える。

2 法令又は慣習により取引時間の定めがあるときは、その取引時間内に限り、弁済をし、又は弁済の請求をすることができる。

第四百八十六条中「した者は」を「する者は、弁済と引換えに」に、「受領した」を「受領する」に改める。

第四百八十八条の見出しを「(同種の給付を目的とする数個の債務がある場合の充当)」に改め、同条第一項中「すべて」を「全て」に改め、「とき」の下に「(次条第一項に規定する場合を除く。)」を加え、同条に次の二項を加える。

4 弁済をする者及び弁済を受領する者がいずれも第一項又は第二項の規定による指定をしないときは、次の各号の定めるところに従い、その弁済を充当する。

一 債務の中に弁済期にあるものと弁済期にないものがあるときは、弁済期にあるものに先に充当する。

二 全ての債務が弁済期にあるとき、又は弁済期にないときは、債務者のために弁済の利益が多いものに先に充当する。

三 債務者のために弁済の利益が相等しいときは、弁済期が先に到来したもの又は先に到来すべきものに先に充当する。

四 前二号に掲げる事項が相等しい債務の弁済は、各債務の額に応じて充当する。

第四百八十九条を次のように改める。
(元本、利息及び費用を支払うべき場合の充当)

第四百八十九条 債務者が一個又は数個の債務について元本のほか利息及び費用を支払うべき場合(債務者が数個の債務を負担する場合にあつては、同一の債権者に對して同種の給付を目的とする数個の債務を負担するときに限る。)において、弁済をする者がその債務の全部を消滅させることに足りない給付をしたときは、これを順次に費用、利息及び元本に充當しなければならない。

第四百九十条の規定は、前項の場合において、費用、利息又は元本のいずれかの全てを消滅させるのに足りない給付をしたときは、これを順次に費用、利息及び元本に充當しなければならない。

第四百九十二条の規定にかかるわらず、弁済をする者と弁済を受領する者との間に弁済の充当の順序に關する合意があるときは、その順序に従い、その弁済を充当する。

第四百九十二条中「の不履行」を「を履行しないこと」に改め、「一切の」を削る。

第四百九十四条を次のように改める。
(供託)

第四百九十四条 弁済者は、次に掲げる場合に是、債権者のために弁済の目的物を供託することができる。この場合においては、弁済者が供託をした時に、その債権は、消滅する。

4 弁済をする者及び弁済を受領する者が何れか一方が供託をするときに、その債権は、消滅する。

二 弁済の提供をした場合において、債権者がその受領を拒んだとき。

三 債務者のために弁済の利益が相等しいときは、弁済者が債権者を確知することができないとすべきものに先に充当する。

四 前二号に掲げる事項が相等しい債務の弁済は、各債務の額に応じて充当する。

第五百条 第四百六十七条の規定は、前条の場合(弁済をするについて正当な利益を有する者が得て「及び」ことができる)を削り、同条第二項を削る。

第五百条を次のように改める。

第五百一条中「(弁済による代位の要件)」を付し、同条第一項中「、その弁済と同時に債権者の承諾を得て「及び」ことができる」を削り、同条第二項を削る。

第五百条 第四百六十七条の規定は、前条の場合(弁済をするについて正当な利益を有する者が得て「及び」ことができる)を削り、後段及び各号を削り、同条に次の二項を加える。

2 前項の規定による権利の行使は、債権者に代位した者が自己の権利に基づいて債務者に対する求償をすることができる範囲内においてを削り、後段及び各号を削り、同条に次の二項を加える。

3 第一項の場合には、前項の規定によるほか、次に掲げるところによる。

一 第三取得者(債務者から担保の目的となつている財産を譲り受けた者をいう。以下この供託に適しない物等)

は、裁判所の許可を得て、弁済の目的物を競売に付し、その代金を供託することができる。

一 その物が供託に適しないとき。

二 その物について滅失、損傷その他の事由による価格の低落のおそれがあるとき。

三 その物の保存について過分の費用を要するとき。

四 前二号に掲げる場合のほか、その物を供託することが困難な事情があるとき。

項において同じ。)は、保証人及び物上保証人に對して債権者に代位しない。

二 第三取得者の一人は、各財産の価格に応じて、他の第三取得者に對して債権者に代位する。

三 前号の規定は、物上保証人の一人が他の物上保証人に対して債権者に代位する場合について、各財産の価格に応じて準用する。

四 保証人と物上保証人との間においては、その数に応じて、債権者に代位する。ただし、物上保証人が數人あるときは、保証人の負担部分を除いた残額について、各財産の価格に応じて、債権者に代位する。

五 第三取得者から担保の目的となつている財産を譲り受けた者は、第三取得者とみなして第一号及び第二号の規定を適用し、物上保証人から担保の目的となつている財産を譲り受けた者は、物上保証人とみなして第一号、第三号及び前号の規定を適用する。

第五百二十二条第一項中「代位者は」の下に「債権者の同意を得て」を、「行使する」の下に「これがで

きる」を加え、同条第二項中「前項」を「第一項」に改め、同項を同条第四項とし、同条第一項の次に次の二項を加える。

2 前項の場合であつても、債権者は、単独での権利を使用することができる。

3 前二項の場合に債権者が行使する権利は、その債権の担保の目的となつている財産の売却代金その他の当該権利の行使によつて得られる金

錢について、代位者が行使する権利に優先する。

第五百四条中「第五百条の規定により代位をす

ることができる者(以下この項において「代位権者」という。)に、「その代位をすることができる者は、その」を「その代位権者は、代位をするに當つて担保の」に、「できなくなつた」を「できなくなる」に改め、同条に後段として次のように加える。

2 前項の規定にかかるわらず、当事者が相殺を禁止し、又は制限する旨の意思表示をした場合には、その意思表示は、第三者がこれを知り、又は重大な過失によつて知らなかつたときに限り、その第三者に對抗することができる。

第五百九条次に掲げる債務の債務者は、相殺をもつて債権者に對抗することができない。ただし、その債権者がその債務に係る債権を他人から譲り受けたときは、この限りでない。

一 惡意による不法行為に基づく損害賠償の債務

二 人の生命又は身体の侵害による損害賠償の債務(前号に掲げるものを除く。)

3 第五百十一条の見出し中「支払の差止め」を「差押え」に改め、同条中「支払の差止めを受けた」を「差押えを受けた債権の」に、「その」を「差押え」に、「ができない」を「はできないが、差押え前に取得した債権による相殺をもつて対抗することができる」に改め、同条に次の二項を加える。

2 前項の規定にかかるわらず、差押え後に取得した債権による相殺をもつて対抗することができる。ただし、第三債務者が差押え後に他人の債権を取得したときは、この限りでない。

第五百十二条の二 債権者が債務者に對して有する債権に、一個の債権の弁済として数個の給付をすべきものがある場合における相殺についても、同様とする。

第五百十三条第一項中「債務の要素を変更する」

として「(相殺の充当)」を付し、同条を次のように改める。

第五百十二条 債権者が債務者に對して有する一個又は数個の債権と、債務者が債務者に對して負担する一個又は数個の債務は、相殺に適する

ようになつた時期の順序に従つて、その対当額について相殺によつて消滅する。

2 前項の場合において、相殺をする債権者の有する債権がその負担する債務の全部を消滅させるのに足りないときであつて、当事者が別段の合意をしなかつたときは、次に掲げるところによる。

一 債権者が数個の債務を負担するとき(次号に規定する場合を除く。)は、第四百八十八条规定第二号から第四号までの規定を準用する。

二 債権者が負担する一個又は数個の債務について元本のほか利息及び費用を支払うべきときは、第四百八十九条の規定を準用する。この場合において、同条第二項中「前条」とあるのは、「前条第四項第二号から第四号まで」と読み替えるものとする。

3 第一項の場合において、相殺をする債権者の負担する債務がその有する債権の全部を消滅させるのに足りないとときは、前項の規定を準用する。

第五百編第一章第五節第二款中第五百十二条の次に第一条を加える。

第五百十二条の二 債権者が債務者に對して有する債権に、一個の債権の弁済として数個の給付をすべきものがある場合における相殺についても、同様とする。

第五百十三条第一項中「債務の要素を変更する」

として「(相殺の充当)」を付し、同条を次のように改める。

第五百十四条だし書を削り、同条に後段として次のように加える。

この場合において、更改は、債権者が更改前の債務者に對してその契約をした旨を通知した時に、その効力を生ずる。

第五百十四条に次の一項を加える。

2 債務者の交換による更改後の債務者は、更改前の債務者に對して求償権を取得しない。

第五百十五条の前見出しを削り、同条に見出しそして「(債権者の交換による更改)」を付し、同条を同条第二項とし、同条に第一項として次の二項を加える。

2 債務者の交換による更改は、更改前の債権者、更改後に債権者となる者及び債務者の契約によつてすることができる。

第五百十六条及び第五百十七条を次のように改める。

第五百十八条中「更改の当事者」を「債権者(債権者の交換による更改にあつては、更改前の債権者)」に改め、同条に次の二項を加える。

2 前項の質権又は抵当権の移転は、あらかじめ又は同時に更改の相手方(債権者の交換による更改にあつては、債務者)に對してする意思表示によつてしなければならない。

第三編第一章第五節を第六節とし、第四節の次に次の二節を加える。

第五節 債務の引受け

第一款 併存的債務引受け

(併存的債務引受けの要件及び効果)

第四百七十七条 併存的債務引受けの引受人は、債務

者と連帯して、債務者が債権者に対しても負担する債務と同一の内容の債務を負担する。

2 併存的債務引受は、債権者と引受人となる者の契約によってすることができる。

3 併存的債務引受は、債務者と引受人となる者の契約によつてもすることができる。この場合において、併存的債務引受は、債権者が引受人となる者に対して承諾をした時に、その効力を生ずる。

4 前項の規定によつてする併存的債務引受は、第三者のためにする契約に関する規定に従う。(併存的債務引受における引受人の抗弁等)

第四百七十二条 引受人は、併存的債務引受により負担した自己の債務について、その効力が生じた時に債務者が主張することができた抗弁をもつて債権者に対抗することができる。

2 債務者が債権者に対して取消権又は解除権を有するときは、引受人は、免責的債務引受がなければこれらの権利の行使によつて債務者がその債務を免れることができた限度において、債権者に対する債務の履行を拒むことができる。(免責的債務引受における引受人の求償権)

第四百七十二条の三 免責的債務引受の引受人は、債務者に対して求償権を取得しない。

(免責的債務引受による担保の移転)

第四百七十二条の四 債権者は、第四百七十二条の規定により債務者が免れる債務の担保として設定された担保権を引受人が負担する債務に移すことができる。ただし、引受人以外の者がこれを設定した場合には、その承諾を得なければならない。

2 前項の規定による担保権の移転は、あらかじめ又は同時に引受人に對してする意思表示によつてしなければならない。

3 前二項の規定は、第四百七十二条第一項の規定により債務者が免れる債務の保証をした者が生じない。

4 前項の場合において、同項において準用する第一項の承諾は、書面でしなければ、その効力を生じない。

5 前項の承諾がその内容を記録した電磁的記録によつてされたときは、その承諾は、書面によつてされたものとみなして、同項の規定を適用する。

第三編第一章に次の一節を加える。

第五百二十条の八 指図証券の弁済は、債務者の現在の住所においてしなければならない。(指図証券の提示と履行遅滞)

第五百二十条の九 指図証券の債務者は、その債務の履行について期限の定めがあるときであつても、その期限が到来した後に所持人がその証券を提示してその履行の請求をした時から遅滞の責任を負う。

(指図証券の譲渡)

第五百二十条の一 指図証券の譲渡は、その証券に譲渡の裏書をして譲受人に交付しなければ、その効力を生じない。

3 免責的債務引受は、債務者と引受人となる者が契約をし、債権者が引受人となる者に対して承諾することによつてもすることができる。(免責的債務引受における引受人の抗弁等)

第四百七十二条の一 引受人は、免責的債務引受により負担した自己の債務について、その効力が生じた時に債務者が主張することができた抗弁が生じた時に債務者が主張することができた抗弁をもつて債権者に対抗することができる。

法律第二十号)中裏書の方式に関する規定を準用する。

(指図証券の所持人の権利の推定)

第五百二十条の四 指図証券の所持人が裏書の連続によりその権利を証明するときは、その所持人は、証券上の権利を適法に有するものと推定する。

(指図証券喪失の場合の権利行使方法)

第五百二十条の十二 金銭その他の物又は有価証券の給付を目的とする指図証券の所持人がその指図証券を喪失した場合において、非訟事件手続法第百四十四条に規定する公示催告の申立てをしたときは、その債務者にその債務の目的物を供託させ、又は相当の担保を供してその指図証券の趣旨に従い履行をさせることができる。

(指図証券の譲渡)

第五百二十条の十三 記名式所持人払証券(債権者を指名する記載がされている証券であつて、その所持人に弁済をすべき旨が付記されているものをいう。以下同じ)の譲渡は、その証券を譲り受けたときに、その権利を有するものと推定する。

(記名式所持人払証券の譲渡)

第五百二十条の十四 記名式所持人払証券の所持人は、証券上の権利を適法に有するものと推定する。

(記名式所持人払証券の持票の推定)

第五百二十条の十五 何らかの事由により記名式所持人払証券の占有を失つた者がある場合において、その所持人が前条の規定によりその権利を証明するときは、その所持人は、その証券を返還する義務を負わない。ただし、その所持人が悪意又は重大な過失によりその証券を取得したときは、この限りでない。

(記名式所持人払証券の善意取得)

第五百二十条の十六 記名式所持人払証券の債務者は、その証券に記載した事項及びその証券の性質から当然に生ずる結果を除き、その証券の譲渡前の債務者に對抗することができた事由をもつて善意の譲り受け人に対抗することができない。

(指図証券の質入れ)

第五百二十条の七 第五百二十条の二から前条までの規定は、指図証券を目的とする質権の設定について準用する。

(指図証券の弁済の場所)

第五百二十条の八 指図証券の弁済は、債務者の現在の住所においてしなければならない。

(指図証券の提示と履行遅滞)

第五百二十条の九 指図証券の債務者は、その債務の履行について期限の定めがあるときであつても、その期限が到来した後に所持人がその証券を提示してその履行の請求をした時から遅滞の責任を負う。

(指図証券の債務者の調査の権利等)

第五百二十条の十 指図証券の債務者は、その証券の所持人並びにその署名及び押印の真偽を調査する権利を有するが、その義務を負わない。

第五百二十条の十一 記名式所持人払証券の債務者は、その証券に記載した事項及びその証券の性質から当然に生ずる結果を除き、その証券の譲渡前の債務者に對抗することができた事由をもつて善意の譲り受け人に対抗することができる。

ときは、その弁済は、無効とする。

(指図証券の喪失)

第五百二十条の十一 指図証券は、非訟事件手続法(平成二十三年法律第五十一号)第百条に規定する公示催告手続によつて無効とすることができる。

第五百二十条の十二 金銭その他の物又は有価証券の給付を目的とする指図証券の所持人がその指図証券を喪失した場合において、非訟事件手続法第百四十四条に規定する公示催告の申立てをしたときは、その債務者にその債務の目的物を供託させ、又は相当の担保を供してその指図証券の趣旨に従い履行をさせることができる。

(指図証券の譲渡)

第五百二十条の十三 記名式所持人払証券(債権者を指名する記載がされている証券であつて、その所持人に弁済をすべき旨が付記されているものをいう。以下同じ)の譲渡は、その証券を譲り受けたときに、その権利を有するものと推定する。

(記名式所持人払証券の持票の推定)

第五百二十条の十四 記名式所持人払証券の所持人は、証券上の権利を適法に有するものと推定する。

(記名式所持人払証券の善意取得)

第五百二十条の十五 何らかの事由により記名式所持人払証券の占有を失つた者がある場合において、その所持人が前条の規定によりその権利を証明するときは、その所持人は、その証券を返還する義務を負わない。ただし、その所持人が悪意又は重大な過失によりその証券を取得したときは、この限りでない。

(記名式所持人払証券の譲渡)

第五百二十条の十六 記名式所持人払証券の債務者は、その証券に記載した事項及びその証券の性質から当然に生ずる結果を除き、その証券の譲渡前の債務者に對抗することができた事由をもつて善意の譲り受け人に対抗することができる。

第五百二十条の十七 記名式所持人払証券の債務者は、その証券に記載した事項及びその証券の性質から当然に生ずる結果を除き、その証券の譲渡前の債務者に對抗することができた事由をもつて善意の譲り受け人に対抗することができる。

もつて善意の譲受人に対抗することができない。

(記名式所持人払証券の質入れ)

第五百二十条の十七 第五百二十条の十三から前条までの規定は、記名式所持人払証券を目的とする質権の設定について準用する。

(指図証券の規定の準用)

第五百二十条の十八 第五百二十条の八から第五百二十条の十二までの規定は、記名式所持人払証券について準用する。

第三款 その他の記名証券

第五百二十条の十九 債権者を指名する記載がされている証券であつて指図証券及び記名式所持人払証券以外のものは、債権の譲渡又はこれを目的とする質権の設定に関する方式に従い、かつ、その効力をもつてのみ、譲渡し、又は質権の目的とすることができる。

第五百二十条の十一及び第五百二十条の十二の規定は、前項の証券について準用する。

第四款 無記名証券

第五百二十条の二十 第二款(記名式所持人払証券)の規定は、無記名証券について準用する。

第五百二十五条を削る。

第五百二十四条中「隔地者に対して」を削り、同条に次のたゞし書を加える。

ただし、申込者が撤回をする権利を留保したときは、この限りでない。

第五百二十四条に次の二項を加える。

2 対話者に対してした前項の申込みは、同項の規定にかかわらず、その対話が継続している間は、いつでも撤回することができる。

3 対話者に対してした第一項の申込みに對して対話が継続している間に申込者が承諾の通知を受けなかつたときは、その申込みは、その効力を失つ。ただし、申込者が対話の終了後もその申込みが効力を失わない旨を表示したときは、この限りでない。

第五百二十四条を第五百二十五条とし、第五百二十三条を第五百二十四条とし、第五百二十二条

を削る。

第五百二十二条第一項中「契約の」を削り、同項に次のたゞし書を加える。

ただし、申込者が撤回をする権利を留保したときは、この限りでない。

第五百二十二条を第五百二十三条とし、第三編

第五百二十九条中「この款において」を削り、「その行為をした者」の下に「がその広告を知つていたかどうかにかかわらず、その者」を加え、同条の次に次の二条を加える。

(指定した行為をする期間の定めのある懸賞広告)

第五百二十九条の二 懸賞広告者は、その指定した行為をする期間を定めてした広告を撤回する場合を除き、契約をするかどうかを自由に決める。

(契約の締結及び内容の自由)

第五百二十二条 何人も、法令に特別の定めがある場合を除き、契約をするかどうかを自由に決定することができる。

(契約の成立と方式)

第五百二十二条 契約は、契約の内容を示してそ

の締結を申し入れる意思表示(以下「申込み」という。)に対して相手方が承諾をしたときに成立する。

(契約の成立には、法令に特別の定めがある場合を除き、書面の作成その他の方式を具備することを要しない。)

第五百二十二条及び第五百二十七条を次のよう

に改める。

(申込者の死亡等)

第五百二十六条 申込者が申込みの通知を発した後に死亡し、意思能力を有しない常況にある者となり、又は行為能力の制限を受けた場合において、申込者がその事実が生じたとすればその申込みは効力を有しない旨の意思を表示している。

第五百二十六条及び第五百二十七条を次のよう

に改める。

(懸賞広告の撤回の方法)

第五百二十九条の三 懸賞広告者は、その指定した行為を完了する者がないときは、その効力を失つ。(指定した行為をする期間の定めのない懸賞広告)

第五百二十九条 第五百二十九条の三 懸賞広告者は、その指定した行為を完了する者がない場合は、その指定した行為をする期間を定めないでした広告を撤回することができる。ただし、その広告中に撤回をしない旨を表示したときは、この限りでない。

第五百三十条を次のように改める。

(懸賞広告の撤回の方法)

第五百三十条 前の広告と同一の方法による広告の撤回は、これを知らない者に對しても、その効力を有する。

2 広告の撤回は、前の広告と異なる方法によつても、することができる。ただし、その撤回は、これを知つた者に對してのみ、その効力を有する。

第五百二十三条中「その債務の履行」の下に「債務の履行に代わる損害賠償の債務の履行を含む。」を加える。

第五百二十四条及び第五百三十五条を次のよう

に改める。

(承諾の通知を必要としない場合における契約の成立時期)

第五百二十七条 申込者の意思表示又は取引上の慣習により承諾の通知を必要としない場合に

は、契約は、承諾の意思表示と認めるべき事實があつた時に成立する。

に、「を受ける権利を失わない」を「の履行を拒むことができない」に改め、「において」の下に「債務者は」を加える。

第五百三十七条第二項中「前項」を「第一項」に改め、同項を同条第三項とし、同条第一項の次に次の一項を加える。

2 前項の契約は、その成立の時に第三者が現に存しない場合又は第三者が特定していない場合であつても、そのためにその効力を妨げられない。

第五百三十八条に次の二項を加える。

2 前項の規定により第三者の権利が発生した後に、債務者がその第三者に對する債務を履行しない場合には、同条第一項の契約の相手方は、その第三者の承諾を得なければ、契約を解除することができない。

第五百四十二条の見出しを「(催告による解除)」に改め、同条に次のたゞし書を加える。

ただし、その期間を経過した時における債務の不履行がその契約及び取引上の社会通念に照らして軽微であるときは、この限りでない。

第五百四十二条及び第五百四十三条を次のよう改める。

第五百四十二条の見出しを「(催告による解除)」に改め、同条に次のたゞし書を加える。

ただし、その期間を経過した時における債務の不履行がその契約及び取引上の社会通念に照らして軽微であるときは、この限りでない。

第五百四十二条及び第五百四十三条を次のよう改める。

(催告によらない解除)

第五百四十二条 次に掲げる場合には、債権者は、前条の催告をすることなく、直ちに契約の解除をすることができる。

一 債務の全部の履行が不能であるとき。

二 債務者がその債務の全部の履行を拒絶する旨を明確に表示したとき。

三 債務の一部の履行が不能である場合又は債務者がその債務の一部の履行を拒絶する意思を明確に表示した場合において、残存する部分のみでは契約をした目的を達することができないとき。

四 契約の性質又は当事者の意思表示により、特定の日時又は一定の期間内に履行をしなければ契約をした目的を達することができない場合において、債務者が履行をしないでその

時期を経過したとき。

五 前各号に掲げる場合のほか、債務者がその

債務の履行をせず、債権者が前条の催告をしても契約をした目的を達するのに足りる履行がされる見込みがないことが明らかであるとき。

2 次に掲げる場合には、債権者は、前条の催告をすることなく、直ちに契約の一部の解除をすることができる。

一 債務の一部の履行が不能であるとき。

二 債務者がその債務の一部の履行を拒絶する

意思を明確に表示したとき。

(債権者の責めに帰すべき事由による場合)

第五百四十三条 債務の不履行が債権者の責めに帰すべき事由によるものであるときは、債権者は、前二条の規定による契約の解除をすることができる。

3 第一項本文の場合において、金銭以外の物を返還するときは、その受領の時以後に生じた果实をも返還しなければならない。

第五百四十五条中第三項を第四項とし、第二項の次に次の一項を加える。

3 第一項本文の場合において、金銭以外の物を

返還するときは、その受領の時以後に生じた果

実をも返還しなければならない。

第五百四十八条の見出し中「行為等」を「故意による目的物の損傷等」に改め、同条第一項中「自己の行為を「故意」に改め、同項に次のただし書きを加える。

ただし、解除権を有する者がその解除権を有することを知らなかつたときは、この限りでない。

第五百四十八条第二項を削る。

第三編第二章第一節中第三款を第四款とし、第二款の次に次の一款を加える。

第三款 契約上の地位の移転

第五百三十九条の二 契約の当事者の一方が第三者との間で契約上の地位を譲渡する旨の合意をした場合において、その契約の相手方がその譲渡を承諾したときは、契約上の地位は、その第三者に移転する。

第三編第二章第一節に次の一款を加える。

第五款 定型約款

(定型約款の合意)

第五百四十八条の二 定型取引(ある特定の者が不特定多数の者を相手方として行う取引であつて、その内容の全部又は一部が画一的であることがその双方にとって合理的なもの)をいう。以下同じ。)を行うことの合意(次条において「定型取引合意」という。)をした者は、次に掲げる場合には、定型約款(定型取引において、契約の内容とすることを目的としてその特定の者により準備された条項の総体をいう。以下同じ。)の個別の条項についても合意をしたものとみなす。

一 定型約款の変更が、相手方の一般の利益により準備された条項の合意をした者は、次に掲げる場合には、定型約款(定型取引において、契約の内容とすることを目的としてその特定の者により準備された条項の総体をいう。以下同じ。)の個別の条項についても合意をしたものとみなす。

二 定型約款を準備した者(以下「定型約款準備者」という。)があらかじめその定型約款を契約の内容とする旨を相手方に表示していたとき。

一 定型約款を契約の内容とする旨の合意をしたとき。

二 定型約款を準備した者(以下「定型約款準備者」という。)があらかじめその定型約款を契約の内容とする旨を相手方に表示していたとき。

一 定型約款の変更が、契約をした目的に反せ

ず、かつ、変更の必要性、変更後の内容の相

当性、この条の規定により定型約款の変更をすることがある旨の定めの有無及びその内容

その他の変更に係る事情に照らして合理的な

ものであるとき。

二 定型約款準備者は、前項の規定による定型約款を契約の内容とする旨の合意をしたとき。

一 定型約款を準備した者(以下「定型約款準備者」という。)があらかじめその定型約款を契約の内容とする旨を相手方に表示していたとき。

一 定型約款の変更が、契約をした目的に反せ

ず、かつ、変更の必要性、変更後の内容の相

当性、この条の規定により定型約款の変更を

することがある旨の定めの有無及びその内容

その他の変更に係る事情に照らして合理的な

ものであるとき。

二 定型約款準備者は、前項の規定による定型約款を変更する旨及び変更後の

定型約款の内容及びにその効力発生時期をイン

ターネットの利用その他の適切な方法により周

知しなければならない。

3 第一項第二号の規定による定型約款の変更

は、前項の効力発生時期が到来するまでに同項

の規定による周知をしなければ、その効力を生じない。

4 第五百四十八条の二第二項の規定は、第一項

の規定による定型約款の変更については、適用しない。

第五百四十九条中「自己の」を「ある」に改める。

第五百五十一条の見出し中「撤回」を「解除」に改め、同条中「撤回する」を「解除をする」に改める。

第五百五十二条の見出しを「贈与者の引渡義務等」に改め、同条第一項を次のように改める。

贈与者は、贈与の目的である物又は権利を、贈与の目的として特定した時の状態で引き渡し、又は移転することを約したものと推定する。

た場合その他正当な事由がある場合は、この限りでない。

(定型約款の変更)

第五百四十八条の四 定型約款準備者は、次に掲げる場合には、定型約款の変更をすることにより、変更後の定型約款の条項について合意が

あつたものとみなし、個別に相手方と合意をすることなく契約の内容を変更することができる。

一 定型約款の変更が、相手方の一般の利益に適合するとき。

二 定型約款の変更が、契約をした目的に反せ

ず、かつ、変更の必要性、変更後の内容の相

当性、この条の規定により定型約款の変更を

することがある旨の定めの有無及びその内容

その他の変更に係る事情に照らして合理的な

ものであるとき。

二 定型約款準備者は、前項の規定による定型約款を変更する旨及び変更後の

定型約款の内容並びにその効力発生時期をイン

ターネットの利用その他の適切な方法により周

知しなければならない。

3 第一項第二号の規定による定型約款の変更

は、前項の効力発生時期が到来するまでに同項

の規定による周知をしなければ、その効力を生じない。

4 第五百四十八条の二第二項の規定は、第一項

の規定による定型約款の変更については、適用

しない。

第五百四十九条中「自己の」を「ある」に改める。

第五百五十一条の見出し中「撤回」を「解除」に改め、同条中「撤回する」を「解除をする」に改める。

第五百五十二条の見出しを「贈与者の引渡義務等」に改め、同条第一項を次のように改める。

贈与者は、贈与の目的である物又は権利を、贈与の目的として特定した時の状態で引き渡し、又は移転することを約したものと推定する。

第五百五十二条の見出しを「贈与者の引渡義務等」に改め、同条第一項を次のように改める。

贈与者は、贈与の目的である物又は権利を、贈与の目的として特定した時の状態で引き渡し、又は移転することを約したものと推定する。

第五百五十二条の見出しを「贈与者の引渡義務等」に改め、同条第一項を次のように改める。

贈与者は、贈与の目的である物又は権利を、贈与の目的として特定した時の状態で引き渡し、又は移転することを約したものと推定する。

第五百五十二条の見出しを「贈与者の引渡義務等」に改め、同条第一項を次のように改める。

贈与者は、贈与の目的である物又は権利を、贈与の目的として特定した時の状態で引き渡し、又は移転することを約したものと推定する。

第五百五十二条の見出しを「贈与者の引渡義務等」に改め、同条第一項を次のように改める。

第五百五十七条第一項中「当事者の一方が契約の履行に着手するまでは、買主はその手付を放棄し、売主はその倍額を償還して」を「買主はその手付を放棄し、売主はその倍額を現実に提供して」に改め、同項に次のただし書きを加える。

ただし、その相手方が契約の履行に着手した後は、この限りでない。

第五百五十七条第二項中「第五百四十五条第三項」を「第五百四十五条第四項」に改める。

第五百六十三条から第五百六十二条までを次のよう改める。

金の減額を請求することができる。

2 前項の規定にかかるわらず、次に掲げる場合には、買主は、同項の催告をすることなく、直ちに代金の減額を請求することができる。

一 履行の追完が不能であるとき。

二 買主が履行の追完を拒絶する意思を明確に表示したとき。

三 契約の性質又は当事者の意思表示により、特定の日時又は一定の期間内に履行をしなければ契約をした目的を達成することができない場合において、買主が履行の追完をしないでその時期を経過したとき。

四 前三号に掲げる場合のほか、買主が前項の催告をしても履行の追完を受ける見込みがないことが明らかであるとき。

3 第一項の不適合が買主の責めに帰すべき事由によるものであるときは、買主は、前二項の規定による代金の減額の請求をすることができない。

(買主の損害賠償請求及び解除権の行使)

第五百六十四条 前二条の規定は、第四百五十五条の規定による損害賠償の請求並びに第五百四十一条及び第五百四十二条の規定による解除権の行使を妨げない。

(移転した権利が契約の内容に適合しない場合における売主の担保責任)

第五百六十五条 前三条の規定は、売主が買主に移転した権利が契約の内容に適合しないものである場合(権利の一部が他人に属する場合においてその権利の一部を移転しないときを含む)について準用する。

(目的物の種類又は品質に関する担保責任の期間の制限)

第五百六十六条 売主が種類又は品質に関して契約の内容に適合しない目的物を買主に引き渡した場合において、買主がその不適合を知った時から一年以内にその旨を売主に通知しないときは、買主は、その不適合を理由として、履行の追完の請求、代金の減額の請求、損害賠償の請

求及び契約の解除をすることができない。ただし、売主が引渡しの時にその不適合を知り、又は重大な過失によって知らなかつたときは、この限りでない。

第五百六十七条 売主が買主に目的物(売買の目的として特定したものに限る。以下この条において同じ。)を引き渡した場合において、その引渡しがあつた時以後にその目的物が当事者双方の責めに帰することができない事由によって滅失し、又は損傷したときは、買主は、その滅失又は損傷を理由として、履行の追完の請求、代金の減額の請求、損害賠償の請求及び契約の解除をすることができない。この場合において、買主は、代金の支払を拒むことができない。

2 売主が契約の内容に適合する目的物をもつて、その引渡しの債務の履行を提供したにもかかわらず、買主がその履行を受けることを拒み、又は受け取ることができない場合において、その履行の提供があつた時以後に当事者双方の責めに帰することができない事由によってその目的物が滅失し、又は損傷したときも、前項と同様とする。

第五百六十八条の見出しを「競売における担保責任等」に改め、同条第一項中「強制競売」を「民事執行法その他の法律の規定に基づく競売(以下この条において単に「競売」という。)」に、「第五百六十一条から前条まで」を「第五百四十二条及び第五百四十三条の規定並びに第五百六十三条规定において準用する場合を含む。」に改め、同条に次の二項を加える。

(書面による消費貸借等)

第五百八十七条の二 前条の規定にかかるわらず、書面でする消費貸借は、当事者の一方が金銭その他の物を引き渡すことを約し、相手方がその受け取った物と種類、品質及び数量の同じ物をもつて返還することを約することによつて、その効力を生ずる。

4 前三項の規定は、競売の目的物の種類又は品質に関する不適合については、適用しない。

(抵当権等がある場合の買主による費用の償還請求)

第五百七十条及び第五百七十二条を次のように改める。

第五百七十二条 買い受けた不動産について契約の内容に適合しない先取特権、質権又は抵当権がある場合の買主による費用の償還請求

存していた場合において、買主が費用を支出してその不動産の所有権を保存したときは、買主は、売主に対し、その費用の償還を請求することができる。

第五百七十二条第一項中「第五百六十条から前条までの規定による」を「第五百六十二条第一項本文又は第五百六十五条に規定する場合における」に改め

第五百七十二条第一項中「失う」を「取得するに、『限度』を『程度』に改める。

第五百七十七条第一項中「不動産について」の下に「別段の合意をした場合にあつては、その合意により定めた金額。第五百八十三条第一項において同じ。」を加える。

第五百七十九条中「支払った代金」の下に「別段の合意をした場合にあつては、その合意により定めた金額。第五百八十三条第一項において同じ。」を加える。

第五百八十二条第一項中「対しても、その効力を生ずる」を「対抗することができる」に改め、同条第二項中「登記をした」を「前項の登記がされた後」に第六百五条の二第一項に規定する対抗要件を備えたに改める。

第五百八十七条の次に次の二項を加える。

(貸主の引渡義務等)

第五百九十条 第五百五十五条の規定は、前条第一項の特約のない消費貸借について準用する。

2 前条第一項の特約の有無にかかるわらず、貸主から引き渡された物が種類又は品質に関する契約の内容に適合しないものであるときは、借主は、その物の価額を返還することができる。

第五百九十二条第一項中「借主は」の下に「返還の時期の定めの有無にかかるわらず」を加え、同条に次の二項を加える。

3 当事者が返還の時期を定めた場合において、貸主は、借主がその時期の前に返還をしたことによつて損害を受けたときは、借主に対し、その賠償を請求することができる。

第五百九十三条第一項中「一方が」の下に「ある物を引き渡すことを約し、相手方がその受け取った物について」を加え、「した後に返還をすることを約し、相手方からある物を受け取るを「して契約が終了したとき」に返還をすることを約する」に改め、同条の次に次の二項を加える。

(借用物受取り前の貸主による使用貸借の解除)

第五百九十三条の二 貸主は、借主が借用物を受

その他の物を受け取る前に当事者の一方が破産手続開始の決定を受けたときは、その効力を失う。

4 消費貸借がその内容を記録した電磁的記録によつてされたときは、その消費貸借は、書面によつてされたものとみなして、前三項の規定を適用する。

第五百八十八条中「消費貸借によらないで」を削除する。

第五百八十九条及び第五百九十条を次のように改める。

第五百八十九条 貸主は、特約がなければ、借主に對して利息を請求することができない。

2 前項の特約があるときは、貸主は、借主が金銭その他物を受け取った日以後の利息を請求することができる。

第五百九十条 貸主は、特約がなければ、借主に對して利息を請求することができない。

2 前項の特約の有無にかかるわらず、貸主から引き渡された物が種類又は品質に関する契約の内容に適合しないものであるときは、借主は、その物の価額を返還することができる。

第五百九十二条第一項中「借主は」の下に「返還の時期の定めの有無にかかるわらず」を加え、同条に次の二項を加える。

3 当事者が返還の時期を定めた場合において、貸主は、借主がその時期の前に返還をしたことによつて損害を受けたときは、借主に対し、その賠償を請求することができる。

第五百九十三条第一項中「一方が」の下に「ある物を引き渡すことを約し、相手方がその受け取った物について」を加え、「した後に返還をすることを約し、相手方からある物を受け取るを「して契約が終了したとき」に返還をすることを約する」に改め、同条の次に次の二項を加える。

(借用物受取り前の貸主による使用貸借の解除)

第五百九十三条の二 貸主は、借主が借用物を受

け取るまで、契約の解除をすることができる。

ただし、書面による使用貸借については、この限りでない。

第五百九十六条の見出しを「(貸主の引渡義務等)」に改める。

第五百九十七条から第五百九十九条までを次のように改める。

(期間満了等による使用貸借の終了)

第五百九十七条 当事者が使用貸借の期間を定めたときは、使用貸借は、その期間が満了するこによつて終了する。

2 当当事者が使用貸借の期間を定めなかつた場合において、使用及び収益の目的を定めたときは、使用貸借は、借主がその目的に従い使用及び収益を終えることによつて終了する。

3 使用貸借は、借主の死亡によつて終了する。

第五百九十八条 貸主は、前条第二項に規定する場合において、同項の目的に従い借主が使用及び収益を終えることができることとする。

3 使用貸借は、借主の死亡によつて終了する。

第五百九十九条 借主は、借用物を受け取つた後にこれに附属させた物がある場合において、使用貸借が終了したときは、その附屬させた物を

返去する義務を負う。ただし、借用物から分離することができない物又は分離するのに過分の費用を要する物については、この限りでない。

2 借主は、借用物を受け取つた後にこれに附属させた物を返去することができる。

3 借主は、借用物を受け取つた後にこれに生じた損傷がある場合において、使用貸借が終了したときは、その損傷を原状に復する義務を負う。ただし、その損傷が借主の責めに帰するこ

とができる事由によるものであるときは、この限りでない。

第六百条に次の二項を加える。

2 前項の損害賠償の請求権については、貸主が返還を受けた時から一年を経過するまでの間は、時効は、完成しない。

第六百一条中「支払うこと」の下に「及び引渡しを受けた物を契約が終了したときに返還すること」を加える。

第六百二条中「処分につき行為能力の制限を受けた者又は」を削り、同条に後段として次のように加える。

契約でこれより長い期間を定めたときであつても、その期間は、当該各号に定める期間とする。

第六百四条中「二十年」を「五十年」に改める。

第六百五条中「その後」を削り、「に対しても、その効力を生ずる」を「その他の第三者に抗することができる」に改め、同条の次に次の三条を加える。

第六百四条中「二十年」を「五十年」に改める。

第六百五条中「その後」を削り、「に対しても、その効力を生ずる」を「その他の第三者に抗することができる」に改め、同条の次に次の三条を加える。

第六百五条の二 不動産の賃借人は、第六百五条の二第一項に規定する対抗要件を備えた場合において、次の各号に掲げるときは、それぞれ当該各号に定める請求をすることができる。

一 その不動産の占有を第三者が妨害しているとき、その第三者に対する妨害の停止の請求

二 その不動産を第三者が占有しているとき、その第三者に対する返還の請求

第六百六条の見出しを「(賃貸人による修繕等)」に改め、同条第一項に次のただし書きを加える。

ただし、賃借人の責めに帰すべき事由によつてその修繕が必要となつたときは、この限りでない。

第六百七条の次に次の二条を加える。

(賃借人による修繕)

第六百七条の二 賃借物の修繕が必要である場合において、次に掲げるときは、賃借人は、その修繕をすることができる。

一 賃借人が賃貸人に修繕が必要である旨を通知し、又は賃貸人がその旨を知つたにもかかわらず、賃貸人が相当の期間内に必要な修繕をしないとき。

二 急迫の事情があるとき。

第六百九条中「収益を目的」を「耕作又は牧畜を

することができない。

4 第一項又は第二項後段の規定により賃貸人の地位が譲受人又はその承継人に移転したときは、第六百八条の規定による費用の償還に係る債務及び第六百二十二条の二第一項の規定による同項に規定する敷金の返還に係る債務は、譲受人又はその承継人が承継する。

(合意による不動産の賃貸人たる地位の移転)

第六百五条の三 不動産の譲渡人が賃貸人であるときは、その賃貸人たる地位は、賃借人の承諾を要しないで、譲渡人と譲受人との合意により、譲受人に移転させることができる。この場合においては、前条第三項及び第四項の規定を準用する。

(不動産の賃借人による妨害の停止の請求等)

第六百五条の四 不動産の賃借人は、第六百五条の二第一項に規定する対抗要件を備えた場合において、次の各号に掲げるときは、それぞれ当該各号に定める請求をすることができる。

一 その不動産の占有を第三者が妨害しているとき、その第三者に対する妨害の停止の請求

二 その不動産を第三者が占有しているとき、その第三者に対する返還の請求

第六百六条の見出しを「(賃貸人による修繕等)」に改め、同条第一項に次のただし書きを加える。

ただし、賃借人の責めに帰すべき事由によつてその修繕が必要となつたときは、この限りでない。

第六百六条の二 賃借物の全部滅失等による賃貸借の終了)

第六百十六条の二 賃借物の全部が滅失その他の事由により使用及び収益をすることができなくなつた場合には、賃貸借は、これによつて終了する。

(賃借物の全部滅失等による賃貸借の終了)

第六百十九条第二項ただし書き中「ただし、」の下に「第六百二十二条の二第一項に規定する」を加える。

第六百二十条中「おいて、当事者の一方に過失があつたときは、その者に対する」を「おいては、」

に改める。

第六百二十二条及び第六百二十二条を次のように

(賃借人の原状回復義務)

第六百二十二条 賃借人は、賃借物を受け取った後にこれに生じた損傷(通常の使用及び収益によつて生じた賃借物の損耗並びに賃借物の経年変化を除く。以下この条において同じ。)がある場合において、賃貸借が終了したときは、その損傷を原状に復する義務を負う。ただし、その損傷が賃借人の責めに帰することができない事由によるものであるときは、この限りでない。

(使用貸借の規定の準用)

第六百二十二条 第五百九十七条第一項、第五百九十九条第一項及び第二項並びに第六百条の規定は、賃貸借について準用する。

第四款 敷金

第六百二十二条の二 賃貸人は、敷金(いかなる名目によるかを問わず、賃料債務その他の賃貸借に基づいて生ずる賃借人の賃貸人に対する金銭の給付を目的とする債務を担保する目的で、賃借人が賃貸人に交付する金銭をいう。以下この条において同じ。)を受け取っている場合において、次に掲げるときは、賃借人に對し、その受け取った敷金の額から賃貸借に基づいて生じた賃借人の賃貸人に対する金銭の給付を目的とする債務の額を控除した残額を返還しなければならない。

一 賃貸借が終了し、かつ、賃貸物の返還を受けたとき。

二 賃借人が適法に賃借権を譲り渡したとき。

賃貸人は、賃借人が賃貸借に基づいて生じた金銭の給付を目的とする債務を履行しないときは、敷金をその債務の弁済に充てることができるものにおいて、賃借人は、賃貸人に対し、敷金をその債務の弁済に充てることを請求することができない。

第六百二十四条の次に次の第一条を加える。

(履行の割合に応じた報酬)

第六百二十四条の二 労働者は、次に掲げる場合には、既にした履行の割合に応じて報酬を請求することができます。

一 使用者の責めに帰することができない事由によつて労働に従事することができなくなつたとき。

二 雇用が履行の中途で終了したとき。

第六百二十六条第一項中「雇用が当事者の一方若しくは第三者の終身の間繼續すべき」を「その終期が不確定である」に改め、ただし書を削り、同条第二項中「ときは、三箇月前に」を「者は、それが使用者であるときは三箇月前 労働者であるときには二箇月前に」に改める。

第六百二十七条第二項中「には」の下に「使用者から」を「使用者が受ける利益の割合に応じた報酬」

第六百三十四条の前の見出しを削り、同条から第六百三十六条までを次のように改める。

第六百二十七条第二項中「には」の下に「使用者から」を「使用者が受ける利益の割合に応じた報酬」

第六百三十四条の前の見出しを削り、同条から第六百三十六条までを次のように改める。

減額の請求、損害賠償の請求及び契約の解除をすることができない。ただし、請負人がその材料又は指図が不適当であることを知りながら告げなかつたときは、この限りでない。

第六百四十八条第三項を次のように改める。

第六百四十八条の二 受任者は、次に掲げる場合には、既にした履行の割合に応じて報酬を請求することができる。

一 受任者の責めに帰することができない事由によつて委任事務の履行をすることができないとき。

二 委任が履行の中途で終了したとき。

第六百四十八条の次に次の二条を加える。

一 委任者の責めに帰することができない事由によつて委任事務の履行をすることができないとき。

二 委任が履行の中途で終了したとき。

第六百四十八条の二 委任事務の履行により得られた成果に対し報酬を支払うことと約定した場合において、その成果が引渡しを要するときは、報酬は、その成果の引渡しと同時に、支払わなければならぬ。

第六百三十四条の規定は、委任事務の履行により得られる成果に対し報酬を支払うことを約定した場合について準用する。

第六百四十八条の二 委任事務の履行により得られる成果に対し報酬を支払うことと約定した場合は、仕事が終了した後は、この限りでない。

第六百四十二条第二項中「前項」を「第一項」に改め、同項を同条第三項とし、同条第一項の次に次の二条を加える。

第六百四十二条第一項後段を削り、同項に次の二条を加える。

第六百三十八条から第六百四十条まで 削除

任者は、委任者に対して、その権限の範囲内において、受任者と同一の権利を有し、義務を負う。

第六百四十八条第三項を次のように改める。

第六百四十八条の二 受任者は、次に掲げる場合には、既にした履行の割合に応じて報酬を請求することができる。

一 受任者の責めに帰することができない事由によつて委任事務の履行をすることができないとき。

二 委任が履行の中途で終了したとき。

第六百四十八条の次に次の二条を加える。

一 委任者の責めに帰することができない事由によつて委任事務の履行をすることができないとき。

二 委任が履行の中途で終了したとき。

第六百四十八条の二 委任事務の履行により得られた成果に対し報酬を支払うことと約定した場合は、仕事が終了した後は、この限りでない。

第六百四十二条第二項中「前項」を「第一項」に改め、同項を同条第三項とし、同条第一項の次に次の二条を加える。

第六百四十二条第一項後段を削り、同項に次の二条を加える。

第六百三十八条から第六百四十条まで 削除

<p>解除によって損害を受けたときは、寄託者に対し、その賠償を請求することができる。</p> <p>2 無報酬の受寄者は、寄託物を受け取るまで、契約の解除をすることができる。ただし、書面による寄託については、この限りでない。</p> <p>3 受寄者(無報酬で寄託を受けた場合にあつては、書面による寄託の受寄者に限る)は、寄託物を受け取るべき時期を経過したにもかかわらず、寄託者が寄託物を引き渡さない場合において、相当の期間を定めてその引渡しの催告をし、その期間内に引渡しがないときは、契約の解除をすることができる。</p> <p>第六百五十八条第一項中「使用し、又は第三者にこれを保管させる」を「使用する」に改め、同条第二項を次のように改める。</p> <p>2 受寄者は、寄託者の承諾を得たとき、又はやむを得ない事由があるときでなければ、寄託物を第三者に保管させることができない。</p> <p>第六百五十八条に次の二項を加える。</p> <p>3 再受寄者は、寄託者に対して、その権限の範囲内において、受寄者と同一の権利を有し、義務を負う。</p> <p>第六百五十九条の見出しを「(受寄者の通知義務等)」に改め、同条中「で寄託を受けた者」を「の受寄者」に改める。</p> <p>第六百六十条の見出しを「(受寄者の通知義務等)」に改め、同条に次の二項を加える。</p> <p>2 第三者が寄託物について権利を主張する場合であつても、受寄者は、寄託者の指図がない限り、寄託者に対しその寄託物を返還しなければならない。ただし、受寄者が前項の通知をした場合又は同項ただし書の規定によりその通知を要しない場合において、その寄託物をその第三者に引き渡すべき旨を命ずる確定判決(確定判決と同一の効力を有するものを含む)があつたときであつて、その第三者にその寄託物を引き</p>
<p>渡したときは、この限りでない。</p> <p>3 受寄者は、前項の規定により寄託者に対して寄託物を返還しなければならない場合には、寄託者にその寄託物を引き渡したことによって第三者的に損害が生じたときであつても、その賠償の責任を負わない。</p> <p>第六百六十二条の見出しを「(寄託者による返還請求等)」に改め、同条に次の二項を加える。</p> <p>2 前項に規定する場合において、受寄者は、寄託者がその時期の前に返還を請求したことによつて損害を受けたときは、寄託者に対し、その賠償を請求することができる。</p> <p>第六百六十四条の次に次の二条を加える。</p> <p>(損害賠償及び費用の償還の請求権についての期間の制限)</p> <p>第六百六十四条の二 寄託物の一部滅失又は損傷によつて生じた損害の賠償及び受寄者が支出した費用の償還は、寄託者が返還を受けた時から一年以内に請求しなければならない。</p>
<p>第六百六十七条の次に次の二条を加える。</p> <p>(他の組合員の債務不履行)</p> <p>第六百六十七条の二 第五百三十三条及び第五百三十六条の規定は、組合契約については、適用しない。</p> <p>2 組合員は、他の組合員が組合契約に基づく債務の履行をしないことを理由として、組合契約を解除することができない。</p> <p>(組合員の一人についての意思表示の無効等)</p> <p>第六百六十七条の三 組合員の一人について意思表示の無効又は取消しの原因があつても、他の組合員の間においては、組合契約は、その効力を妨げられない。</p> <p>(混合寄託)</p> <p>第六百六十五条の二 複数の者が寄託した物の種類及び品質が同一である場合には、受寄者は、各寄託者の承諾を得たときに限り、これらを混合して保管することができる。</p>
<p>第六百六十五条の二 複数の者が寄託した物の種類及び品質が同一である場合には、受寄者は、各寄託者の承諾を得たときに限り、これらを混合して保管することができる。</p> <p>2 前項の規定に基づき受寄者が複数の寄託者からの寄託物を混合して保管したときは、寄託者は、その寄託した物と同じ数量の物の返還を請求することができる。</p> <p>3 前項に規定する場合において、寄託物の一部が滅失したときは、寄託者は、混合して保管されている総寄託物に対するその寄託した物の割合に応じた数量の物の返還を請求することがで</p>
<p>きる。この場合においては、損害賠償の請求を妨げない。</p> <p>第六百六十六条 受寄者が契約により寄託物を消費することができる場合には、受寄者は、寄託された物と種類、品質及び数量の同じ物をもつて返還しなければならない。</p> <p>2 第五百九十条及び第五百九十二条の規定は、前項に規定する場合について準用する。</p> <p>3 第五百九十二条第二項及び第三項の規定は、預金又は貯金に係る契約により金銭を寄託した場合について準用する。</p> <p>第六百六十七条の次に次の二条を加える。</p> <p>(他の組合員の債務不履行)</p> <p>第六百六十七条の二 第五百三十三条及び第五百三十六条の規定は、組合契約については、適用しない。</p> <p>2 組合員は、他の組合員が組合契約に基づく債務の履行をしないことを理由として、組合契約を解除することができない。</p> <p>(組合員の一人についての意思表示の無効等)</p> <p>第六百六十七条の三 組合員の一人について意思表示の無効又は取消しの原因があつても、他の組合員の間においては、組合契約は、その効力を妨げられない。</p> <p>(混合寄託)</p> <p>第六百七十二条第一項中「組合契約で」を「組合契約の定めるところにより」に改め、「業務の」の下に「決定し、又は」を加える。</p> <p>第六百七十二条第一項中「組合契約で」を「組合契約の定めるところにより」に改め、「業務の」の下に「決定及び」を加える。</p> <p>第六百七十三条中「を執行する」を「の決定及び執行をする」に改める。</p> <p>第六百七十五条の見出しを「(組合の債権者の権利の行使)」に改め、同条中「その債権の発生の時に組合員の損失分担の割合を知らなかつたときは、各組合員に対して等しい割合でを「組合財産について」に改める。</p> <p>2 組合の業務の決定及び執行は、組合契約の定めるところにより、一人又は数人の組合員又は第三者に委任することができる。</p> <p>第六百七十三条第三項中「前二項」を「前各項」に改め、同項を同条第五項とし、同条第二項の次に二項を加える。</p> <p>3 前項の委任を受けた者(以下「業務執行者」という)は、組合の業務を決定し、これを執行す</p>

る。

第六百七十六条中第二項を第三項とし、第一項の次に次の二項を加える。

2 組合員は、組合財産である債権について、その持分についての権利を単独で行使することができない。

第六百七十七条を次のように改める。

(組合財産に対する組合員の債権者の権利の行使の禁止)

第六百七十七条 組合員の債権者は、組合財産についてその権利を行使することができない。

(組合員の加入)

第六百七十七条 組合員の債権者は、組合財産についてその権利を行使することができない。

(組合員の加入)

第六百七十七条 組合員は、その金員の同意によつて、又は組合契約の定めるところにより、新たに組合員を加入させることができる。

2 前項の規定により組合の成立後に加入了した組合員は、その加入前に生じた組合の債務については、これを弁済する責任を負わない。

第六百八十条の二 脱退した組合員は、その脱退前に生じた組合の債務について、従前の責任の範囲内でこれを弁済する責任を負う。この場合において、債権者が全部の弁済を受けない場合は、脱退した組合員は、組合に担保を供させ、又は組合に対しても自己に免責を得させることを請求することができる。

2 脱退した組合員は、前項に規定する組合の債務を弁済したときは、組合に對して求償権を有する。

第六百八十二条中「その目的である事業の成功又はその成功の不能」を「次に掲げる事由」に改め、同条に次の各号を加える。

一 組合の目的である事業の成功又はその成功の不能

二 組合契約で定めた解消の事由の発生

三 総組合員の同意

第六百八十五条第二項中「総組合員」を「組合員」に改める。

(清算人の業務の決定及び執行の方法)

第六百八十六条 第六百七十三条の二第二項及び第三項まで並びに第六百七十三条の二第二項及び第三項の規定は、清算人について準用する。

第六百八十七条中「組合契約で」を「組合契約の定めるところにより」に改める。

第七百二十二条の見出し中「方法」の下に、「中間利息の控除」を加え、同条第一項中「第四百十七条」の下に「及び第四百十七条の二」を加える。

第七百二十四条を次のように改める。

(不法行為による損害賠償請求権の消滅時効)

第七百二十四条 不法行為による損害賠償の請求権は、次に掲げる場合には、時効によつて消滅する。

一 被害者又はその法定代理人が損害及び加害者を知つた時から三年間行使しないとき。

二 不法行為の時から二十年間行使しないとき。

第三編第五章中第七百二十四条の次に次の二条を加える。

第六百八十五条第二項中「第六百四十四条」の下に「第六百四十五条」を加える。

第六百八十六条第二項中「第三項」の下に「並びに第六百四十八条の二」を加える。

(施行期日)
附 則

第一条 この法律は、公布の日から起算して三年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、施行に際する経過措置

当該各号に定める日から施行する。

一 附則第三十七条の規定 公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日

三 附則第二十一条第二項及び第三項の規定 公布の日から起算して二年九月を超えない範囲内において政令で定める日

二 附則第三十三条第三項の規定 公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日

三 附則第二十一条第二項及び第三項の規定 公布の日から起算して二年九月を超えない範囲内において政令で定める日

(意思能力に関する経過措置)

第二条 この法律による改正後の民法(以下「新法」という。)第三条の二の規定は、この法律の施行の日(以下「施行日」という。)前にされた意思表示については、適用しない。

(行為能力に関する経過措置)

第三条 施行日前に制限行為能力者(新法第十三条第一項第十号に規定する制限行為能力者をいふ。以下この条において同じ。)が他の制限行為能力者の法定代理人としてした行為については、同項及び新法第二条の規定にかかわらず、なお従前の例による。

(無記名債権に関する経過措置)

第四条 施行日前に生じたこの法律による改正前に規定する無記名債権(その原因である法律行為が施行日前にされたものを含む。)については、なお従前の例による。

(公序良俗に関する経過措置)

第五条 施行日前にされた法律行為については、新法第九十条の規定にかかわらず、なお従前の例による。

(意思表示に関する経過措置)

第六条 施行日前にされた意思表示については、新法第九十三条 第九十五条、第九十六条第二項及び第三項並びに第九十八条の二の規定にかかる

二 施行日前にされた意思表示については、新法第九十七条の規定にかかわらず、なお従前の例による。

(代理に関する経過措置)

第七条 施行日前に代理権の発生原因が生じた場合(代理権授与の表示がされた場合を含む。)におけるその代理については、附則第三条に規定するもののほか、なお従前の例による。

2 施行日前に無権代理人が代理人として行為をした場合におけるその無権代理人の責任については、新法第百一十七条(新法第百十八条において準用する場合を含む。)の規定にかかわらず、なお従前の例による。

(無効及び取消しに関する経過措置)

第八条 施行日前に無効な行為に基づく債権の履行として給付がされた場合におけるその給付を受けた者の原状回復の義務については、新法第一百二十二条の二(新法第八百七十二条第二項において準用する場合を含む。)の規定にかかわらず、なお従前の例による。

2 施行日前に取り消しができる行為がされた場合におけるその行為の追認(法定追認を含む。)については、新法第二十二条、第二百四十四条及び第二百五十五条(これららの規定を新法第八百七十二条第二項において準用する場合を含む。)の規定にかかわらず、なお従前の例による。

(条件に関する経過措置)

第九条 新法第百三十条第二項の規定は、施行日前にされた法律行為については、適用しない。

(時効に関する経過措置)

第十条 施行日前に債権が生じた場合(施行日以後に債権が生じた場合であつて、その原因である法律行為が施行日前にされたときを含む。以下同じ。)におけるその債権の消滅時効の援用については、新法第一百四十五条の規定にかかわらず、なお従前の例による。

2 施行日前に旧法第一百四十七条に規定する時効の中止の事由又は旧法第一百五十八条から第百六十一条までに規定する時効の停止の事由が生じた場合におけるこれらの事由の効力については、新法第一百五十七条の規定にかかわらず、なお従前の例による。

3 新法第一百五十一条の規定は、施行日前に権利

についての協議を行う旨の合意が書面でされた場合(その合意の内容を記録した電磁的記録(新法第百五十一條第四項に規定する電磁的記録をいう。附則第三十三條第二項において同じ。)によつてされた場合を含む。)におけるその合意については、適用しない。

4 施行日前に債権が生じた場合におけるその債権の消滅時効の期間については、なお従前の例による。

(債権を目的とする質権の対抗要件に関する経過措置)

第十一條 施行日前に設定契約が締結された債権を目的とする質権の対抗要件については、新法第三百六十四条の規定にかかわらず、なお従前の例による。

(指図債権に関する経過措置)

第十二條 施行日前に生じた旧法第三百六十五条に規定する指図債権(その原因である法律行為が施行日前にされたものを含む。)については、なお従前の例による。

(根抵当権に関する経過措置)

第十三條 施行日前に設定契約が締結された根抵当権の被担保債権の範囲については、新法第三百九十八条の二第三項及び第三百九十八条の三第二項の規定にかかわらず、なお従前の例による。

2 新法第三百九十八条の七第三項の規定は、施行日前に締結された債務の引受けに関する契約については、適用しない。

3 施行日前に締結された更改の契約に係る根抵当権の移転については、新法第三百九十八条の二第四項の規定にかかるとおり。

(債権の目的に関する経過措置)

第十四條 施行日前に債権が生じた場合におけるその債務者の注意義務については、新法第四百条の規定にかかわらず、なお従前の例による。

第十五条 施行日前に利息が生じた場合におけるその利息を生すべき債権に係る法定利率について

では、新法第四百四条の規定にかかわらず、なお従前の例による。

2 新法第四百四条第四項の規定により法定利率に初めて変動があるまでの各期における同項の規定の適用については、同項中「この項の規定により法定利率に変動があつた期のうち直近のものは(以下この項において「直近変動期」といふ。)とあるのは民法の一部を改正する法律平成二十七年法律第二号の施行後最初の期」と、「直近変動期における法定利率」とあるのは「年三パーセント」とする。

第十六条 施行日前に債権が生じた場合における選択債権の不能による特定については、新法第四百十条の規定にかかわらず、なお従前の例による。

(債務不履行の責任等に関する経過措置)

第十七条 施行日前に債務が生じた場合(施行日以後に債務が生じた場合であつて、その原因である法律行為が施行日前にされたときを含む。)における附則第二十五条规定第一項において同じ。)におけるその債務不履行の責任等については、新法第四百十二条第二項、第四百十五条、第四百六十六条の二まで、第四百五十三条から第四百五十九条までの規定にかかるとおり。

2 新法第三百九十八条の七第三項の規定は、施行日前に生じた旧法第四百三十条に規定する不可分債権及び旧法第四百三十二条に規定する連帶債務(これら的原因である法律行為が施行日前にされたものを含む。)については、なお従前の例による。

3 新法第四百一十七条の二(新法第七百二十二条第一項において準用する場合を含む。)の規定は、施行日前に生じた将来において取得すべき利益又は負担すべき費用についての損害賠償請求権については、適用しない。

(保証債務に関する経過措置)

第十八条 施行日前に旧法第四百二十四条第一項に規定する債務者に属する権利が生じた場合におけるその権利に係る債権者代位権については、なお従前の例による。

2 新法第四百二十三条の七の規定は、施行日前に規定する譲渡人が第三者に対する権利に係る譲渡人代位権については、適用しない。

2 新法第四百二十三条の七の規定は、施行日前に規定する譲渡人が第三者に対する権利に係る譲渡人代位権については、適用しない。

(債権の譲渡に関する経過措置)

第十九條 施行日前に旧法第四百二十四条第一項に規定する債務者が債権者を害することを知つて有する権利については、適用しない。

(詐害行為取消権に関する経過措置)

第二十条 施行日前に生じた旧法第四百二十八条に規定する不可分債権(その原因である法律行為が施行日前にされたものを含む。)については、なお従前の例による。

2 施行日前に生じた旧法第四百三十条に規定する不可分債権及び旧法第四百三十二条に規定する連帶債務(これら的原因である法律行為が施行日前にされたものを含む。)については、なお従前の例による。

3 新法第四百三十二条から第四百三十五条の二までの規定は、施行日前に生じた旧法第四百三十二条に規定する連帶債務(これら的原因である法律行為が施行日前にされたものを含む。)については、なお従前の例による。

(債務の引受けに関する経過措置)

第二十一条 施行日前に生じた旧法第四百七十二条の四までの規定は、施行日前に締結された債務の引受けに関する契約については、適用しない。

2 新法第四百七十三条から第四百七十七条までの規定は、施行日前に生じた旧法第四百七十三条に規定する記名式所持人払債権(その原因である法律行為が施行日前にされたものを含む。)については、なお従前の例による。

(記名式所持人払債権に関する経過措置)

第二十二条 施行日前に債権の譲渡の原因である法律行為がされた場合におけるその債権の譲渡については、新法第四百六十六条から第四百六十九条までの規定にかかるとおり。

2 新法第四百七十三条から第四百七十七条までの規定は、施行日前に生じた旧法第四百七十三条に規定する記名式所持人払債権(その原因である法律行為が施行日前にされたものを含む。)については、なお従前の例による。

(債権の譲渡に関する経過措置)

第二十三条 新法第四百七十条から第四百七十二条の四までの規定は、施行日前に締結された債務の引受けに関する契約については、適用しない。

2 新法第四百七十三条から第四百七十七条までの規定は、施行日前に生じた旧法第四百七十三条に規定する記名式所持人払債権(その原因である法律行為が施行日前にされたものを含む。)については、なお従前の例による。

(弁済に関する経過措置)

第二十四条 施行日前に生じた旧法第四百七十二条に規定する弁済(その原因である法律行為が施行日前にされたものを含む。)については、なお従前の例による。

2 新法第四百三十二条から第四百三十五条の二までの規定は、施行日前に生じた旧法第四百三十二条に規定する弁済(その原因である法律行為が施行日前にされたものを含む。)については、なお従前の例による。

(相殺に関する経過措置)

第二十五条 施行日前に債務が生じた場合におけるその債務の弁済については、次項に規定するもののほか、なお従前の例による。

2 施行日前に弁済がされた場合におけるその弁済の充当については、新法第四百八十八条から第四百九十二条までの規定にかかるとおり。

3 新法第四百三十二条から第四百三十五条の二までの規定は、施行日前に生じた新法第四百三十二条に規定する債権(その原因である法律行為が施行日前にされたものを含む。)については、なお従前の例による。

2 新法第四百三十二条から第四百三十五条の二に規定する保証債務については、なお従前の例による。

2 保証人になろうとする者は、施行日前においても、新法第四百六十五条の六第一項(新法第四百六十五条の八第一項において準用する場合を含む。)の公正証書の作成を嘱託することができる。

2 施行日前に債権が生じた場合におけるその債権を受取債権とする相殺については、新法第五百九十五条の規定にかかるとおり。

3	施行日前の原因に基づいて債権が生じた場合におけるその債権を自働債権とする相殺差押を受けた債権を受動債権とするものに限る。)については、新法第五百十一条の規定にかかわらず、なお従前の例による。
4	施行日前に相殺の意思表示がされた場合におけるその相殺の充當については、新法第五百二条及び第五百十二条の二の規定にかかわらず、なお従前の例による。
	(更改に関する経過措置)
第二十七条	施行日前に旧法第五百十三条に規定する更改の契約が締結された更改については、なお従前の例による。
	(有価証券に関する経過措置)
第二十八条	新法第五百二十条の二から第五百二十条の二十までの規定は、施行日前に発行された証券については、適用しない。
	(契約の成立に関する経過措置)
第二十九条	施行日前に契約の申込みがされた場合におけるその申込み及びこれに対する承諾については、なお従前の例による。
2	施行日前に通知が発せられた契約の申込みについては、新法第五百二十六条の規定にかかわらず、なお従前の例による。
	(契約の効力に関する経過措置)
第三十条	施行日前に締結された契約に係る同時履行の抗弁及び危険負担については、なお従前の例による。
2	新法第五百三十七条第二項及び第五百三十八条の規定は、施行日前に締結された第三者のためにする契約については、適用しない。
	(契約上の地位の移転に関する経過措置)
第三十一条	新法第五百三十九条の二の規定は、施行日前にされた契約上の地位を譲渡する旨の合意については、適用しない。
	(契約の解除に関する経過措置)
第二十二条	施行日前に契約が締結された場合におけるその契約の解除については、新法第五百四十四条から第五百四十三条まで、第五百四十五条第三項及び第五百四十八条の規定にかかわらず、なお従前の例による。
	(定型約款に関する経過措置)
第二十三条	新法第五百四十八条の二から第五百四十八条の四までの規定は、施行前に締結された定型取引(新法第五百四十八条の二第一項に規定する定型取引をいう。)に係る契約についても、適用する。ただし、旧法の規定によつて生じた効力を妨げない。
2	前項の規定は、同項に規定する契約の当事者の一方(契約又は法律の規定により解除権を現に行使することができる者を除く。)により反対の意思の表示が書面でされた場合(その内容を記録した電磁的記録によつてされた場合を含む。)には、適用しない。
3	前項に規定する反対の意思の表示は、施行日前に規定する反対の意思の表示は、施行日前にしなければならない。
	(贈与等に関する経過措置)
第三十四条	施行日前に贈与、売買、消費貸借の予約を含む)、使用貸借、賃貸借、雇用、請負、委任、寄託又は組合の各契約が締結された場合におけるこれらの契約及びこれらの契約に付随する買戻しその他の特約については、なお従前の例による。
2	前項の規定にかかわらず、新法第六百四十四条第三項に規定する消費貸借の予約を含む)、使用貸借、賃貸借、雇用、請負、委任、寄託又は組合の各契約が締結された場合において施行日以後にその契約の更新に係る合意がされるときにも適用する。
3	第一項の規定にかかわらず、新法第六百五条の四の規定は、施行日前に不動産の賃貸借契約が締結された場合において施行日以後にその不動産の占有を第三者が妨害し、又はその不動産を第三者者が占有しているときにも適用する。
	(不法行為等に関する経過措置)
第三十五条	旧法第七百二十四条後段(旧法第九条(契約の解除に関する経過措置))

(手形法の一部改正)

第九条 手形法(昭和七年法律第二十号)の一部を次のように改正する。

第十一項第二項中「指名債権」を「民法(明治二十九年法律第八十九号)第三編第一章第四節ノ規定二依ル債権」に改める。

第十条第一項ただし書中「指名債権」を「民法第二編第一章第四節ノ規定二依ル債権」に改める。

第四十八条第一項第二号中「年六分ノ率」を「法定利率(国内ニ於テ振出シ且支払フベキ為替手形以外ノ為替手形ニ在リテハ年六分ノ率)次条第二号ニ於テ同ジ」に改める。

第四十九条第二号中「年六分ノ率」を「法定利率」に改める。

第七十一条中「中断ハ」を「完成猶予又ハ更新ハ」に改め、「中断ノ」を削る。

第八十六条 裏書人ノ他ノ裏書人及振出人二対

スル為替手形上ノ約束手形上ノ請求権ノ消滅時効ハ其ノ者ガ訴ヲ受ケタル場合ニ於テ前者

二対シ訴訟告知ヲ為シタルトキハ訴訟が終了ノ終了ノ時ヨリ六月ガ経過スル迄ノ間ハ完

成セズ

前項ノ場合ニ於テ確定判決又ハ確定判決ト同一ノ効力ヲ有スルモノニ依リテ其ノ訴ニ係ル

権利が確定シタルトキハ時効ハ訴訟ノ終了ノ時ヨリ更ニ其ノ進行ヲ始ム。

(手形法の一部改正に伴う経過措置)

第十条 施行日前に満期が到来した為替手形又は約束手形の所持人の請求権については、前条の規定による改正後の手形法(以下この条において「新手形法」という。)第四十八条第一項(新手形法第七十七条第一項において準用する場合を含む。)の規定にかかわらず、なお従前の例による。

2

施行日前に支払をした為替手形又は約束手形を受け戻した者のその前者に対する請求権については、新手形法第四十九条(新手形法第七十七条第一項において準用する場合を含む。)の規定による改正前の手形法

第二十一条(旧手形法第七十七条第一項において準用する場合を含む。)又は第八十六条に規定する時効の中斷の事由が生じた場合におけるその事由の効力については、なお従前の例による。

3 施行日前に前条の規定による改正前の手形法(以下この項において「旧手形法」という。)第七十二条(旧手形法第七十七条第一項において準用する場合を含む。)又は第八十六条に規定する

前項ノ場合ニ於テ確定判決又ハ確定判決ト同一ノ効力ヲ有スルモノニ依リテ其ノ訴ニ係ル

権利が確定シタルトキハ時効ハ訴訟ノ終了ノ時ヨリ更ニ其ノ進行ヲ始ム。

(小切手法の一部改正に伴う経過措置)

第十二条 施行日前に振り出された小切手の効力については、前条の規定による改正後の小切手(以下この条において「新小切手法」という。)の規定にかかわらず、なお従前の例による。

第十三条 小切手法(昭和八年法律第五十七号)の一部を次のように改正する。

第十四条第二項中「指名債権」を「民法(明治二十九年法律第八十九号)第三編第一章第四節ノ規定二依ル債権」に改める。

第十五条第二項中「指名債権」を「民法(明治二十九年法律第八十九号)第三編第一章第四節ノ規定二依ル債権」に改める。

第十六条 航空機抵当法(昭和二十八年法律第六十六号)の一部を次のように改正する。

第十七条 建設機械抵当法(昭和二十九年法律第六十七条)第六条中「附加して」を「付加して」に改め、同

条ただし書中「但し」を「ただし」に、「定が」を「定めが」に、「民法(明治二十九年法律第八十九号)第四百二十四条第三項に規定する詐害行為取消請求をする」に改める。

(航空機抵当法の一部改正)

第十六条 航空機抵当法(昭和二十八年法律第六十六号)の一部を次のように改正する。

第十七条 建設機械抵当法(昭和二十九年法律第六十七条)第六条中「附加して」を「付加して」に改め、同

条ただし書中「但し」を「ただし」に、「定が」を「定めが」に、「民法(明治二十九年法律第八十九号)第四百二十四条第三項に規定する詐害行為取消請求をする」に改める。

(建設機械抵当法の一部改正)

第十八条 建設機械抵当法(昭和二十九年法律第六十七条)第六条中「附加して」を「付加して」に改め、同

条ただし書中「但し」を「ただし」に、「定が」を「定めが」に、「民法(明治二十九年法律第八十九号)第四百二十四条第三項に規定する詐害行為取消請求をする」に改める。

(建設機械抵当法の一部改正)

第十九条 建設機械抵当法(昭和二十九年法律第六十七条)第六条中「附加して」を「付加して」に改め、同

条ただし書中「但し」を「ただし」に、「定が」を「定めが」に、「民法(明治二十九年法律第八十九号)第四百二十四条第三項に規定する詐害行為取消請求をする」に改める。

(建設機械抵当法の一部改正)

第二十条 建設機械抵当法(昭和二十九年法律第六十七条)第六条中「附加して」を「付加して」に改め、同

条ただし書中「但し」を「ただし」に、「定が」を「定めが」に、「民法(明治二十九年法律第八十九号)第四百二十四条第三項に規定する詐害行為取消請求をする」に改める。

(建設機械抵当法の一部改正)

第二十一条 建設機械抵当法(昭和二十九年法律第六十七条)第六条中「附加して」を「付加して」に改め、同

条ただし書中「但し」を「ただし」に、「定が」を「定めが」に、「民法(明治二十九年法律第八十九号)第四百二十四条第三項に規定する詐害行為取消請求をする」に改める。

(建設機械抵当法の一部改正)

第二十二条 建設機械抵当法(昭和二十九年法律第六十七条)第六条中「附加して」を「付加して」に改め、同

条ただし書中「但し」を「ただし」に、「定が」を「定めが」に、「民法(明治二十九年法律第八十九号)第四百二十四条第三項に規定する詐害行為取消請求をする」に改める。

(建設機械抵当法の一部改正)

第二十三条 建設機械抵当法(昭和二十九年法律第六十七条)第六条中「附加して」を「付加して」に改め、同

条ただし書中「但し」を「ただし」に、「定が」を「定めが」に、「民法(明治二十九年法律第八十九号)第四百二十四条第三項に規定する詐害行為取消請求をする」に改める。

(建設機械抵当法の一部改正)

八十七号)の一部を次のように改正する。

第六条中「附加して」を「付加して」に改め、同

条ただし書中「但し」を「ただし」に、「定が」を「定めが」に、「民法(明治二十九年法律第八十九号)第四百二十四条第三項に規定する詐害行為取消請求をする」に改める。

(自動車抵当法の一部改正)

第六条中「附加して」を「付加して」に改め、同

条ただし書中「但し」を「ただし」に、「定が」を「定めが」に、「民法(明治二十九年法律第八十九号)第四百二十四条第三項に規定する詐害行為取消請求をする」に改める。

三七

する民法の特例等に関する法律(平成十年法律)

第一百四号の一部を次のように改正する。

第四条第一項中「指名債権であつて」を削り、「とするもの」の下に「であつて、民法第三編第一章第四節の規定により譲渡されるもの」を加え、「民法を「同法」に改め、同条第三項及び第四項を次のように改める。

3 債權譲渡登記がされた場合においては、民法第四百六十六條の六第三項、第四百六十八條第一項並びに第四百六十九條第一項及び第二項の規定は、前項に規定する場合に限り適用する。この場合において、同法第四百六十六条の六第三項中「譲渡人が次条」とあるのは、「譲渡人若しくは譲受人が動産及び債権の譲渡の対抗要件に関する民法の特例等に関する法律(平成十年法律第百四号)第四条第二項」と、「同条」とあるのは「同項」とする。

4 第一項及び第二項の規定は当該債権の譲渡に係る第十条第一項第二号に掲げる事由に基づいてされた債權譲渡登記の抹消登記について、民法第四百六十八条第一項並びに第四百六十九條第一項及び第二項の規定はこの項において準用する第二項に規定する場合について、それぞれ準用する。この場合において、同法第四百六十八條第一項中「対抗要件具備条件に関する民法の特例等に関する法律第十四条第一項において準用する場合について、それぞれ準用する。この場合において、

同法第四百六十八條第一項に規定する法律第四条第一項中「第四条及び」を「第四条(第三項を除く。)及び」に、「法人」を「法人」に、「当該質権」を「当該質権」に改め、「について」の下に「民法第四百六十八條第一項の規定はこの項において準用する第四条第二項に規定する場合について、それぞれ」を加え、「から同条

第三項まで」を「及び同条第二項」に、「民法第四百六十七条」を同法第四百六十七條に、「民法第三百六十四条を「同法第三百六十四条に、

「から同条第四項まで」を「及び同条第四項」に改め、「第十二条第三項」の下に「並びに民法第四百六十八條第一項」を加え、「第四条第二項から

第四項まで」を「第四条第二項及び第四項に改め、「第十一条第一項並びに第十二条第二項第一号」の下に「並びに民法第四百六十八條第一項

を、「質権者」との下に「第四条第四項中「民法第四百六十八條第一項並びに第四百六十九條第一項及び第二項」とあるのは「民法第四百六十八条第一項」とを加え、「同法第四百六十七條」を「民法第四百六十七條」に、「同法第三百六十四条」を「民法第三百六十四条」に改め、「設定に」との下に「民法第四百六十八條第一項中「対抗要件具備時」とあるのは「動産及び債権の譲渡の対抗要件に関する民法の特例等に関する法律第十四条第一項において準用する場合に規定する通知又は承諾がされた時」とを加え、同条第二項中「規定は」を「規定は」に、「設定し」を「設定し」に、「ついて準用する」を「ついて、それぞれ準用する」に改め

四条第二項に規定する法律の一部改正による改正前の特定破産法人の破産財団に属すべき財産の回復に関する特別措置法第二条第二項に規定する特定破産法人をいう。」によりされた行為の破産事件における否認については、なお従前の例によること。

(民事再生法の一部改正)

第三十三条 民事再生法(平成十一年法律第二百二十五条号)の一部を次のように改正する。

第二十二条第一項第二号、第十六条第四項第一

号及び第三十二条中「第百三十四条の二第一項」を「第百三十四条の四第一項」に改める。

第四十条の二第一項中「第四百二十三条规定は第四百二十四條」を「第四百二十三条规定は第四百二十四條」に改める。

第四十条の二第一項中「第百三十四条の二第一項」を「第百三十四条の二第一項」に改める。

第五十条第一項第一号中「法定利息」を「再生手続開始の時における法定利率による利息」に改め、同項第二号中「額が」の下に「再生手続開始の時における」を加える。

第八十七条第一項第一号中「法定利息」を「再生手続開始の時における法定利率による利息」に改め、同項第二号中「額が」の下に「再生手続開始の時における」を加える。

第五十条第一項第一号中「法定利息」を「再生手続開始の時における法定利率による利息」に改め、同項第二号中「額が」の下に「再生手続開始の時における」を加える。

第二十条第一項第一号中「法定利息」を「再生手続開始の時における法定利率による利息」に改め、同項第二号中「額が」の下に「再生手続開始の時における」を加える。

第六十条第一項第一号中「法定利息」を「再生手続開始の時における法定利率による利息」に改め、同項第二号中「額が」の下に「再生手続開始の時における」を加える。

第七十条第一項第一号中「法定利息」を「再生手続開始の時における法定利率による利息」に改め、同項第二号中「額が」の下に「再生手続開始の時における」を加える。

第六十条第一項第一号中「法定利息」を「再生手続開始の時における法定利率による利息」に改め、同項第二号中「額が」の下に「再生手続開始の時における」を加える。

第六十条第一項第一号中「法定利息」を「再生手続開始の時における法定利率による利息」に改め、同項第二号中「額が」の下に「再生手続開始の時における」を加える。

第六十条第一項第一号中「法定利息」を「再生手続開始の時における法定利率による利息」に改め、同項第二号中「額が」の下に「再生手続開始の時における」を加える。

第六十条第一項第一号中「法定利息」を「再生手続開始の時における法定利率による利息」に改め、同項第二号中「額が」の下に「再生手続開始の時における」を加える。

第六十条第一項第一号中「法定利息」を「再生手続開始の時における法定利率による利息」に改め、同項第二号中「額が」の下に「再生手続開始の時における」を加える。

第六十条第一項第一号中「法定利息」を「再生手続開始の時における法定利率による利息」に改め、同項第二号中「額が」の下に「再生手続開始の時における」を加える。

第六十条第一項第一号中「法定利息」を「再生手続開始の時における法定利率による利息」に改め、同項第二号中「額が」の下に「再生手続開始の時における」を加える。

第六十条第一項第一号中「法定利息」を「再生手續開始の時における法定利率による利息」に改め、同項第二号中「額が」の下に「再生手續開始の時における」を加える。

る。

第四条第二項中「それぞれその前者に対する否認の原因のある」を「特定破産法人がした行為が破産債権者を害する」に改める。

第五条の見出しを「(否認権行使の期間の特例)」に改める。

三十二条の二第二項及び第三項において」を削る。

第二百二十七条の三第一項第二号ただし書及び第三十二条第二項中「害する事實」を「害すること」に改める。

三百三十四条第一項中「次に掲げる場合には各号に掲げる場合において、否認しようとする行為の相手方に対して否認の原因があるときは」に改め、「否認権は」の下に「当該各号に規定する」を加え、同項に次のただし書きを加える。

第二百三十四条第一項第一号及び第二号ただし書中「それぞれその前者に対する否認の原因がある」を「再生債務者がした行為が再生債権者を害する」に改め、同項第三号中「場合において、それぞれその前者に対する否認の原因が」を「者で」に改める。

第二百三十四条第一項第一号及び第二号第一号中「各号に掲げる場合には各号に掲げる場合において、否認しようとする行為の相手方に対して否認の原因があるときは」に改め、「否認権は」の下に「当該各号に規定する」を加え、同項第三号に「再生債務者の受けた反対給付に関する転得者の権利等」を加える。

第二百三十四条の二第二项第一号中「各号に掲げる場合には各号に掲げる場合において、否認しようとする行為の相手方に対して否認の原因があるときは」に改め、「否認権の行使によって否認されたときは、転得者は、第三項又は第七条第一項に規定する行為が転得者に対する否認権の行使によって否認されたときは、転得者がした反対給付又は消滅した転得者の債権の価額を超えるときは、転得者は、共益債権の債権を請求する権利行使することができる。ただし、同項第一号に掲げる場合において、再生債務者の受けた反対給付の価額が、第四項に規定する転得者がした反対給付又は消滅した転得者の債権の価額を超えるときは、転得者は、共益債

きる。

2 前項の規定にかかわらず、第百三十二条の二第一項第二号に掲げる場合において、当該行為の当時、再生債務者が対価として取得した財産について隠匿等の処分をする意思を有し、かつ、当該行為の相手方が再生債務者がその意思を有していたことを知っていたときは、転得者は、同条第二項各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める権利行使することができる。

3 前項の規定の適用については、当該行為の相手方が第百二十七条の二第二項各号に掲げる者の中のいずれかであるときは、その相手方は、当該行為の当時、再生債務者が前項の隠匿等の処分をする意思を有していたことを知っていたものと推定する。

4 第一項及び第二項の規定による権利の行使は、転得者がその前者から財産を取得するためにした反対給付又はその前者から財産を得ることによつて消滅した債権の価額を限度とする。

5 否認権限を有する監督委員又は管財人は、第一項に規定する行為を転得者に対する否認権の行使によつて否認しようとするときは、第百三十二条第一項の規定により再生債務者財産に復すべき財産の返還に代えて、転得者に対し、当該財産の価額から前各項の規定により共益債権となる額(第百三十二条の二第一項第一号に掲げる場合(第一項ただし書に該当するときを除く。)にあつては、再生債務者の受けた反対給付の価額)を控除した額の償還を請求することができる。

(相手方の債権に関する転得者の権利)

第百三十四条の三 再生債務者がした第百二十七条の三第一項に規定する行為が転得者に対する否認権の行使によつて否認された場合において、転得者がその価額を償還したときは、転得者は、当該行為がその相手方に対する否認権の行使

によって否認されたとすれば第百三十三条の規定により原状に復すべき当該行為の相手方の債権行使することができる。この場合に

は、前条第四項の規定を準用する。

第百三十九条中「二十年」を「十年」に改める。

第百四十条第一項中「第四百二十四条」を「第四百二十四条第一項」に改める。

第百四十三条第五項中「中斷」を「完成猶予及び更新」に改める。

第百三十一条中「第四百二十三条规定」を「第四百二十三条规定」に改める。

第百三十八条中「第四百二十三条规定」を「第四百二十三条规定」に改める。

第百三十三条第一項又は第四百二十三条规定」を「第四百二十三条规定」に改める。

第百三十四条施行日前に再生手続開始の決定があつた再生事件における再生債務者の議決権については、前条の規定による改正後の民事再生法(第三項において「新民事再生法」という。)第八十七条第一項の規定にかかわらず、なお従前の例による。

2 施行日前にされた再生手続開始の申立てに係る再生事件における再生債務者(前条の規定による改正前の民事再生法(次項において「旧民事再生法」という。)第二条第一号に規定する再生債務者をいう。)第二条第一号に規定する再生債務者を、なお従前の例による。

3 施行日前にされた再生手続開始の申立てに係る再生事件における再生債務者(前条の規定による改正前の民事再生法(次項において「旧民事再生法」という。)第二条第一号に規定する再生債務者をいう。)第二条第一号に規定する再生債務者を、なお従前の例による。

4 施行日前にされた再生手続開始の申立てに係る再生事件における再生債務者(前条の規定による改正前の民事再生法(次項において「旧民事再生法」という。)第二条第一号に規定する再生債務者をいう。)第二条第一号に規定する再生債務者を、なお従前の例による。

5 施行日前にされた再生手続開始の申立てに係る再生事件における再生債務者(前条の規定による改正前の民事再生法(次項において「旧民事再生法」という。)第二条第一号に規定する再生債務者をいう。)第二条第一号に規定する再生債務者を、なお従前の例による。

6 施行日前にされた再生手続開始の申立てに係る再生事件における再生債務者(前条の規定による改正前の民事再生法(次項において「旧民事再生法」という。)第二条第一号に規定する再生債務者をいう。)第二条第一号に規定する再生債務者を、なお従前の例による。

7 施行日前にされた再生手続開始の申立てに係る再生事件における再生債務者(前条の規定による改正前の民事再生法(次項において「旧民事再生法」という。)第二条第一号に規定する再生債務者をいう。)第二条第一号に規定する再生債務者を、なお従前の例による。

8 施行日前にされた再生手続開始の申立てに係る再生事件における再生債務者(前条の規定による改正前の民事再生法(次項において「旧民事再生法」という。)第二条第一号に規定する再生債務者をいう。)第二条第一号に規定する再生債務者を、なお従前の例による。

9 施行日前にされた再生手続開始の申立てに係る再生事件における再生債務者(前条の規定による改正前の民事再生法(次項において「旧民事再生法」という。)第二条第一号に規定する再生債務者をいう。)第二条第一号に規定する再生債務者を、なお従前の例による。

10 施行日前にされた再生手続開始の申立てに係る再生事件における再生債務者(前条の規定による改正前の民事再生法(次項において「旧民事再生法」という。)第二条第一号に規定する再生債務者をいう。)第二条第一号に規定する再生債務者を、なお従前の例による。

11 施行日前にされた再生手続開始の申立てに係る再生事件における再生債務者(前条の規定による改正前の民事再生法(次項において「旧民事再生法」という。)第二条第一号に規定する再生債務者をいう。)第二条第一号に規定する再生債務者を、なお従前の例による。

12 施行日前にされた再生手続開始の申立てに係る再生事件における再生債務者(前条の規定による改正前の民事再生法(次項において「旧民事再生法」という。)第二条第一号に規定する再生債務者をいう。)第二条第一号に規定する再生債務者を、なお従前の例による。

13 施行日前にされた再生手続開始の申立てに係る再生事件における再生債務者(前条の規定による改正前の民事再生法(次項において「旧民事再生法」という。)第二条第一号に規定する再生債務者をいう。)第二条第一号に規定する再生債務者を、なお従前の例による。

14 施行日前にされた再生手続開始の申立てに係る再生事件における再生債務者(前条の規定による改正前の民事再生法(次項において「旧民事再生法」という。)第二条第一号に規定する再生債務者をいう。)第二条第一号に規定する再生債務者を、なお従前の例による。

15 施行日前にされた再生手続開始の申立てに係る再生事件における再生債務者(前条の規定による改正前の民事再生法(次項において「旧民事再生法」という。)第二条第一号に規定する再生債務者をいう。)第二条第一号に規定する再生債務者を、なお従前の例による。

16 施行日前にされた再生手続開始の申立てに係る再生事件における再生債務者(前条の規定による改正前の民事再生法(次項において「旧民事再生法」という。)第二条第一号に規定する再生債務者をいう。)第二条第一号に規定する再生債務者を、なお従前の例による。

17 施行日前にされた再生手続開始の申立てに係る再生事件における再生債務者(前条の規定による改正前の民事再生法(次項において「旧民事再生法」という。)第二条第一号に規定する再生債務者をいう。)第二条第一号に規定する再生債務者を、なお従前の例による。

18 施行日前にされた再生手続開始の申立てに係る再生事件における再生債務者(前条の規定による改正前の民事再生法(次項において「旧民事再生法」という。)第二条第一号に規定する再生債務者をいう。)第二条第一号に規定する再生債務者を、なお従前の例による。

19 施行日前にされた再生手続開始の申立てに係る再生事件における再生債務者(前条の規定による改正前の民事再生法(次項において「旧民事再生法」という。)第二条第一号に規定する再生債務者をいう。)第二条第一号に規定する再生債務者を、なお従前の例による。

第三十五条 犯罪被害者等の権利利益の保護を図るための刑事手続に付随する措置に関する法律(平成十二年法律第七十五号)の一部を次のよう改訂する。

第二十八条 損害賠償命令の申立てについて、

前条第一項の決定(同項第一号に該当することを理由とするものを除く。)の告知があったときは、当該告知を受けた時から六月を経過するまでの間は、時効は、完成しない。

第二十九条を次のように改める。

(時効の完成猶予)

第二十八条 損害賠償命令の申立てについて、

前条第一項の決定(同項第一号に該当することを理由とするものを除く。)の告知があったときは、当該告知を受けた時から六月を経過するまでの間は、時効は、完成しない。

第二十九条を次のように改める。

第九十三条第一項中「次に掲げる場合には」を「次の各号に掲げる場合において、否認しようとする行為の相手方に対して否認の原因があるときは」に改め、「否認権は、」の下に「当該各号に規定する」を加え、同項に次のただし書きを加える。

ただし、当該転得者が他の転得者から転得した者である場合においては、当該転得者の前に転得した全ての転得者に対してても否認の原因があるときに限る。

第九十三条第一項第一号及び第二号に該当する中「それぞの前者に対する否認の原因がある」を「更生会社がした行為が更生債権者等を害する」に改め、同項第三号中「場合において、それを更生会社がした行為が更生債権者等を害する」に改め、同項第三号及び第二号に該当する中「それぞの前者に対する否認の原因がある」を「者で」に改め、同條の次に次の二条を加える。

(更生会社の受けた反対給付に関する転得者にかかるわざ、なお従前の例による。)

第六十一条の二 第一項第一号及び第二号に該当する中「それぞの前者に対する否認の原因がある」を「者で」に改め、同條の次に次の二条を加える。

(更生会社の受けた反対給付に関する転得者にかかるわざ、なお従前の例による。)

ることができる。

3 前項の規定の適用については、当該行為の

相手方が第八十六条の二第二項各号に掲げる者のいざれかであるときは、その相手方は、当該行為の当時、更生会社が前項の隠匿等の処分をする意思を有していたことを知つていたものと推定する。

4 第一項及び第二項の規定による権利の行使は、転得者がその前者から財産を取得するためにした反対給付又はその前者から財産を取得することによって消滅した債権の価額を限度とする。

5 管財人は、第一項に規定する行為を転得者に対する否認権の行使によって否認しようとするときは、第九十一条第一項の規定により更生会社財産に復すべき財産の返還に代えて、転得者に対し、当該財産の価額から前各項の規定により共益債権となる額(第九十一条の二第一項第一号に掲げる場合(第一項ただし書に該当するときを除く。)にあっては、更生会社の受けた反対給付の価額)を控除した額の償還を請求することができる。(相手方の債権に関する転得者の権利)

第九十三条の三 更生会社がした第八十六条の三第一項に規定する行為が転得者に対する否認権の行使によって否認された場合において、転得者がその受けた給付を返還し、又はその価額を償還したときは、転得者は、当該行為がその相手方に対する否認権の行使によつて否認されたとすれば第九十二条の規定により原状に復すべき相手方の債権を行使することができる。この場合には、前条第四項の規定を準用する。

第九十八条中「三十年」を「十年」に改める。
第五百三十六条第一項第一号中「法定利息」を「更生手続開始の時における法定利率による利息」に改め、同項第一号中「額が」の下に「更生手続開始の時における法定利率による利息」を改める。

第五百四十四条第一項各号に掲げる

「(会社更生法の一部改正に伴う経過措置) 続開始の時における」を加える。

(会社更生法の一部改正に伴う経過措置)

第三十八条 施行日前にされた更生手続開始の申立てに係る更生事件(前条の規定による改正前の会社更生法(以下この条において「旧会社更生法」という。)第二条第三項に規定する更生事件をいう。以下この条において同じ。)における否認及び施行日前にされた行為の更生事件における否認については、なお従前の例による。

2 施行日前にされた更生手続開始の申立てに係る更生事件における更生会社(旧会社更生法第二条第七項に規定する更生会社をいう。)又は開始前会社(同条第六項に規定する開始前会社をいう。)について施行日以後に前条の規定による改正後の会社更生法(第四項において「新会社更生法」という。)第二百五十四条第一項各号又は

第三項に規定する破産手続開始の決定がされた場合における当該決定に係る破産事件における否認については、なお従前の例による。

3 施行日前に旧会社更生法第二百三条第四項に規定する時効の中斷の事由が生じた場合におけるその事由の効力については、なお従前の例による。

4 施行日前に更生手続開始の決定があつた更生事件における更生債権者等(旧会社更生法第二百六十三条第十三項に規定する更生債権者等をいう。)の議決権については、新会社更生法第二百三十六条第一項の規定にかかるわらず、なお従前の例による。

(仲裁法の一一部改正)
第三十九条 仲裁法(平成十五年法律第二百三十八号)の一部を次のように改正する。
第二十九条の見出しを「(仲裁手続の開始並びに時効の完成猶予及び更新)」に改め、同条第二項中「時効中断」を「時効の完成猶予及び更新」に改める。

(仲裁法の一一部改正に伴う経過措置)

第四十条 施行日前に前条の規定による改正前の仲裁法第二十九条第二項に規定する時効の中断

の事由が生じた場合におけるその事由の効力については、なお従前の例による。

(破産法の一部改正)

第四十一条 破産法(平成十六年法律第七十五号)の一部を次のように改正する。

第四十五条第一項中「第四百一十三条又は第四百二十四条」を「第四百一十三条第一項、第四百二十三条の七又は第四百二十四条第一項」に改める。

第五十九条第一項第二号中「法定利息を「破産手続開始の時における法定利率による利息」に改め、同項第四号中「額が」の下に「破産手続開始の時における」を加える。

第六十条第一項第一号ただし書及び第一号ただし書中「害する事実」を「害すること」に改めただし書中「害する事実」を「害すること」に改める。

第六十一条第一項第一号中「害する」の下に「ことなる」を加え、「この条並びに第一百六十八条第二項及び第三項において」を削る。

第六十二条第一項第一号ただし書及び第一百六十七条第二項中「害する事実」を「害すること」に改める。

第六十六条第一項第一号ただし書及び第一百六十七条第二項中「害する事実」を「害すること」に改める。

第六十七条第一項第一号ただし書及び第一百六十七条第二項中「害する事実」を「害すること」に改める。

第六百六十二条第一項第一号ただし書及び第一百六十七条第二項中「害する事実」を「害すること」に改める。

第六百六十二条第一項第一号ただし書及び第一百六十七条第二項中「害する事実」を「害すること」に改める。

第六百六十二条第一項第一号ただし書及び第一百六十七条第二項中「害する事実」を「害すること」に改める。

第六百六十二条第一項第一号ただし書及び第一百六十七条第二項中「害する事実」を「害すること」に改める。

第六百六十二条第一項第一号ただし書及び第一百六十七条第二項中「害する事実」を「害すること」に改める。

第六百六十二条第一項第一号ただし書及び第一百六十七条第二項中「害する事実」を「害すること」に改める。

第百七十条の二 破産者がした第八十六条第一項若しくは第三項又は第八十六条第一項に規定する行為が転得者に対する否認権の行使によつて否認されたときは、転得者は、第八十六条第一項各号に掲げる区分に応じ、それぞれ該各号に定める権利を行使することができる。ただし、同項第一号に掲げる場合において、破産者の受けた反対給付の価額の償還を請求する権利が、第四項に規定する転得者がした反対給付又は消滅した転得者の債権の価額を超えるときは、転得者は、財団債権者として破産者の受けた反対給付の価額の償還を請求する権利を行使することができる。

2 前項の規定にかかるわらず、第八十六条第一項第二号に掲げる場合において、当該行為の当時、破産者が対価として取得した財産について隠匿等の処分をする意思を有し、かつ、当該行為の相手方が破産者がその意思を有していたことを知っていたときは、転得者は、同項第二項各号に掲げる区分に応じ、それぞれ該各号に定める権利を行使することができる。

3 前項の規定について、当該行為の相手方が第八十六条第一項各号に掲げる者(いざれかであるときは、その相手方は、当該行為の当時、破産者が前項の隠匿等の処分をする意思を有していたことを知っていたとも推定する)が、当該転得者が他の転得者前に転得した全ての転得者に対する否認の原因があるときに限る。

4 第一項及び第二項の規定による権利の行使は、転得者がその前者から財産を取得するためにした反対給付又はその前者から財産を取得することによって消滅した債権の価額を限度とする。

5 破産管財人は、第一項に規定する行為を転得者に対する否認権の行使によって否認しようとするときは、第八十六条第一項の規定により破産財團に復すべき財産の返還に代えて、転得者に対し、当該財産の価額から前各

権利等)

項の規定により財團債権となる額(第一百六十一条第一項第一号に掲げる場合(第一項ただし書に該当するときを除く。)にあっては、破産者の受けた反対給付の価額)を控除した額の償還を請求することができる。

(相手方の債権に関する転得者の権利)

第一百七十三条 破産者がした第一百六十二条第一項に規定する行為が転得者に対する否認権の行使によって否認された場合において、転得者がその受けた給付を返還し、又はその価額を償還したときは、転得者は、当該行為がその相手方に対する否認権の行使によって否認されたとすれば第一百六十九条の規定により原状に復すべき相手方の債権を行使することができる。この場合には、前条第四項の規定を準用する。

第一百七十六条 第二項中「十年」を「十年」に改める。

第一百七十八条 第四項中「中断」を「完成猶予及び更新」に改める。

第一百三十五条 第二項中「害する事実」を「害すること」に改める。

第一百四十四条 第十四項中「第一百六十八条第二項」の下に「及び第一百七十三条の二第二項」を加え、「同項の」を「これらの規定に規定する」と改める。

(破産法の一部改正に伴う経過措置)

第四十一条 施行日前に破産手続開始の決定があつた破産事件における劣後の破産債権(前条の規定による改正前の破産法(第三項において「旧破産法」という。)第九十九条第一項に規定する劣後の破産債権をいう。)については、なお從前の例による。

2 施行日前にされた破産手続開始の申立て又は施行日前に職権でされた破産手続開始の決定に係る破産事件における否認及び施行日前にされた行為の破産事件における否認については、なお從前の例による。

3 施行日前に旧破産法第百七十八条规定(旧破産法第二百四十四条の十一第三項において準

用する場合を含む。)に規定する時効の中止の事由が生じた場合におけるその事由の効力については、なお従前の例による。

(不動産登記法の一部改正)

第四十三条 不動産登記法(平成十六年法律第一百二十三号)の一部を次のように改正する。

第九十六条 中「代金」の下に「(民法第五百七十九条の別段の合意をした場合にあっては、その行使により定めた金額)」を加える。

(裁判外紛争解決手続の利用の促進に関する法律の一部改正)

第四十四条 裁判外紛争解決手続の利用の促進に関する法律(平成十六年法律第一百五十一号)の一部を次のようにより改正する。

第一条 中「かんがみ」を「鑑み」に、「中断等」を「完成猶予等」に改める。

第二十五条 の見出し及び同条第一項中「中断」を「完成猶予」に改める。

(裁判外紛争解決手続の利用の促進に関する法律の一部改正に伴う経過措置)

第四十五条 施行日前に認証紛争解決手続(前条の規定による改正前の裁判外紛争解決手続の利用の促進に関する法律第二条第三号に規定する認証紛争解決手続をいう。)においてその目的となつた請求がされた場合におけるその請求に係る時効の特例については、前条の規定による改正後の裁判外紛争解決手続の利用の促進に関する法律第二十五条の規定にかかるず、なお従前の例による。

(会社法の一部改正)

第四十六条 会社法(平成十七年法律第八十六号)の一部を次のように改める。

第二十三条の二第一項ただし書中「害すべき事実」を「害すること」に改め、同条第二項中「二十年」を「十年」に改める。

第五十一条第一項中「第九十三条ただし書」を「第九十三条第一項ただし書に改め、同条第六項中「理由として設立時発行株式の引受けの無効を主張し、又は詐欺若しくは」を「詐欺又は」に改める。

第七百五十九条第四項中「害すべき事実」を「害すること」に改め、同条第六項中「二十年」を「十年」に改める。

は」に改める。

第一百二条第五項中「第九十三条ただし書」を「第九十三条第一項ただし書に改め、同条第六項中「理由として設立時発行株式の引受けの無効を主張し、又は詐欺若しくは」を「詐欺又は」に改める。

第一百七十三条第四項、第一百九条第四項、第一百九十六条第六項及び第七百六十六条第六項中「二十年」を「十年」に改める。

第七百七十八条第四項、第七百八十六条第四項、第七百八十八条第四項、第七百九十八条第四項、第七百六十四条第六項及び第七百六十六条第六項中「二十年」を「十年」に改める。

第七百七十八条第四項、第七百八十六条第四項、第七百八十八条第四項、第七百九十八条第四項、第七百六十四条第六項及び第七百六十六条第六項中「二十年」を「十年」に改める。

第七百八十六条第六項及び第七百六十六条第六項中「二十年」を「十年」に改める。

第七百五十九条第四項中「害すべき事実」を「害すること」に改め、同条第六項中「二十年」を「十年」に改める。

第七百六十二条第六項及び第七百六十六条第六項中「二十年」を「十年」に改める。

法」という。)第二十三条の二第一項及び第二項の規定にかかるわらず、なお従前の例による。

2 施行日前にされた意思表示に係る設立時発行株式(前条の規定による改正前の会社法(以下この条において「旧会社法」という。)第二十五条第一項第一号に規定する設立時発行株式をいう。)の引受けについては、新会社法第五十一条並びに第百二条第五項及び第六項の規定にかかるわらず、なお従前の例による。

3 次の各号に掲げる裁判所が決定した価格に対する利息については、当該各号に定める規定にかかるわらず、なお従前の例による。

一 施行日前に旧会社法第百十六条第一項各号の行為に係る決議をするための株主総会の招集手続が開始された場合(同項各号の行為をするために株主総会の決議を要しない場合にあつては、当該行為に係る取締役会の決議又は取締役若しくは執行役の決定が行われたとき)におけるその行為に係る株式買取請求について裁判所が決定した価格 新会社法第百七十二条第四項

二 施行日前に旧会社法第百十八条第一項各号に掲げる定款の変更に係る決議をするための株主総会の招集手続が開始された場合におけるその定款の変更に係る新株予約権買取請求について裁判所が決定した価格 新会社法第一百九条第四項

三 施行日前に旧会社法第百七十二条第一項の規定をするための株主総会の招集手続が開始された場合におけるその全部取得条項付種類株式の取得について裁判所が決定した価格 新会社法第一百七十二条第四項

四 施行日前に旧会社法第百七十九条の三第一項の規定による通知がされた場合におけるその株式等売渡請求について裁判所が決定した価格 新会社法第百七十九条の八第二項

五 施行日前に旧会社法第一百八十三条第二項の決議をするための株主総会の招集手続が開始された場合におけるその株式の併合に係る株式

賃取請求について裁判所が決定した価格 新会社法第百八十二条の五第四項

六 施行日前に事業譲渡等(旧会社法第四百六条第一項に規定する事業譲渡等をいう。以下この号において同じ。)に係る契約が締結された場合におけるその事業譲渡等に係る株式買取請求について裁判所が決定した価格 新会社法第四百七十七条第四項

七 施行日前に取締役、執行役又は清算株式会社(旧会社法第四百七十六条に規定する清算株式会社をいう。)の清算人となつた者の利益相反取引については、新会社法第三百五十六条第二項(新会社法第四百十九条第二項及び第四百八十一条第四項において準用する場合を含む。)の規定による。

8 施行日前に持分会社(旧会社法第五百七十五条第一項に規定する時効の中斷の事由が生じた場合におけるその事由の効力については、なお従前の例による。)

9 施行日前に持分会社(旧会社法第五百七十五条第一項に規定する時効の中斷の事由が生じた場合におけるその事由の効力については、なお従前の例による。)

10 施行日前に旧会社法第五百四十五条第三項に規定する行為がされた場合におけるその行為に係る取消しの請求については、新会社法第八百六十三条第二項の規定にかかるわらず、なお従前の例による。

11 施行日前に合併契約、吸収分割契約若しくは新設分割契約が締結され、又は組織変更計画、組織変更、合併、吸収分割、新設分割、株式交換又は株式移転については、なお従前の例による。

12 施行日前に旧会社法第八百六十三条第一項各号に掲げる行為がされた場合におけるその行為に係る取消しの請求については、新会社法第八百六十三条第二項の規定にかかるわらず、なお従前の例による。

13 施行日前に旧会社法第八百六十五条第一項に規定する行為がされた場合におけるその行為に係る取消しの請求については、新会社法第八百六十五条第二項の規定にかかるわらず、なお従前の例による。

14 施行日前に持分会社の業務を執行する社員又は旧会社法第五百九十八条第一項の規定により選任された社員の職務を行うべき者次項において單に「社員の職務を行なうべき者」という。)となつた者の報酬については、新会社法第五百九十四条(新会社法第五百九十八条第二項の規定にかかるわらず、なお従前の例による。)

15 施行日前に持分会社の業務を執行する社員又は旧会社法第五百九十八条第一項の規定により選任された社員の職務を行うべき者次項において單に「社員の職務を行なうべき者」という。)となつた者の報酬については、新会社法第五百九十四条(新会社法第五百九十八条第二項の規定にかかるわらず、なお従前の例による。)

四十八条の二の規定にかかるわらず、なお従前の例による。

5 施行日前に持分会社の業務を執行する社員、会社の職務を行うべき者又は清算持分会社(旧会社法第五百九十五条第二項(新会社法第五百九十八条第二項に規定する清算持分会社をいう。)の清算人となつた者の利益相反取引については、新会社法第五百九十五条第二項(新会社法第五百九十八条第二項に規定する清算持分会社をいう。)の一部をいかわらず、なお従前の例による。

6 施行日前に提起された除名の訴えに係る退社による。

7 施行日前に旧会社法第五百四十五条第三項に規定する時効の中斷の事由が生じた場合におけるその事由の効力については、なお従前の例による。

8 施行日前に旧会社法第五百七十五条第一項各号に掲げる行為がされた場合におけるその行為に係る取消しの請求については、新会社法第八百六十三条第二項の規定にかかるわらず、なお従前の例による。

9 施行日前に合併契約、吸収分割契約若しくは新設分割契約が締結され、又は組織変更計画、組織変更、合併、吸収分割、新設分割、株式交換又は株式移転については、なお従前の例による。

10 施行日前に旧会社法第八百六十三条第一項各号に掲げる行為がされた場合におけるその行為に係る取消しの請求については、新会社法第八百六十三条第二項の規定にかかるわらず、なお従前の例による。

11 施行日前に合併契約、吸収分割契約若しくは新設分割契約が締結され、又は組織変更計画、組織変更、合併、吸収分割、新設分割、株式交換又は株式移転については、なお従前の例による。

12 施行日前に旧会社法第八百六十三条第一項各号に掲げる行為がされた場合におけるその行為に係る取消しの請求については、新会社法第八百六十三条第二項の規定にかかるわらず、なお従前の例による。

13 施行日前に旧会社法第八百六十五条第一項に規定する行為がされた場合におけるその行為に係る取消しの請求については、新会社法第八百六十五条第二項の規定にかかるわらず、なお従前の例による。

14 施行日前に持分会社の業務を執行する社員又は旧会社法第五百九十八条第一項の規定により選任された社員の職務を行うべき者次項において單に「社員の職務を行なうべき者」という。)となつた者の報酬については、新会社法第五百九十四条(新会社法第五百九十八条第二項の規定にかかるわらず、なお従前の例による。)

する記名式所持人払証券、同節第三款に規定するその他の記名証券及び同節第四款に規定する無記名証券に係る債権並びに電子記録債権法(平成十九年法律第二百二号)第二条第一項に規定する電子記録債権を除く。)

規定期に規定する一般社団法人及び一般財團法人に関する法律(平成十八年法律第四十八号)の一部を一部改正する。

第四十九条 一般社団法人及び一般財團法人に関する法律(平成十八年法律第四十八号)の一部を一部改正する。

第五十条 施行日前に理事又は清算人となつた者の利益相反取引については、前条の規定による。第一項中「を理由として財産の拠出の無効を主張し、又は詐欺若しくは」を「詐欺又は」に改め同条中「を理由として財産の拠出の無効を主張し、又は詐欺若しくは」を「詐欺又は」に改める。

第五十一条 施行日前に理事又は清算人となつた者の利益相反取引については、前条の規定による。第一項中「を理由として財産の拠出の無効を主張し、又は詐欺若しくは」を「詐欺又は」に改める。

第五十二条 施行日前に理事又は清算人となつた者の利益相反取引については、前条の規定による。第一項中「を理由として財産の拠出の無効を主張し、又は詐欺若しくは」を「詐欺又は」に改める。

第五十三条 施行日前に理事又は清算人となつた者の利益相反取引については、前条の規定による。第一項中「を理由として財産の拠出の無効を主張し、又は詐欺若しくは」を「詐欺又は」に改める。

第五十四条 施行日前に理事又は清算人となつた者の利益相反取引については、前条の規定による。第一項中「を理由として財産の拠出の無効を主張し、又は詐欺若しくは」を「詐欺又は」に改める。

第五十五条 施行日前に理事又は清算人となつた者の利益相反取引については、前条の規定による。第一項中「を理由として財産の拠出の無効を主張し、又は詐欺若しくは」を「詐欺又は」に改める。

第五十六条 施行日前に理事又は清算人となつた者の利益相反取引については、前条の規定による。第一項中「を理由として財産の拠出の無効を主張し、又は詐欺若しくは」を「詐欺又は」に改める。

第五十七条 施行日前に理事又は清算人となつた者の利益相反取引については、前条の規定による。第一項中「を理由として財産の拠出の無効を主張し、又は詐欺若しくは」を「詐欺又は」に改める。

第五十八条 施行日前に理事又は清算人となつた者の利益相反取引については、前条の規定による。第一項中「を理由として財産の拠出の無効を主張し、又は詐欺若しくは」を「詐欺又は」に改める。

第五十九条 施行日前に理事又は清算人となつた者の利益相反取引については、前条の規定による。第一項中「を理由として財産の拠出の無効を主張し、又は詐欺若しくは」を「詐欺又は」に改める。

五条の規定にかかわらず、なお従前の例による。

(信託法の一部改正)

第五十一条 信託法(平成十八年法律第百八号)の一部を次のように改正する。

第十二条第一項中「害すべき事実を知つて」を「害することを知つて」に、「第四百二十四条第一項の規定による取消しを裁判所に請求する」を「第四百二十四条第三項に規定する詐害行為取消請求をする」に改め、ただし書を次のように改める。

ただし、受益者が現に存する場合においては、当該受益者(当該受益者の中に受益権を譲り受けた者がある場合においては、当該受益者及びその前に受益権を譲り渡した全ての者)の全部が信託法第十二条第一項に規定する受益者としての指定を受けたことを知つた時(受益権を譲り受けた時)においては、受益権を譲り受けた者にあつては、受益権を譲り受けた時)において」と、

は、当該受益者(当該受益者の中に受益権を譲り受けた者がある場合においては、当該受益者及びその前に受益権を譲り渡した全ての者)の全部が受益者としての指定(信託行為の定めにより又は第八十九条第一項に規定する受益者指定権等の行使により受益者又は変更後の受益者として指定されることをいう。以下同じ)を受けたことを知つた時(受益権を譲り受けた者にあつては、受益権を譲り受けた時においては、受益権を譲り受けた者を害することを知つていたときに限る)に改め、

第十二条第一項中「請求を「詐害行為取消請求」に、「害すべき事実」を「害すること」に改め、同項ただし書中「取消し」を「詐害行為取消請求に改め、同条第四項中「第四百二十四条第一項の規定による取消しを裁判所に請求する」を「第四百二十四条第三項に規定する詐害行為取消請求をする」に改め、ただし書を次のように改める。

ただし、当該受益者(当該受益者が受益権を譲り受けた者である場合にあつては、当該受益者及びその前に受益権を譲り渡した全ての者)が、受益権を譲り受けたことを知つた時(受益権を譲り受けた者にあつては、受益権を譲り受けた時においては、受益権を譲り受けた者を害することを知つていたときに限る)に改めることを知つていたとき)に改める。

ただし、当該受益者(当該受益者が受益権を譲り受けたことを見た時においては、当該受益者及びその前に受益権を譲り渡した全ての者)が、受益権を譲り受けたことを知つた時(受益権を譲り受けた者にあつては、受益権を譲り受けた時においては、受益権を譲り受けた者を害することを知つていたときに限る)に改めることを知つていたとき)に改める。

こと)に改める。

第十二条第一項中「受けた者」の下に「が、それによって利益を受けた受益者の全部又は一部を「受益者」

現に存する場合においては、当該受益者(当該

受益者の中に受益権を譲り受けた者がある場合にあつては、当該受益者及びその前に受益権を譲り渡した全ての者)の全部が信託法第十二条第一項に規定する受益者としての指定を受けたことを知つた時(受益権を譲り受けた者にあつては、受益権を譲り受けた時)において」と、

は、当該受益者(当該受益者の中に受益権を譲り受けた者がある場合においては、当該受益者及びその前に受益権を譲り渡した全ての者)の全部が受益者としての指定(信託行為の定めにより又は第八十九条第一項に規定する受益者指定権等の行使により受益者又は変更後の受益者として指定されることをいう。以下同じ)を受けたことを知つた時(受益権を譲り受けた者にあつては、受益権を譲り受けた時)においては、受益権を譲り受けた者を害することを知つていたときに限る)に改め、

第十二条第一項中「請求を「詐害行為取消請求」に、「害すべき事実」を「害すること」に改め、同項ただし書中「取消し」を「詐害行為取消請求に改め、同条第四項中「第四百二十四条第一項の規定による取消しを裁判所に請求する」を「第四百二十四条第三項に規定する詐害行為取消請求をする」に改め、ただし書を次のように改める。

ただし、当該受益者(当該受益者が受益権を譲り受けた者である場合にあつては、当該受益者及びその前に受益権を譲り渡した全ての者)が、受益権を譲り受けたことを知つた時(受益権を譲り受けた者にあつては、受益権を譲り受けた時においては、受益権を譲り受けた者を害することを知つていたときに限る)に改めることを知つていたとき)に改める。

ただし、当該受益者(当該受益者が受益権を譲り受けたことを見た時においては、当該受益者及びその前に受益権を譲り渡した全ての者)が、受益権を譲り受けたことを知つた時(受益権を譲り受けた者にあつては、受益権を譲り受けた時においては、受益権を譲り受けた者を害することを知つていたときに限る)に改めることを知つていたとき)に改める。

十年間行使しないとき。

第五十四条第四項中「第三項」の下に「並びに

第六百四十八条の二」を加える。

第九十三条第二項を次のように改める。

前項の規定にかかわらず、受益権の譲渡を禁止し、又は制限する旨の信託行為の定め

(以下この項において「譲渡制限の定め」とい

う。)は、その譲渡制限の定めがされたことを

知り、又は重大な過失によって知らなかつた

譲受人その他の第三者に対抗することができ

る。

第九十六条第二項を次のように改める。

前項の規定にかかわらず、受益権の質入れ

を禁止し、又は制限する旨の信託行為の定め

(以下この項において「質入制限の定め」とい

う。)は、その質入制限の定めがされたことを

知り、又は重大な過失によって知らなかつた

質権者その他の第三者に対抗することができ

る。

(信託法の一部改正に伴う経過措置)

第五十二条 施行日前にされた信託の詐害行為取

消請求、否認並びに受益権の譲渡し及び返還の

請求については、なお従前の例による。

第二十三条规定第二項ただし書を削り、同条第三

項中「第十一條第七項」を「第十一條第一項」だ

し書、第七項に改める。

第四十三条の見出し中「損失てん補責任等」を

損失填補責任等に改め、同条第二項を次のように改める。

2 第四十一条の規定による責任に係る債権

を「第四百二十四条第三項に規定する詐害行為

取消請求をする」に改め、ただし書を次のように改める。

ただし、当該受益者(当該受益者が受益権を譲り受けたことを見た時においては、当該受益者及びその前に受益権を譲り渡した全ての者)

が、受益権を譲り受けたことを知つた時(受益権を譲り受けた者にあつては、受益権を譲り受けた時においては、受益権を譲り受けた者を害することを知つていたときに限る)に改めることを知つていたとき)に改める。

ただし、当該受益者(当該受益者が受益権を譲り受けたことを見た時においては、当該受益者及びその前に受益権を譲り渡した全ての者)

が、受益権を譲り受けたことを知つた時(受益権を譲り受けた者にあつては、受益権を譲り受けた時においては、受益権を譲り受けた者を害することを知つていたときに限る)に改めることを知つていたとき)に改める。

従前の例による。

5 施行日前に旧信託法第九十三条第二項に規定する別段の定めがされた場合における受益権の譲渡については、なお従前の例による。

6 施行日前に旧信託法第九十六条第二項に規定する別段の定めがされた場合における受益権の譲渡については、なお従前の例による。

(電子記録債権法の一部改正)

第五十三条 電子記録債権法(平成十九年法律第

百二号)の一部を次のように改正する。

第十二条の見出し中「無効又は」を削り、同条

百二号の二号を次のように改正する。

第十二条の見出し中「無効又は同号」を削り、同

条第一項中「第九十三条ただし書若しくは第九十

五条の規定による無効又は同法」を「第九十五

条第一項又は」に改め、「及び第二項」を削り、「取

消し」を「強迫による意思表示の取消し」に改め、同条第二項第二号中「無効又は」を削る。

第十三条中「第百一十七条第二項」を「第百一十七

条第二項第二号」に、「同項」を「同号」に改め

る。

(信託法の一部改正に伴う経過措置)

第五十二条 施行日前にされた信託の詐害行為取

消請求、否認並びに受益権の譲渡し及び返還の

請求については、なお従前の例による。

第二十三条规定第二項中「の債権による相殺」を

「が主張することができる抗弁」に改め、同条に

次の一項を加える。

3 第一条の規定にかかるべき限度において、當

る場合において、主たる債務者が債権者に對

して相殺権、取消権又は解除権を有するとき

は、これらの権利の行使によって主たる債務

者がその債務を免れるべき限度において、當

該電子記録保証人は、債権者に對して債務の

履行を拒むことができる。

第三十五条第一項中「第四百五十九条」の下に「第四百五十九条の二」を加える。

第七十七条第二項及び第三項中「指名債権」を「債権」に改める。

(電子記録債権法の一部改正に伴う経過措置)

第五十四条 施行日前に電子記録(前条の規定に

による改正前の電子記録債権法(第三項において「旧電子記録債権法」という。)第二条第一項に規定する電子記録をいう。)の請求における相手方にされた意思表示については、前条の規定による改定後の電子記録債権法(以下この条において「新電子記録債権法」という。)第十二条の規定にかかわらず、なお従前の例による。

2 施行日前に無権代理人人が代理人として行為をした場合におけるその無権代理人の責任については、新電子記録債権法第十三条の規定にかかるわらず、なお従前の例による。

3 施行日前にされた電子記録保証(旧電子記録債権法第二条第九項に規定する電子記録保証をいう。)については、新電子記録債権法第三十四条第一項及び第三項並びに第三十五条第一項の規定にかかわらず、なお従前の例による。

(保険法一部改正)

第五十五条 保険法(平成二十年法律第五十六号)の一部を次のように改正する。

第九十五条第一項中「三年間行わない」を「これらを行使することができる時から三年間行使しない」に改め、同条第二項中「一年間行わない」を「これを行使することができる時から一年間行使しない」に改める。

(非訟事件手続法一部改正)

第五十六条 非訟事件手続法(平成二十三年法律第五十一号)の一部を次のように改正する。

第一条 第九十九条を「第九十一条」に改め、第三編第一章を次のように改める。

第一章 削除

第八十五条から第九十一条まで 削除

第九十二条第一項中「民法」の下に「明治二十九年法律第八十九号」を加える。

第九十四条第五項中「第六百五十八条第一項」の下に「及び第二項」を加え、「及び」を「並びに」に改める。

(非訟事件手続法一部改正に伴う経過措置)

第五十七条 民法改正法附則第十八条第一項の規

定によりなお従前の例によることとされる債権者代位権に関する非訟事件の手続については、なお従前の例による。

2 施行日前に前条の規定による改正前の非訟事件手続法第九十四条第一項の規定により選任し、又は同条第三項の規定により改任された保管者の寄託物の保管については、なお従前の例による。

(大規模な災害の被災地における借地借家に関する特別措置法一部改正)

第五十八条 大規模な災害の被災地における借地借家に関する特別措置法(平成二十五年法律第六十一号)の一部を次のように改正する。

(第四条第三項及び第四項を削る。)

(大規模な災害の被災地における借地借家に関する特別措置法一部改正に伴う経過措置)

第五十九条 施行日前に前条の規定による改正前の大規模な災害の被災地における借地借家に関する特別措置法第四条第一項又は第二項の規定により第三者に対抗することができる借地権の目的である土地の売買契約が締結された場合におけるその契約に係る契約の解除及び損害賠償の請求については、なお従前の例による。

(第五条第三項及び第四項を削る。)

(大規模な災害から復興に関する法律一部改正)

第六十条 国家公務員災害補償法(昭和二十六年法律第二百九十一号)の一部を次のように改正する。

第二十四条 大規模災害からの復興に関する法律(平成二十五年法律第五十五号)の一部を次のように改正する。

(第三十六条の五中「第四百九十四条後段」を第六十四条 大規模災害からの復興に関する法律(平成二十五年法律第五十五号)の一部を次のように改正する。)

第三十六条の五中「第四百九十四条後段」を「第四百九十四条第二項ただし書」に、「同条後段中「過失なく」を「同項ただし書中「過失」に、「重大な過失なく」を「重大な過失」に改める。

(大規模災害からの復興に関する法律一部改正に伴う経過措置)

第六十五条 施行日前に前条の規定による改正前の大規模災害からの復興に関する法律第三十六条の五に規定する損失補償額の払渡しの義務が生じた場合におけるその損失補償額の供託については、なお従前の例による。

(国家公務員災害補償法一部改正に伴う経過措置)

第二十八条中「権利は」の下に「これを行使することができる時から」を加え、「行わない」を「行使しない」に改める。

(国家公務員災害補償法一部改正に伴う経過措置)

第六十六条 施行日前に前条の規定による改正前の大規模災害からの復興に関する法律第七十七号の一部を次のように改正する。

(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律一部改正)

第六十九条 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成三年法律第七十七号)の一部を次のように改正する。

(第六十九条 第二節 国家公務員災害補償法の一部改正に伴う経過措置)

第六十五条 施行日前に前条の規定による改正前の大規模災害からの復興に関する法律第三十六条の五に規定する損失補償額の払渡しの義務が生じた場合におけるその損失補償額の供託については、なお従前の例による。

(古物営業法一部改正)

第七十条 金融商品取引法(昭和二十三年法律第二十五号)の一部を次のように改める。

(虚偽記載のある届出書の届出者等に対する措置)

る。

第三章 内閣府関係

第一節 本府関係

(子ども・子育て支援法一部改正)

第六十二条 子ども・子育て支援法(平成二十四年法律第六十五号)の一部を次のように改正する。

第七十八条第一項中「権利は」の下に「これらを行使することができる時から」を加え、同条第二項中「中断」を「完成猶予及び更新」に改め、同条第三項中「民法第百五十三条の規定にかかるわらず、時効中断」を「時効の更新」に改める。

(子ども・子育て支援法一部改正に伴う経過措置)

第六十三条 施行日前に前条の規定による改正前の子ども・子育て支援法第七十八条第二項又は第三項に規定する時効の中断の事由が生じた場合におけるその事由の効力については、なお従前の例による。

(大規模災害からの復興に関する法律一部改正)

第六十四条 大規模災害からの復興に関する法律(平成二十五年法律第五十五号)の一部を次のように改正する。

(第三十六条の五中「第四百九十四条後段」を第六十四条 大規模災害からの復興に関する法律(平成二十五年法律第五十五号)の一部を次のように改正する。)

第三十六条の五中「第四百九十四条後段」を「第四百九十四条第二項ただし書」に、「同条後段中「過失なく」を「同項ただし書中「過失」に、「重大な過失なく」を「重大な過失」に改める。

(大規模災害からの復興に関する法律一部改正に伴う経過措置)

第六十五条 施行日前に前条の規定による改正前の大規模災害からの復興に関する法律第七十七号の一部を次のように改正する。

(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律一部改正)

第六十九条 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成三年法律第七十七号)の一部を次のように改正する。

(第六十九条 第二節 国家公務員災害補償法の一部改正)

第七十条 金融商品取引法(昭和二十三年法律第二十五号)の一部を次のように改める。

(虚偽記載のある届出書の届出者等に対する措置)

第二十条中「商法(明治三十二年法律第四十八号)第五百十九条に規定する有価証券」を「古物営業法(明治三十二年法律第四十八号)第五百十九条に規定する有価証券(民法(明治二十九年法律第八十九号)第五百二十条の十三に規定する記名式所持人払証券をいう。)及び無記名証券」に改める。

(古物営業法一部改正に伴う経過措置)

第六十七条 施行日前に発行された有価証券に係る回復の求めについては、前条の規定による改正後の古物営業法第二十条の規定にかかるわらず、なお従前の例による。

(警察官の職務に協力援助した者の災害給付に関する法律等の一部改正)

第六十八条 次に掲げる法律の規定中「二年間行わない」を「これを行使することができる時から二年間行使しない」に改める。

(警察官の職務に協力援助した者の災害給付に関する法律(昭和二十七年法律第二百四十五号)第九条)

第六十八条 次に掲げる法律の規定中「二年間行わない」を「これを行使することができる時から二年間行使しない」に改める。

(警察官の職務に協力援助した者の災害給付に関する法律等の一部改正)

第六十九条 次に掲げる法律の規定中「二年間行わない」を「これを行使することができる時から二年間行使しない」に改める。

(警察官の職務に協力援助した者の災害給付に関する法律(昭和二十七年法律第二百四十五号)第九条)

第六十八条 次に掲げる法律の規定中「二年間行わない」を「これを行使することができる時から二年間行使しない」に改める。

(警察官の職務に協力援助した者の災害給付に関する法律等の一部改正)

第六十九条 次に掲げる法律の規定中「二年間行かない」を「これを行使することができる時から二年間行使しない」に改める。

(警察官の職務に協力援助した者の災害給付に関する法律(昭和二十七年法律第二百四十五号)第九条)

第六十八条 次に掲げる法律の規定中「二年間行かない」を「これを行使することができる時から二年間行使しない」に改める。

(警察官の職務に協力援助した者の災害給付に関する法律等の一部改正)

第六十九条 次に掲げる法律の規定中「二年間行かない」を「これを行使することができる時から二年間行使しない」に改める。

(警察官の職務に協力援助した者の災害給付に関する法律(昭和二十七年法律第二百四十五号)第九条)

賠償請求権の時効)

第二十条 第十八条の規定による賠償の請求権は、次に掲げる場合には、時効によつて消滅する。

一 請求権者が有価証券届出書又は自論見書のうちに重要な事項について虚偽の記載があり、又は記載すべき重要な事項若しくは誤解を生じさせないために必要な重要な事実の記載が欠けていたことを知つた時又は相当な注意をもつて知ることができた時から三年間行使しないとき。

二 当該有価証券の募集又は売出しに係る第四条第一項から第三項までの規定による届出がその効力を生じた時又は当該自論見書の交付があつた時から七年間(第十一条第一項又は第十二条第一項の規定による停止命令があつた場合には、当該停止命令があつた日からその解除があつた日までの期間は、算入しない)行使しないとき。

三 当該有価証券届出書若しくはを同条第一号中「有価証券届出書又は」に、「当該有価証券の募集又は」に改める。

四 当該有価証券届出書若しくはを同条第二号中「同条第一号中「第二十条前段」を「第二十一条の三中」「有価証券届出書若しくは」を「同条第一号中「有価証券届出書又は」に、「有価証券の募集又は」に改める。

五 当該有価証券届出書若しくはを同条第二号中「同条第一号中「第二十条前段」を「第二十一条の三中」「有価証券届出書若しくは」を「同条第一号中「第二十条前段」を「第二十一条の三中」「有価証券届出書若しくは」に改める。

六 当該有価証券届出書若しくはを同条第二号中「同条第一号中「第二十条前段」を「第二十一条の三中」「有価証券届出書若しくは」に改める。

七 当該有価証券届出書若しくはを同条第二号中「同条第一号中「第二十条前段」を「第二十一条の三中」「有価証券届出書若しくは」に改める。

八 当該有価証券届出書若しくはを同条第二号中「同条第一号中「第二十条前段」を「第二十一条の三中」「有価証券届出書若しくは」に改める。

九 当該有価証券届出書若しくはを同条第二号中「同条第一号中「第二十条前段」を「第二十一条の三中」「有価証券届出書若しくは」に改める。

十 当該有価証券届出書若しくはを同条第二号中「同条第一号中「第二十条前段」を「第二十一条の三中」「有価証券届出書若しくは」に改める。

十一 当該有価証券届出書若しくはを同条第二号中「同条第一号中「第二十条前段」を「第二十一条の三中」「有価証券届出書若しくは」に改める。

十二 当該有価証券届出書若しくはを同条第二号中「同条第一号中「第二十条前段」を「第二十一条の三中」「有価証券届出書若しくは」に改める。

十三 当該有価証券届出書若しくはを同条第二号中「同条第一号中「第二十条前段」を「第二十一条の三中」「有価証券届出書若しくは」に改める。

十四 当該有価証券届出書若しくはを同条第二号中「同条第一号中「第二十条前段」を「第二十一条の三中」「有価証券届出書若しくは」に改める。

十五 当該有価証券届出書若しくはを同条第二号中「同条第一号中「第二十条前段」を「第二十一条の三中」「有価証券届出書若しくは」に改める。

十六 当該有価証券届出書若しくはを同条第二号中「同条第一号中「第二十条前段」を「第二十一条の三中」「有価証券届出書若しくは」に改める。

十七 当該有価証券届出書若しくはを同条第二号中「同条第一号中「第二十条前段」を「第二十一条の三中」「有価証券届出書若しくは」に改める。

十八 当該有価証券届出書若しくはを同条第二号中「同条第一号中「第二十条前段」を「第二十一条の三中」「有価証券届出書若しくは」に改める。

十九 当該有価証券届出書若しくはを同条第二号中「同条第一号中「第二十条前段」を「第二十一条の三中」「有価証券届出書若しくは」に改める。

含む)、第二十三条の十二第五項(旧金融商品取引法第二十七条において準用する場合を含む)、第二十七条及び第二十七条の三十三において準用する場合を含む)、第二十七条の二十一第二項後段に規定する期間がこの法律の施行の際既に経過している場合におけるその期間の制限については、なお従前の例による。

二 前条第二項の適用がある場合における同条第一項の規定による請求権は、次に掲げる場合には、時効によつて消滅する。

一 請求権者が公開買付け等、公開買付届出書、公開買付説明書又は対質問回答報告書のうちに重要な事項について虚偽の記載若しくは表示があり、又は記載若しくは表示すべき重要な事項若しくは誤解を生じさせないために必要な重要な事実の記載が欠けていることを知つた時又は相当な注意をもつて知ることができる時から一年間行使しないとき。

二 当該公開買付けに係る公開買付期間の末日の翌日から起算して五年間行使しないとき。

三 前条第二項の適用がある場合における同条第一項の規定による請求権は、次に掲げる場合には、時効によつて消滅する。

一 請求権者が公開買付開始公告等、公開買付届出書、公開買付説明書又は対質問回答報告書のうちに重要な事項について虚偽の記載若しくは表示があり、又は記載若しくは表示すべき重要な事項若しくは誤解を生じさせないために必要な重要な事実の記載が欠けていることを知つた時又は相当な注意をもつて知ることができる時から一年間行使しないとき。

二 当該公開買付けに係る公開買付期間の末日の翌日から起算して五年間行使しないとき。

三 施行日前に紛争解決手続(旧金融商品取引法第五十六条の三十八第十項に規定する紛争解決手続をいう)においてその目的となつた請求がされた場合におけるその請求に係る時効の特例については、新金融商品取引法第五十六条の五十ーの規定にかかわらず、なお従前の例によると。

四 施行日前に紛争解決手続(旧金融商品取引法第五十六条の三十八第十項に規定する紛争解決手続をいう)においてその目的となつた請求がされた場合におけるその請求に係る時効の特例については、新金融商品取引法第五十六条の五十ーの規定にかかわらず、なお従前の例によると。

五 第百五十六条の三十八第十項に規定する紛争解決手続をいう)においてその目的となつた請求がされた場合におけるその請求に係る時効の特例については、新金融商品取引法第五十六条の五十ーの規定にかかわらず、なお従前の例によると。

六 第百五十六条の三十八第十項に規定する紛争解決手続をいう)においてその目的となつた請求がされた場合におけるその請求に係る時効の特例については、新金融商品取引法第五十六条の五十ーの規定にかかわらず、なお従前の例によると。

七 第百五十六条の三十八第十項に規定する紛争解決手続をいう)においてその目的となつた請求がされた場合におけるその請求に係る時効の特例については、新金融商品取引法第五十六条の五十ーの規定にかかわらず、なお従前の例によると。

八 第百五十六条の三十八第十項に規定する紛争解決手続をいう)においてその目的となつた請求がされた場合におけるその請求に係る時効の特例については、新金融商品取引法第五十六条の五十ーの規定にかかわらず、なお従前の例によると。

九 第百五十六条の三十八第十項に規定する紛争解決手続をいう)においてその目的となつた請求がされた場合におけるその請求に係る時効の特例については、新金融商品取引法第五十六条の五十ーの規定にかかわらず、なお従前の例によると。

十 第百五十六条の三十八第十項に規定する紛争解決手続をいう)においてその目的となつた請求がされた場合におけるその請求に係る時効の特例については、新金融商品取引法第五十六条の五十ーの規定にかかわらず、なお従前の例によると。

十一 第百五十六条の三十八第十項に規定する紛争解決手続をいう)においてその目的となつた請求がされた場合におけるその請求に係る時効の特例については、新金融商品取引法第五十六条の五十ーの規定にかかわらず、なお従前の例によると。

十二 第百五十六条の三十八第十項に規定する紛争解決手続をいう)においてその目的となつた請求がされた場合におけるその請求に係る時効の特例については、新金融商品取引法第五十六条の五十ーの規定にかかわらず、なお従前の例によると。

十三 第百五十六条の三十八第十項に規定する紛争解決手続をいう)においてその目的となつた請求がされた場合におけるその請求に係る時効の特例については、新金融商品取引法第五十六条の五十ーの規定にかかわらず、なお従前の例によると。

十四 第百五十六条の三十八第十項に規定する紛争解決手続をいう)においてその目的となつた請求がされた場合におけるその請求に係る時効の特例については、新金融商品取引法第五十六条の五十ーの規定にかかわらず、なお従前の例によると。

十五 第百五十六条の三十八第十項に規定する紛争解決手続をいう)においてその目的となつた請求がされた場合におけるその請求に係る時効の特例については、新金融商品取引法第五十六条の五十ーの規定にかかわらず、なお従前の例によると。

十六 第百五十六条の三十八第十項に規定する紛争解決手続をいう)においてその目的となつた請求がされた場合におけるその請求に係る時効の特例については、新金融商品取引法第五十六条の五十ーの規定にかかわらず、なお従前の例によると。

第七十四条 信用金庫法(昭和二十六年法律第二百三十八号)の一部を次のように改正する。

第三十五条の五第二項中「双方代理」を「双方代理等」に、「同項第一号」を「同項各号」に改める。

第五十三条第三項第五号の二中「指名金銭債権又は指名金銭債権」を「金銭債権(民法第三編第一章第七節第一款(指図証券)に規定する指図証券、同節第二款(記名式所持人払証券)に規定する記名式所持人払証券、同節第三款(他の記名証券)に規定するその他の記名証券及び同節第四款(無記名証券)に規定する無記名証券に係る債権並びに電子記録債権法(平成十九年法律第二百二号)第二条第一項(定義)に規定する電子記録債権)を除く。以下この号において同じ。」又は「金銭債権」に改め、「限る」の下に「以下この号において同じ」を加え、「これ」を「特定社債」に改める。

第五十四条の十七中「消滅時効は」の下に「その権利行使することができる時から」を加える。(信用金庫法の一部改正)

第五十五条・施行日前に理事又は清算人となつた者(船主相互保険組合法の一部改正)の利益相反引については、前条の規定による改正後の信用金庫法(以下この条において「新信用金庫法」という)第三十五条の五第二項(新信用金庫法第六十四条において準用する場合を含む)の規定にかかわらず、なお従前の例によると。

第七十七条・施行日前に理事又は清算人となつた者(船主相互保険組合法の一部改正)の利益相反引については、前条の規定による改正後の信用金庫法(以下この条において「新信用金庫法」という)第三十五条の五第二項(新信用金庫法第六十四条において準用する場合を含む)の規定にかかわらず、なお従前の例によると。

第七十六条・長期信用銀行法(昭和二十七年法律第一百八十七号)の一部を次のように改正する。

第十二条中「消滅時効は」の下に「その権利行使することができる時から」を加える。

(長期信用銀行法の一部改正)

第七十七条・労働金庫法(一部改正)

第百八十七号の一部を次のように改正する。

第十二条中「消滅時効は」の下に「その権利行使することができる時から」を加える。

(労働金庫法の一部改正)

第七十七条・労働金庫法(昭和二十八年法律第二百二十七号)の一部を次のように改正する。

第三十七条の三第二項中「双方代理」を「双方代理等」に、「同項第一号」を「同項各号」に改め

(信用金庫法の一部改正)

する記名式所持人払証券、同節第三款(その他の記名証券)に規定するその他の記名証券及び同節第四款(無記名証券)に規定する無記名証券に係る債権並びに電子記録債権法(平成十九年法律第二号)第二条第一項(定義)に規定する電子記録債権を除く。以下この号において同じ)又は金銭債権に改め、「限る」の下に「以下この号において同じ」を加え、「これ」を「特定社債」に改める。

第二百四十三条第三項及び第二百七十三条の七第三項中「指名債権」を「債権」に改める。

第二百九十八条第二項中「及び第五百二十三條」を削り、「並びに」を「及び」に改める。

第二百四十七条の五第一項中「双方代理」を「双方代理等」に改める。

第二百八十三条第五項中「期間の制限」を「消滅時効」及び第七百二十四条の二(人の生命又は身体を害する不法行為による損害賠償請求権の消滅時効)に改める。

第二百八条の十四の見出し及び同条第一項中「中断を完成猶予」に改める。

(保険業法の一部改正に伴う経過措置)

第八十六条 施行日前にされた意思表示に係る相互会社(前条の規定による改正前の保険業法(以下この条において「旧保険業法」という)第二条第五項に規定する相互会社をいう)の設立時はしくは成立後に募集をする基金の拠出又は旧保険業法第七十八条第一項の募集に係る基金の拠出については、前条の規定による改正後の保険業法(以下この条において「新保険業法」といいう)第三十条の五第二項及び第三項(これららの規定を新保険業法第六十条の二第四項及び第七十八条第三項において準用する場合を含む。)の規定にかかわらず、なお從前の例による。

2 施行日前にされた意思表示に係る組織変更発行株式(旧保険業法第九十二条第一号に規定する組織変更時発行株式をいう。)の引受けについては、新保険業法第九十六条の三の規定にかかるかわらず、なお從前の例による。

3 旧保険業法第二百八十三条第五項において準用する旧民法第七百二十四条後段に規定する期間がこの法律の施行の際に経過していた場合におけるその期間の制限については、なお從前の例による。

4 新保険業法第二百八十三条第五項において準用する新民法第七百二十四条の二の規定は、旧保険業法第二百八十三条第一項及び第三項の請求権の同条第五項において準用する旧民法第七百二十四条前段に規定する時効がこの法律の施行の際に既に完成していた場合については、適用しない。

5 施行日前に紛争解決手続(旧保険業法第二条第三十九項に規定する紛争解決手続をいう。)においてその目的となつた請求がされた場合におけるその請求に係る時効の特例については、新保険業法第三百八条の十四の規定にかかわらず、なお従前の例による。

(金融機関等の更生手続の特例等に関する法律の一部改正)

第六十条 金融機関等の更生手続の特例等に関する法律(平成八年法律第九十五号)の一部を次のように改正する。

第三十七条の二第一項中「第四百二十三條若しくは第四百二十四条を「第四百二十三條第一項、第四百二十三條の七若しくは第四百二十四条第一項」に改める。

第五十七条第一項第一号ただし書及び第二号ただし書中「害する事実」を「害すること」に改める。

第五十七条の二第一項第一号中「害する」の下に「こととなる」を加える。

第五十七条の三第一項第二号ただし書中「害する事実」を「害すること」に改める。

3 第九十三条第一項第二号及び第九十三条の二第二項に改め、「第九十二条」の下に「及び第九十三条の二第二項に改め、「第四百二十三條若しくは第四百二十六条中「及び第四項」の下に「並びに第九十三条の二第二項」を加え、「同条第二項及び同法第九十三条第一項第二号」を「同法第九十一条の二第三項、第九十三条第一項第二号及び第九十三条の二第三項」に改め、「第九十二条」の下に「及び第九十三条の三」を加える。

(金融機関等の更生手続の特例等に関する法律の一部改正に伴う経過措置)

第六十条 施行日前にされた更生手続開始の申立てに係る更生事件(前条の規定による改正前の金融機関等の更生手続の特例等に関する法律の一部改正に伴う経過措置)

第八十八条 施行日前にされた更生手続開始の申立てに係る更生事件(前条の規定による改正前の金融機関等の更生手続の特例等に関する法律の一部改正に伴う経過措置)

第八十九条 資産の流動化に関する法律(平成十年法律第百五号)の一部を次のように改正する。

第六十条第二項中「双方代理」を「双方代理等」に改め、「同項第二号」の下に「又は第三号」を加える。

第六十条第二項中「請求権は」の下に「これを行使することができる時から」を加える。

第六十条第二項第二号を次のように改める。

二 債権(民法第三編第一章第七節第一款に規定する指図証券、同節第二款に規定する記名式所持人払証券、同節第三款に規定するその他の記名証券及び同節第四款に規定する無記名証券に係る債権を除く。第二百二条において同じ。)

2 施行日前にされた更生手続開始の申立てに係る更生事件における更生協同組織金融機関(旧更生特例法第四条第七項に規定する更生協同組織金融機関をいう。)又は開始前協同組織金融機関(同条第六項に規定する開始前協同組織金融機関をいう。)について施行日以後に前条の規定による改正後の金融機関等の更生手続の特例等に関する法律(第四項において「新更生特例法」という。)の規定に規定する指図証券、同節第二款に規定する記名式所持人払証券、同節第三款に規定するその他の記名証券及び同節第四款に規定する無記名証券に係る債権を除く。第二百二条において同じ。)

第六十条中「第二項及び第四項」の下に「第九十三条の二第五項」を「第九十二条の二第一項及び第四項」の下に「並びに第九十三条の二第一項を加え、「同条第三項及び同法第九十三条第一項」を「同法第九十二条の二第一項」に改め、同号を同項第四号とする。

第二百二条中「指名債権」を「債権」に改め、「又は電子記録債権」を削り、「総称する」を「い

う」に改める。

(資産の流動化に関する法律の一部改正に伴う経過措置)

第九十条 施行日前に取締役又は清算人となつた者の利益相反取引については、前条の規定による改正後の資産の流動化に関する法律(以下この条において「新資産流動化法」という。)第八十条第二項(新資産流動化法第一百七十条第三項において準用する場合を含む。)の規定にかかるはず、なお従前の例による。

(金融機能の再生のための緊急措置に関する法律の一部改正)

第九十一条 金融機能の再生のための緊急措置に関する法律(平成十年法律第二百三十二号)の一部を次のように改正する。

第七十五条の見出し中「停止」を「完成猶予」に改める。

(信託業法の一部改正)

第九十二条 信託業法(平成十六年法律第二百五十四号)の一部を次のように改正する。

第八十五条の十四の見出し及び同条第一項中「中断」を「完成猶予」に改める。

(信託業法の一部改正に伴う経過措置)

第九十三条 施行日前に紛争解決手続(前条の規定による改正前の信託業法第二条第十三項に規定する紛争解決手続をいう。)においてその目的となつた請求がされた場合におけるその請求に係る時効の特例については、前条の規定による改正後の信託業法第八十五条の十四の規定にかわらず、なお従前の例による。

(特定商取引に関する法律の一
部改正)

第九十四条 特定商取引に関する法律(昭和五十年法律第五十七号)の一部を次のように改正する。

第九条の三第二項中「善意の」を「善意でかつ過失がない」に改める。

第十五条の二第一項ただし書中「電子消費者契約及び電子承諾通知に関する民法の特例に關する。」

する法律」を「電子消費者契約に関する民法の特例に關する法律」に改める。

(特定商取引に関する法律の一
部改正に伴う経過措置)

第九十五条 施行日前にされた意思表示については、前条の規定による改正後の特定商取引に関する法律(以下この条において「新特定商取引法」という。)第九条の三第二項(新特定商取引法において準用する場合を含む。)の規定にかかるはず、なお従前の例による。

(金融機能の再生のための緊急措置に関する法律の一部改正)

第九十六条 製造物責任法(平成六年法律第二百五号)の一部を次のように改正する。

第五条を次のように改める。

(製造物責任法の一
部改正)

第五十六条 製造物責任法(平成六年法律第二百五号)の一部を次のように改正する。

第五条を次のように改める。

(消滅時効)

第五十七条 第三条に規定する損害賠償の請求権は、次に掲げる場合には、時効によって消滅する。

一 被害者又はその法定代理人が損害及び賠償義務者を知つた時から三年間行使しないとき。

二 その製造業者等が当該製造物を引き渡した時から十年を経過したとき。

三 第二項第二号の期間は、身体に蓄積した場合に人の健康を害することとなる物質による損害又は一定の潜伏期間が経過した後に症状が現れる損害については、その損害が生じた時から起算する。

(製造物責任法の一
部改正に伴う経過措置)

第九十七条 前条の規定による改正前の製造物責任法(次項において「旧製造物責任法」という。)第五条第一項後段に規定する期間がこの法律の施行の際既に経過していた場合におけるその期

間の制限については、なお従前の例による。

(特定商取引に関する法律の一
部改正)

第二百二項の規定は、旧製造物責任法第三条に規定する損害賠償の請求権の旧製造物責任法第五条第一項前段に規定する時効がこの法律の施行の際既に完成していた場合については、適用しない。

(消費者契約法の一
部改正)

第二百四条の二第二項、第四十条の三第二項、第四十九条の二第二項及び第五十八条の二第二項において準用する場合を含む。の規定にかかるはず、なお従前の例による。

(消費者契約法の一
部改正)

第二百八十八条 消費者契約法(平成十二年法律第六十一号)の一部を次のように改正する。

第四条第五項中「善意の」を「善意でかつ過失がない」に改める。

(消費者契約法の一
部改正)

第二百八条第一項第五号を削り、同条第二項中「前項第五号」を「前項第一号又は第二号」に改め、「条項」の下に「のうち、消費者契約が有償契約である場合において、引き渡された目的物が種類又は品質に関して契約の内容に適合しないとき(当該消費者契約が請負契約である場合には、請負人が種類又は品質に関して契約の内容に適合しない仕事の目的物を注文者に引き渡したとき(その引渡しを要しない場合には、仕事が終了した時に仕事の目的物が種類又は品質に関して契約の内容に適合しないとき))。以下この項において同じ。」に、これにより消費者に生じた損害を賠償する事業者の責任を免除するものを加え、同項第一号中「当該消費者契約の目的物に隠れた瑕疵がある」を「引き渡された目的物が種類又は品質に関して契約の内容に適合しないとき」に、これにより消費者に生じた損害を賠償する事業者の責任を免除しないに、「瑕疵のない物をもつてこれに代える責任又は当該瑕疵を修復する」を「履行の追完をする責任又は不適合の程度に応じた代金若しくは報酬の減額をする」に改め、同項第二号中「当該消費者契約の目的物に隠れた瑕疵がある」を「引き渡された目的物が種類又は品質に関して契約の内容に適合しない」と、「当該瑕疵」

る。

第十二条第三項中「第八条第一項第五号」を「第八条第一項第一号又は第二号」に、「同条第二項各号に掲げる場合」を「同条第二項の場合」に改める。

(消費者契約法の一
部改正)

第二百条 独立行政法人国民生活センター法(平成十四年法律第二百二十三号)の一部を次のように改正する。

(独立行政法人国民生活センター法の一
部改正)

第二百条 独立行政法人国民生活センター法(平成十四年法律第二百二十三号)の一部を次のように改正する。

(独立行政法人国民生活センター法の一
部改正)

第二百七条(見出しを含む。)中「中断」を「完成猶予」に改める。

(独立行政法人国民生活センター法の一
部改正に伴う経過措置)

第二百七条 施行日前に前条の規定による改正前の独立行政法人国民生活センター法第十九条第一項の規定により和解の仲介の申請がされた場合におけるその申請に係る時効の特例について

は、前条の規定による改正後の独立行政法人国

民生活センター法第二十七条の規定にかかるわ

ず、なお従前の例による。

(消費者の財産的被害の集団的な回復のための民事の裁判手続の特例に関する法律の一
部改正)

第二百二条 消費者の財産的被害の集団的な回復のための民事の裁判手続の特例に関する法律(平成二十五年法律第九十六号)の一部を次のように改

収金の連帶納付義務又は連帶納入義務について

は、なお従前の例による。

2 施行日前に旧地方税法第十八条の二第一項又は第五項に規定する時効の中斷の事由が生じた場合におけるその事由の効力については、なお従前の例による。

3 施行日前に納税者又は特別徴取義務者(旧地方税法第一条第一項第十号に規定する特別徴取義務者をいう。次項において同じ。)に属する権利が生じた場合におけるその権利に係る旧地方税法第二十条の七において準用する旧民法第四百二十三条の規定による債権者代位権について

は、なお従前の例による。

4 施行日前に納税者又は特別徴取義務者が地方団体を害することを知つてした法律行為がされた場合におけるその行為に係る旧地方税法第二十条の七において準用する旧民法第四百二十四条の規定による詐害行為取消権については、な

お従前の例による。

(地方公務員等共済組合法の一部改正)

第百十二条 地方公務員等共済組合法 昭和三十七年法律第百五十二号の一部を次のように改正する。

第百十七条第三項中「中断」を「完成猶予及び更新」に改める。

第百四十四条の二十三第一項中「行わない」を「行使しない」に改め、同条第二項中「二年間行わない」を「これらを行使することができる時から二年間行使しない」に改める。

(地方公務員等共済組合法の一部改正に伴う経過措置)

第百二十三条 施行日前に前条の規定による改正前の地方公務員等共済組合法第三項に規定する時効の中斷の事由が生じた場合におけるその事由の効力については、なお従前の例による。

(地方公務員災害補償法の一部改正)

第百二十二条 地方公務員災害補償法 昭和四十二年法律第百二十一号の一部を次のように改正する。

第百二十三条第一項中「中断」を「完成猶予及び更新」に改め、同条第二項中「二年間行

わない」を「これらを行使することができる時から二年間行使しない」に改める。

(地方公務員等共済組合法の一部改正に伴う経過措置)

第百二十三条 施行日前に前条の規定による改正前の地方公務員等共済組合法第三項に規定する時効の中斷の事由が生じた場合におけるその事由の効力については、なお従前の例による。

(地方公務員災害補償法の一部改正)

第百二十二条 地方公務員災害補償法 昭和四十二年法律第百二十一号の一部を次のように改正する。

する。
第五十一条第四項中「中断」を「完成猶予及び更新」に改める。

第六十三条第一項中「権利は、」の下に「これを行使することができる時から」を加え、「行なわない」を「行使しない」に改める。

第七十条第一項中「中断」を「完成猶予及び更新」に改める。

地方公務員災害補償法の一部改正に伴う経過措置

を「行使しない」に改める。

第七十五条 施行日前に前条の規定による改正前の地方法規災害補償法第五十一条第四項又は第七十条第一項に規定する時効の中斷の事由が生じた場合におけるその事由の効力については、なお従前の例による。

(公害紛争処理法の一部改正)

第一百八十六条 公害紛争処理法(昭和四十五年法律第百八号)の一部を次のように改正する。

第三十六条 公害紛争処理法(昭和四十五年法律第百八号)の一部を次のように改正する。

第一百八十七条 第一百六十六条の二の見出しを「時効の完成猶予等」に改め、同条中「中断」を「完成猶予」に改める。

第一百八十八条 第一百六十六条の二の見出しを「時効の完成猶予等」に改め、同条第一項中「中断及び」を「完成猶予及び更新並びに」に改め、同条第二項中「中断」を「完成猶予」に改める。

(公害紛争処理法の一部改正に伴う経過措置)

第一百九十七条 施行日前に前条の規定による改正前の地方法規災害補償法第五十七条を「民法明治三十四号」の一部を次のように改正する。

第八条中「民法施行法第五十七条」を「民法明治二十九年法律第八十九号」第五百二十条の十(同法第五百二十条の十八(同法第五百二十条の二十二於テ準用スル場合ヲ含ム)及第五百二十条の十九第二項ニ於テ準用スル場合ヲ含ム)」に改める。

第一百九十八条 施行日前に前条の規定による改正前の地方法規災害補償法第五十七条を「民法明治二十九年法律第八十九号」第五百二十条の十(同法第五百二十条の十八(同法第五百二十条の二十二於テ準用スル場合ヲ含ム)及第五百二十条の十九第二項ニ於テ準用スル場合ヲ含ム)」に改める。

第九条第一項中「消滅時効ハ」の下に「其ノ権利ヲ行使スルコトヲ得ル時ヨリ」を加え、同条

第二項中「消滅時効ハ」の下に「其ノ権利ヲ行使スルコトヲ得ル時ヨリ」を加える。

(企業再建整備法の一部改正)

第一百二十条 企業再建整備法(昭和二十一年法律第四十号)の一部を次のように改正する。

第三十三条中「第四百二十四条」を「第三編第一章第二節第三款」に改める。

(会計法の一部改正)

第一百二十二条 会計法(昭和二十一年法律第三十号)の一部を次のように改正する。

第六十条第一項に規定する時効の中斷の事由が生じた場合におけるその事由の効力については、な

お従前の例による。

第百二十二条 地方公務員災害補償法(昭和四十二年法律第百二十一号)の一部を次のように改正する。

十二条の十二第一項に規定する責任裁定をい

う。の申請がされた場合におけるその申請に係る時効の特例については、新公害紛争処理法第

四十二条の二十五第二項の規定にかかわらず、なお従前の例による。

(電気通信事業法の一部改正)

第一百八十六条 電気通信事業法(昭和五十九年法律第八十六号)の一部を次のように改正する。

第一百六十七条の次に次の一条を加える。

(民法の特例)

第一百六十七条の二 電気通信事業による電気通信服務の提供に係る取引に関する民法、明治二十九年法律第八十九号)第五百四十八条の二第一項の規定を適用する場合においては、民法、明治同項第二号中「表示してい」とあるのは、

「表示し、又は公示してい」とする。

(第六章 財務省関係)

第一百九十六条 国債に関する法律の一部改正

第一百九十七条 国債に関する法律(明治三十九年法律第三十四号)の一部を次のように改正する。

第八条中「民法施行法第五十七条」を「民法明治二十九年法律第八十九号」第五百二十条の十(同法第五百二十条の十八(同法第五百二十条の二十二於テ準用スル場合ヲ含ム)及第五百二十条の十九第二項ニ於テ準用スル場合ヲ含ム)」に改める。

第一百九十八条 施行日前に前条の規定による改正前の地方法規災害補償法第五十七条を「民法明治三十四号」の一部を次のように改正する。

第八条中「民法施行法第五十七条」を「民法明治二十九年法律第八十九号」第五百二十条の十(同法第五百二十条の十八(同法第五百二十条の二十二於テ準用スル場合ヲ含ム)及第五百二十条の十九第二項ニ於テ準用スル場合ヲ含ム)」に改める。

第一百九十九条 施行日前に前条の規定による改正前の地方法規災害補償法第五十七条を「民法明治三十四号」の一部を次のように改正する。

第一百九十八条 第一百九十七条の二の見出しを「時効の完成猶予等」に改め、同条第一項中「中断及び」を「完成猶予及び更新並びに」に改め、同条第二項中「中断」を「完成猶予」に改める。

(公害紛争処理法の一部改正に伴う経過措置)

第一百九十七条 施行日前に前条の規定による改正前の地方法規災害補償法第五十七条を「民法明治三十四号」の一部を次のように改正する。

第八条中「民法施行法第五十七条」を「民法明治二十九年法律第八十九号」第五百二十条の十(同法第五百二十条の十八(同法第五百二十条の二十二於テ準用スル場合ヲ含ム)及第五百二十条の十九第二項ニ於テ準用スル場合ヲ含ム)」に改める。

第一百九十八条 第一百九十七条の二の見出しを「時効の完成猶予等」に改め、同条第一項中「中断及び」を「完成猶予及び更新並びに」に改め、同条第二項中「中断」を「完成猶予」に改める。

(公害紛争処理法の一部改正に伴う経過措置)

第一百九十七条 第一百九十八条の二の見出しを「時効の完成猶予等」に改め、同条第一項中「中断及び」を「完成猶予及び更新並びに」に改め、同条第二項中「中断」を「完成猶予」に改める。

(公害紛争処理法の一部改正に伴う経過措置)

第一百九十七条 第一百九十八条の二の見出しを「時効の完成猶予等」に改め、同条第一項中「中断及び」を「完成猶予及び更新並びに」に改め、同条第二項中「中断」を「完成猶予」に改める。

(公害紛争処理法の一部改正に伴う経過措置)

第一百九十七条 第一百九十八条の二の見出しを「時効の完成猶予等」に改め、同条第一項中「中断及び」を「完成猶予及び更新並びに」に改め、同条第二項中「中断」を「完成猶予」に改める。

行使することができる時から五年間行使しないに、「因り」を「よつて」に改める。

第三十一条第二項中「中断、停止」を「完成猶予、更新」に改める。

第七十条第一項に規定する時効の中斷を「時効中断」を「時効の更新」に改める。

第三十二条中「民法第百五十三条(前条において準用する場合を含む)」の規定にかかわらず、時効中断を「時効の更新」に改める。

(会計法の一部改正)

第一百二十二条 施行日前に前条の規定による改正前の会計法第三十二条に規定する時効の中斷の事由が生じた場合におけるその事由の効力については、なお従前の例による。

(閉鎖機関令の一部改正)

第一百二十三条 第一百二十三条の二 第一百二十三条 第一百二十三条の二の一部を次のように改め

「(閉鎖機関令の一部改正)

第七十条第一項に規定する時効の中斷の事由が生じた場合におけるその事由の効力については、なお従前の例による。

第三十条中「五年間これを行わない」を「これ

六条第一項に改める。

(関税法の一部改正)

第一百二十七条 関税法 昭和二十九年法律第六十
一号の一部を次のように改正する。

第十四条の二第二項中「中断及び停止」を「完
成猶予及び更新」に改め、「同条第五項」の下に
「及び第六項」を加え、「当該国税」とあるの
は「当該関税」と「」を削る。
(関税法の一部改正に伴う経過措置)

第一百二十八条 施行日前に前条の規定による改正
前の関税法第十四条の二第二項において準用す
る第一百三十五条の規定による改正前の国税通則
法(昭和三十七年法律第六十六号)、第一百三十六
条において「旧国税通則法」という。)第七十三条
に規定する時効の中斷の事由が生じた場合にお

けるその事由の効力については、なお従前の例
による。

(国の債権の管理等に関する法律の一部改正)

第一百二十九条 国の債権の管理等に関する法律
(昭和三十一年法律第百十四号)の一部を次のよ
うに改正する。

第十八条第五項中「中断する」を「更新する」に
改める。
(租税特別措置法の一部改正)

第一百三十条 租税特別措置法(昭和三十一年法律
第二十六号)の一部を次のように改正する。

第九十七条の二第二十四項の表第七十三条第五
項の項を次のように改める。

第七十三条第五項

国税(特別還付金(
国税の徵収権	特別還付金を徵収する権利
国税に	特別還付金に

第九十七条の二第二十四項の表第七十三条第五
項の次に次のように加える。

第七十三条第六項

国税(特別還付金(
国税に	特別還付金に
国税の徵収権	特別還付金を徵収する権利

(国家公務員共済組合法の一部改正)

第一百三十一条 国家公務員共済組合法(昭和三十
三年法律第百二十八号)の一部を次のように改
正する。

第一百三十二条 第三百三十二条施行日前に前条の規定による改正
前の国家公務員共済組合法第百三条第三項又は

第一百三十三条第三項中「中断」を「完成猶予及び更
新」に改める。
第一百三十二条第一項中「行わない」を「行使しな
い」に改め、同条第一項中「二年間行わない」を
「これらを行使することができる時から二年間
行使しない」に改める。

附則第二十条の八第三項に規定する時効の中斷
の事由が生じた場合におけるその事由の効力につ
いては、なお従前の例による。
(国税徵収法の一部改正)

第一百三十三条 国税徵収法(昭和三十四年法律第
百四十七号)の一部を次のように改正する。

第二十四条第五項第一号中「及び無記名債権」
を削る。
第一百二十六条の見出しを「(担保責任等)」に改
新」に改める。

め、同条中「強制競売における担保責任」を「競
売における担保責任等」に改める。

(国税徵収法の一部改正に伴う経過措置)

第一百三十四条 施行日前に前条の規定による改正
前の国税徵収法第百二十六条に規定する差押財
産の換価に係る売却決定を行つた場合における
その差押財産の換価については、なお従前の例
による。

(国税通則法の一部改正)

第一百三十五条 国税通則法の一部を次のように改
正する。

第八条中「第四百三十二条から第四百三十四
条まで」を「第四百三十六条」に、「第四百三十九
条から第四百四十四条まで」を「第四百四十一條
から第四百四十五条まで」に改める。

第四十二条中「第四百二十三條」を「第三編第
一章第二節第二款」に、「第四百二十四條」を「第
三款」に改める。

第七十三条の見出しを「時効の完成猶予及び
更新」に改め、同条第一項中「その処分の効力
が生じた時に中断し、当該各号に掲げる」を「當
該各号に定める期間は完成せず、その」に、「更
に進行する」を「新たにその進行を始める」に改
め、同条第二項中「規定により時効が中断され
た場合には、その」を削り、「ときにおいても、
その時効中断の効力は、失われない」を「場合に
おいても、同項の規定による時効の完成猶予及
び更新は、その効力を妨げられない」に改め、
同条第五項中「中断し、又は当該国税が納付さ
れたときは、その中断し、又は納付された」を

「完成せず、又は新たにその進行を始めると
きは、その完成せず、又は新たにその進行を始め
る」に、「につき、その時効が中断する」を「の時
効は、完成せず、又は新たにその進行を始め
る」に改め、同条に次の一項を加える。

第六条第三項中「中断」を「完成猶予及び更新」
に改める。

(地震保険に関する法律の一部改正)

第一百三十八条 地震保険に関する法律(昭和四十
一年法律第七十三号)の一部を次のように改正
する。

第六条第三項中「中断」を「完成猶予及び更新」
に改める。

(地震保険に関する法律の一部改正に伴う経過
措置)

第一百三十九条 施行日前に前条の規定による改正
前の地震保険に関する法律第六条第三項に規定
する時効の中断の事由が生じた場合におけるそ
の事由の効力については、なお従前の例によ
る。

(租税特別措置法の実施に伴う所得税法、法人税法
についての国税の徵収権の時効は、その納付の時
間における担保責任等に改める。

及び地方税法の特例等に関する法律の一部改正	
第一百四十条 租税条約等の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律（昭和四十四年法律第四十六号）の一部を次のように改正する。	
第十一条の二第一項中「中断し」を「完成せず、若しくは新たにその進行を始め」に改め（租税条約等の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律の一部改正に伴う経過措置）	
第一百四十二条 施行日前に前条の規定による改正前の租税条約等の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律（昭和二十九年法律第八十五号）の一部を次のように改訂する。	
（株式会社日本政策投資銀行法の一部改正）	

第一百四十二条 株式会社日本政策投資銀行法（平成十九年法律第八十五号）の一部を次のように改訂する。

第二项第一項第八号中「指名金銭債権又は指名金銭債権」を「金銭債権（民法（明治二十九年法律第八十九号）第三編第一章第七節第一款に規定する指図証券、同節第一款に規定する記名式所持人払証券、同節第三款に規定するその他の記名証券及び同節第四款に規定する無記名証券に係る債権並びに電子記録債権法（平成十九年法律第二号）第二条第一項に規定する電子記録債権を除く。以下この号において同じ。）又は金銭債権に改め、「特定短期社債を除く」の下に「以下この号において同じ」を加え、「これら」を「特定社債又は優先出資証券」に改める。

第七条中「消滅時効は」の下に「その権利を行使することができる時から」を加える。

第七章 文部科学省関係

（私立学校教職員共済法の一部改正）

第一百四十三条 私立学校教職員共済法（昭和二十一年法律第八十九号）の一部を次のように改正する。

八年法律第二百四十五号）の一部を次のように改正する。	
第三十四条第一項中「権利は」の下に「これらを行使することができる時から」を加え、同条第二項中「のなす」を「が行う」に、「民法（明治二十九年法律第八十九号）」を「が行う」に、「民法（明治二十九年法律第八十九号）」の規定にかかるわらず、時効中断」を「時効の更新」に改める。	
私立学校教職員共済法の一部改正に伴う経過措置	
第一百四十四条 施行日前に前条の規定による改正前の私立学校教職員共済法第三十四条第二項に規定する時効の中断の事由が生じた場合におけるその事由の効力については、なお従前の例によることとする。	
（公立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する法律（昭和三十二年法律第二百四十三号）の一部を次のように改訂する。	

第五条第三項中「中断」を「完成猶予及び更新」に改める。

第九条中「権利は」の下に「これを行使することができる時から」を加え、「行わない」を「行使しない」に改める。

（公立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する法律（昭和三十二年法律第二百四十三号）の一部を次のように改訂する。

第五条第三項中「中断」を「完成猶予及び更新」に改める。

第九条中「権利は」の下に「これを行使することができる時から」を加え、「行わない」を「行使しない」に改める。

（公立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する法律（昭和三十二年法律第二百四十三号）の一部を次のように改訂する。

附則第四条第一項中「てん補」を「壇補」に改め、同項各号中「時までの」の下に「その損害の発生時における」を加える。	
（原子力損害の賠償に関する法律の一部改正に伴う経過措置）	
第一百四十八条 施行日前に原子力損害（前条の規定による改正前の原子力損害の賠償に関する法律第二条第二項に規定する原子力損害をいう。）の発生の原因となつた事が生じた場合における他の法律による給付との調整については、前条の規定による改正後の原子力損害の賠償に関する法律附則第四条第一項の規定にかかるわらず、なお従前の例による。	
（原子力損害賠償補償契約に関する法律の一部改正）	

第一百四十九条 原子力損害賠償補償契約に関する法律（昭和三十六年法律第二百四十八号）の一部を次のように改訂する。

第七十五条 公立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する法律（昭和三十二年法律第二百四十三号）の一部を次のように改訂する。

第五十条 著作権法（昭和四十五年法律第四十号）の一部を次のように改訂する。

（著作権法の一部改正）

第五十一条中「権利は」の下に「これを行使することができる時から」を加える。

（著作権法の一部改正）

第五十二条 スポーツ振興投票の実施等に関する法律（平成十年法律第六十三号）の一部を次のように改訂する。

（第二十条中「一年間行わない」を「これを行える」と改めることができる時から一年間行使しない」に改める。

（スポーツ振興投票の実施等に関する法律（一）の二項、第六十八条第一項若しくは第六十九条の二項、第六十九条第一項若しくは第六十九条の三第五項若しくは第九十七条の三第六項に規定する使用料の支払義務が生じた場合におけるこれらの補償金、二次使用料、報酬又は使用料の供託については、なお従前の例による。

（著作権法の一部改正）

第五十二条 スポーツ振興投票の実施等に関する法律（平成十年法律第六十三号）の一部を次のように改訂する。

（第二十条中「一年間行わない」を「これを行える」と改めることができる時から一年間行使しない」に改める。

（P.T.A・青少年教育団体共済法の一部改正）

第五十三条 P.T.A・青少年教育団体共済法（平成二十二年法律第四十二号）の一部を次のように改める。

（P.T.A・青少年教育団体共済法の一部改正）

第五十四条 第九条第四項中「第七百二十四条」の下に「及び第七百二十四条の二」を加える。

（P.T.A・青少年教育団体共済法の一部改正に伴う経過措置）

第五十五条前条の規定による改正前のP.T.A・青少年教育団体共済法（次項において「旧P.T.A・青少年教育団体共済法」という。）第九条第四項において準用する旧民法第七百二十四条後段に規定する期間がこの法律の施行の際既に経過していた場合におけるその期間の制限については、なお従前の例による。

（著作権法の一部改正に伴う経過措置）	
第一百五十二条 施行日前に前条の規定による改正前の公立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する法律（昭和三十六年法律第二百四十三号）の一部を次のように改訂する。	
（第七十四条第一項第四号中「場合」を「とき」に「除く。」を「除く。」に改め、同号を同項第五号とし、同項第三号中「場合」を「とき」に改め、同号を同項第四号とし、同項第二号中「過失がない」を削り、「場合」を「とき」（その者に過失があるときを除く。）に改め、同号を同項第三号とし、同項第一号の次に次の一号を加える。	
（原子弹力損害の賠償に関する法律（一部改正）	
第一百四十七条 原子弹力損害の賠償に関する法律（昭和三十六年法律第二百四十七号）の一部を次のように改訂する。	

することができる時から」を加える。

第五十八条第三項、第五十九条第四項及び第六十条第五項中「権利は」の下に「これを行使す

ることができる時から」を加える。

第六十四条第一項中「てん補される」を「填補される」に、「てん補する」を「填補する」に改め、同項各号中「時までの」の下に「その損害の発生時における」を加える。

(労働者災害補償保険法の一部改正に伴う経過措置)

第一百六十七条 施行日前に前条の規定による改正前の労働者災害補償保険法(次項において「旧労働者災害補償保険法」という)第三十八条第三項に規定する時効の中断の事由が生じた場合におけるその事由の効力については、なお従前の例による。

2 施行日前に旧労働者災害補償保険法第六十四条第一項に規定する損害賠償の請求権が生じた場合におけるその事由の効力については、なお従前の例による。

(消費生活協同組合法の一部改正)

第一百六十八条 消費生活協同組合法(昭和二十三年法律第二百号)の一部を次のように改正する。

第三十一条の二第二項中「同項第一号」を「同項各号」に改める。

(消費生活協同組合法の一部改正に伴う経過措置)

第一百六十九条 施行日前に理事となつた者の利益相反取引については、前条の規定による改正後の消費生活協同組合法第三十一条の二第二項の規定にかかわらず、なお従前の例による。

(生活保護法の一部改正)

第一百七十一条 生活保護法(昭和二十五年法律第百四十四号)の一部を次のように改正する。

第七十六条の三中「権利は」の下に「これを行ふことができる時から」を加える。

(戦傷病者戦没者遺族等援護法の一部改正)

第一百七十二条 戰傷病者戦没者遺族等援護法(昭

和二十七年法律第百二十七号)の一部を次のよう

に改正する。

第四十二条(見出しを含む。)中「中断」を「完成猶予及び更新」に改める。

第四十五条中「七年間行わない」を「これらを行使することができる時から七年間行使しない」に改める。

(戦傷病者戦没者遺族等援護法の一部改正に伴う経過措置)

第一百七十二条 施行日前に前条の規定による改正前の戦傷病者戦没者遺族等援護法第四十二条に規定する時効の中断の事由が生じた場合におけるその事由の効力については、なお従前の例によ

る。

(厚生年金保険法の一部改正)

第一百七十三条 厚生年金保険法(昭和二十九年法律第百五十五号)の一部を次のように改正する。

第九十条第四項中「中断」を「完成猶予及び更新」に改める。

(厚生年金保険法の一部改正)

第一百七十三条 厚生年金保険法(昭和二十九年法律第百五十五号)の一部を次のように改正する。

第九十二条第一項中「権利は」の下に「これらを行使することができる時から」を加え、「(当該権利に基づき支払期月ごとに又は一時金として支払支払うものとされる保険給付の支給を受ける権利を含む。)が生じた場合におけるこれらの権利の消滅時効の期間については、前条の規定による改

正後の厚生年金保険法第九十二条第一項の規定にかかるわらず、なお従前の例による。

(引揚者給付金等支給法の一部改正)

第一百七十五条 引揚者給付金等支給法(昭和三十一年法律第百九号)の一部を次のように改正する。

第十六條(見出しを含む。)中「中断」を「完成猶予及び更新」に改める。

(引揚者給付金等支給法の一部改正に伴う経過措置)

第一百七十六条(見出しを含む。)中「中断」を「完成猶予及び更新」に改める。

(引揚者給付金等支給法の一部改正に伴う経過措置)

第一百七十六条 施行日前に前条の規定による改正前の引揚者給付金等支給法第十六条に規定する月の翌月以後に到来する当該保険給付の支給に係る第三十六条第三項本文に規定する支払期月の翌月の初日から五年を経過したとき」に改め、同条第三項中「民法(明治二十九年法律第八十九号)第百五十三条の規定にかかるわらず、時効中断」を「時効の更新」に改める。

(引揚者給付金等支給法の一部改正)

第一百七十七条 生活衛生関係営業の運営の適正化及び振興に関する法律(昭和三十二年法律第百六十四号)の一部を次のように改正する。

(生活衛生関係営業の運営の適正化及び振興に関する法律の一部改正)

第一百七十八条 生活衛生関係営業の運営の適正化及び振興に関する法律(昭和三十二年法律第百六十四号)の一部を次のように改正する。

(未帰還者に関する特別措置法の一部改正)

第一百七十九条「基づく」を「基づく」に改め、「民法」の下に「(明治二十九年法律第八十九号)」を加える。

(国民健康保険法の一部改正に伴う経過措置)

第一百八十条 施行日前に前条の規定による改正前の国民健康保険法第九十一条第二項又は第百十一条第二項に規定する時効の中断の事由が生じた場合におけるその事由の効力については、なお従前の例による。

(国民健康保険法の一部改正)

第一百八十二条 施行日前に前条の規定による改正前の引揚者給付金等支給法第十六条に規定する月の翌月以後に到来する当該保険給付の支給に係る第三十六条第三項本文に規定する支払期月の翌月の初日から五年を経過したとき」に改め、「(引揚者給付を受ける権利)を「第一項に規定する保険給付を受ける権利又は当該権利に基づき支払を受ける権利」に改める。

に改め、同条中「契約する」を「契約をし、又は当該理事と組合との利益が相反する行為をする」に、「双方代理」を「双方代理等」に改める。

(生活衛生関係営業の運営の適正化及び振興に関する法律の一部改正に伴う経過措置)

第一百八十三条 施行日前に前条の規定による改正前の厚生年金保険法(以下この項において「旧厚生年金保険法」という)第九十条第四項(旧厚生年金保険法附則第七条の二第三項及び第二十九条第八項において準用する場合を含む。)又は第九十二条第三項に規定する時効の中断の事由が生じた場合におけるその事由の効力については、なお従前の例による。

(厚生年金保険法の一部改正に伴う経過措置)

第一百八十四条 施行日前に前条の規定による改正前の厚生年金保険法(以下この項において「旧厚生年金保険法」という)第九十条第四項(旧厚生年金保険法附則第七条の二第三項及び第二十九条第八項において準用する場合を含む。)又は第九十二条第三項に規定する時効の中断の事由が生じた場合におけるその事由の効力については、なお従前の例による。

(厚生年金保険法の一部改正に伴う経過措置)

第一百八十五条 施行日前に前条の規定による改正前の厚生年金保険法(以下この項において「旧厚生年金保険法」という)第九十条第四項(旧厚生年金保険法附則第七条の二第三項及び第二十九条第八項において準用する場合を含む。)又は第九十二条第三項に規定する時効の中断の事由が生じた場合におけるその事由の効力については、なお従前の例による。

(厚生年金保険法の一部改正に伴う経過措置)

第一百八十六条 施行日前に前条の規定による改正前の厚生年金保険法(以下この項において「旧厚生年金保険法」という)第九十条第四項(旧厚生年金保険法附則第七条の二第三項及び第二十九条第八項において準用する場合を含む。)又は第九十二条第三項に規定する時効の中断の事由が生じた場合におけるその事由の効力については、なお従前の例による。

(厚生年金保険法の一部改正に伴う経過措置)

第一百八十七条 施行日前に前条の規定による改正前の厚生年金保険法(以下この項において「旧厚生年金保険法」という)第九十条第四項(旧厚生年金保険法附則第七条の二第三項及び第二十九条第八項において準用する場合を含む。)又は第九十二条第三項に規定する時効の中断の事由が生じた場合におけるその事由の効力については、なお従前の例による。

(厚生年金保険法の一部改正に伴う経過措置)

第一百八十八条 施行日前に前条の規定による改正前の厚生年金保険法(以下この項において「旧厚生年金保険法」という)第九十条第四項(旧厚生年金保険法附則第七条の二第三項及び第二十九条第八項において準用する場合を含む。)又は第九十二条第三項に規定する時効の中断の事由が生じた場合におけるその事由の効力については、なお従前の例による。

(厚生年金保険法の一部改正に伴う経過措置)

第一百八十九条 施行日前に前条の規定による改正前の厚生年金保険法(以下この項において「旧厚生年金保険法」という)第九十条第四項(旧厚生年金保険法附則第七条の二第三項及び第二十九条第八項において準用する場合を含む。)又は第九十二条第三項に規定する時効の中断の事由が生じた場合におけるその事由の効力については、なお従前の例による。

(厚生年金保険法の一部改正に伴う経過措置)

第一百九十条 施行日前に前条の規定による改正前の厚生年金保険法(以下この項において「旧厚生年金保険法」という)第九十条第四項(旧厚生年金保険法附則第七条の二第三項及び第二十九条第八項において準用する場合を含む。)又は第九十二条第三項に規定する時効の中断の事由が生じた場合におけるその事由の効力については、なお従前の例による。

(厚生年金保険法の一部改正に伴う経過措置)

第一百九十一条 施行日前に前条の規定による改正前の厚生年金保険法(以下この項において「旧厚生年金保険法」という)第九十条第四項(旧厚生年金保険法附則第七条の二第三項及び第二十九条第八項において準用する場合を含む。)又は第九十二条第三項に規定する時効の中断の事由が生じた場合におけるその事由の効力については、なお従前の例による。

(厚生年金保険法の一部改正に伴う経過措置)

第一百九十二条 施行日前に前条の規定による改正前の厚生年金保険法(以下この項において「旧厚生年金保険法」という)第九十条第四項(旧厚生年金保険法附則第七条の二第三項及び第二十九条第八項において準用する場合を含む。)又は第九十二条第三項に規定する時効の中断の事由が生じた場合におけるその事由の効力については、なお従前の例による。

(厚生年金保険法の一部改正に伴う経過措置)

第一百九十三条 施行日前に前条の規定による改正前の厚生年金保険法(以下この項において「旧厚生年金保険法」という)第九十条第四項(旧厚生年金保険法附則第七条の二第三項及び第二十九条第八項において準用する場合を含む。)又は第九十二条第三項に規定する時効の中断の事由が生じた場合におけるその事由の効力については、なお従前の例による。

(厚生年金保険法の一部改正に伴う経過措置)

第一百九十四条 施行日前に前条の規定による改正前の厚生年金保険法(以下この項において「旧厚生年金保険法」という)第九十条第四項(旧厚生年金保険法附則第七条の二第三項及び第二十九条第八項において準用する場合を含む。)又は第九十二条第三項に規定する時効の中断の事由が生じた場合におけるその事由の効力については、なお従前の例による。

(厚生年金保険法の一部改正に伴う経過措置)

第一百九十五条 施行日前に前条の規定による改正前の厚生年金保険法(以下この項において「旧厚生年金保険法」という)第九十条第四項(旧厚生年金保険法附則第七条の二第三項及び第二十九条第八項において準用する場合を含む。)又は第九十二条第三項に規定する時効の中断の事由が生じた場合におけるその事由の効力については、なお従前の例による。

(厚生年金保険法の一部改正に伴う経過措置)

第一百九十六条 施行日前に前条の規定による改正前の厚生年金保険法(以下この項において「旧厚生年金保険法」という)第九十条第四項(旧厚生年金保険法附則第七条の二第三項及び第二十九条第八項において準用する場合を含む。)又は第九十二条第三項に規定する時効の中断の事由が生じた場合におけるその事由の効力については、なお従前の例による。

(厚生年金保険法の一部改正に伴う経過措置)

第一百九十七条 施行日前に前条の規定による改正前の厚生年金保険法(以下この項において「旧厚生年金保険法」という)第九十条第四項(旧厚生年金保険法附則第七条の二第三項及び第二十九条第八項において準用する場合を含む。)又は第九十二条第三項に規定する時効の中断の事由が生じた場合におけるその事由の効力については、なお従前の例による。

(厚生年金保険法の一部改正に伴う経過措置)

第一百九十八条 施行日前に前条の規定による改正前の厚生年金保険法(以下この項において「旧厚生年金保険法」という)第九十条第四項(旧厚生年金保険法附則第七条の二第三項及び第二十九条第八項において準用する場合を含む。)又は第九十二条第三項に規定する時効の中断の事由が生じた場合におけるその事由の効力については、なお従前の例による。

(厚生年金保険法の一部改正に伴う経過措置)

正する。

第十条中「三年間行わない」を「これを行使することができる時から三年間行使しない」に改める。
(国民年金法の一部改正)

第一百八十二条 国民年金法(昭和三十四年法律第百四十一号)の一部を次のよう改正する。

第二百一一条第三項中「中断」を「完成猶予及び更新」に改める。

第二百二一条第一項中「(当該権利に基づき支払期月ごとに又は一時金として支払うものとされる給付の支給を受ける権利を含む。第三項において同じ。)」を削り、「支給事由」を「支給すべき事由」に改め、「経過したとき」の下に「当該権利に基づき支払期月ごとに支払うものとされる年金給付の支給を受ける権利は、当該日の属する月の翌月以後に到来する当該年金給付の支給に係る第十八条第三項本文に規定する支払期月の翌月の初日から五年を経過したとき」を加え、同条第三項中「給付を受ける権利」を「第一項に規定する年金給付を受ける権利又は当該権利に基づき支払期月ごとに支払うものとされる年金給付の支給を受ける権利」に改め、同条第四項中「権利は、」の下に「これらを行使することができる時から五年を経過したとき」を加え、同条第五項中「民法第百五十三条の規定にかかるわらず、時効中断」を「時効の更新」に改める。

第二百三一条中「基づく」を「基づく」に改め、「民法の下に「(明治二十九年法律第八十九号)」を加える。

(国民年金法の一部改正に伴う経過措置)

第二百八十三条 施行日前に前条の規定による改正前の国民年金法(以下この項において「旧国民年金法」という。)第二百二一条第三項(旧国民年金法第二百三十八条及び附則第九条の二)第二第六項において準用する場合を含む。)又は第二百二一条第五項(旧国民年金法第二百三十八条において準用する場合を含む。)に規定する時効の中斷の事由が生じた場合におけるその事由の効力については、なお従前の例による。

第二百八十二条 国民年金法(昭和三十五年法律第百四十一号)の一部を次のよう改正する。

第二百一一条第三項中「中断」を「完成猶予及び更新」に改める。

第二百二一条第一項中「(当該権利に基づき支払期月ごとに又は一時金として支払うものとされる給付の支給を受ける権利を含む。第三項において同じ。)」を削り、「支給事由」を「支給すべき事由」に改め、「経過したとき」の下に「当該権利に基づき支払期月ごとに支払うものとされる年金給付の支給を受ける権利は、当該日の属する月の翌月以後に到来する当該年金給付の支給に係る第十八条第三項本文に規定する支払期月の翌月の初日から五年を経過したとき」を加え、同条第三項中「給付を受ける権利」を「第一項に規定する年金給付を受ける権利又は当該権利に基づき支払期月ごとに支払うものとされる年金給付の支給を受ける権利」に改め、同条第四項中「権利は、」の下に「これらを行使することができる時から五年を経過したとき」を加え、同条第五項中「民法第百五十三条の規定にかかるわらず、時効中断」を「時効の更新」に改める。

第二百三一条中「基づく」を「基づく」に改め、「民法の下に「(明治二十九年法律第八十九号)」を加える。

(国民年金法の一部改正)

第二百八十五条 施行日前に前条の規定による改正前の中小企業退職金共済法第八十四条第三項に規定する時効の中断の事由が生じた場合におけるその事由の効力については、なお従前の例によれる。

(中小企業退職金共済法の一部改正に伴う経過措置)

第二百八十六条 施行日前に前条の規定による改正前の職業訓練の実施等による特定求職者の就職の支援に関する法律(平成二十三年法律第四十一年)第十四条三一年金生活者支援給付金の支給に関する法律(平成二十四年法律第二百一号)第三十条(児童扶養手当法の一部改正)

第二百八十七条 特別障害者に対する特別障害給付金の支給に関する法律の一部改正

第二百八十八条 特定障害者に対する特別障害給付金の支給に関する法律(昭和三十六年法律第二百三十八号)の一部を次のように改正す

二 特定障害者に対する特別障害給付金の支給に関する法律(平成十六年法律第二百六十六号)

第二十一条 (障害者の雇用の促進等に関する法律の一部改正)

2 施行日前に年金給付を受ける権利当該権利に基づき支払期月ごとに又は一時金として支払うものとされる給付の支給を受ける権利を含む。が生じた場合におけるこれらの権利の消滅時効の期間については、前条の規定による改正後の国民年金法(以下この項において「新国民年金法」という。)第二百二一条第一項(新国民年金法第二百三十八条において準用する場合を含む。)の規定にかかるわらず、なお従前の例による。

(国民年金法の一部改正)

第二百八十七条 障害者の雇用の促進等に関する法律(昭和三十五年法律第二百一十三号)の一部を次のように改正する。

第二百八十八条 第六十三条第一項中「権利は、」の下に「これらを行使することができる時から」を加え、同条第二項中「民法(明治二十九年法律第八十九号)第二百五十三条の規定にかかるわらず、時効中断」を時効の更新に改める。

第二百八十九条 第六十三条第一項中「中断」を「完成猶予及び更新」に改める。

第二百九十条 第六十三条第一項中「中断」を「完成猶予及び更新」に改める。

第二百九十二条 第六十三条第一項中「中断」を「完成猶予及び更新」に改める。

第二百九十三条 第六十三条第一項中「中断」を「完成猶予及び更新」に改める。

第二百九十四条 第六十三条第一項中「中断」を「完成猶予及び更新」に改める。

第二百九十五条 第六十三条第一項中「中断」を「完成猶予及び更新」に改める。

第二百九十六条 第六十三条第一項中「中断」を「完成猶予及び更新」に改める。

第二百九十七条 第六十三条第一項中「中断」を「完成猶予及び更新」に改める。

第二百九十八条 第六十三条第一項中「中断」を「完成猶予及び更新」に改める。

第二百九十九条 第六十三条第一項中「中断」を「完成猶予及び更新」に改める。

第二百三十条 第六十三条第一項中「中断」を「完成猶予及び更新」に改める。

第二百三十一条 第六十三条第一項中「中断」を「完成猶予及び更新」に改める。

第二百三十二条 第六十三条第一項中「中断」を「完成猶予及び更新」に改める。

第二百三十三条 第六十三条第一項中「中断」を「完成猶予及び更新」に改める。

第二百三十四条 第六十三条第一項中「中断」を「完成猶予及び更新」に改める。

第二百三十五条 第六十三条第一項中「中断」を「完成猶予及び更新」に改める。

力については、なお従前の例による。

(戦没者等の妻に対する特別給付金支給法の一部改正)

第二百九十二条 戰没者等の妻に対する特別給付金支給法(昭和三十八年法律第六十一号)の一部を次のように改正する。

第二百九十三条 第六条中「三年間行なわない」を「これを行使することができる時から三年間行使しない」に改める。

第二百九十四条 第七条(見出しを含む。)中「中断」を「完成猶予及び更新」に改める。

第二百九十五条 第七条(見出しを含む。)中「中断」を「完成猶予及び更新」に改める。

第二百九十六条 第七条(見出しを含む。)中「中断」を「完成猶予及び更新」に改める。

第二百九十七条 第七条(見出しを含む。)中「中断」を「完成猶予及び更新」に改める。

第二百九十八条 第七条(見出しを含む。)中「中断」を「完成猶予及び更新」に改める。

第二百九十九条 第七条(見出しを含む。)中「中断」を「完成猶予及び更新」に改める。

第二百三十条 第七条(見出しを含む。)中「中断」を「完成猶予及び更新」に改める。

第二百三十一条 第七条(見出しを含む。)中「中断」を「完成猶予及び更新」に改める。

第二百三十二条 第七条(見出しを含む。)中「中断」を「完成猶予及び更新」に改める。

第二百三十三条 第七条(見出しを含む。)中「中断」を「完成猶予及び更新」に改める。

第二百三十四条 第七条(見出しを含む。)中「中断」を「完成猶予及び更新」に改める。

第二百三十五条 第七条(見出しを含む。)中「中断」を「完成猶予及び更新」に改める。

第二百三十六条 第七条(見出しを含む。)中「中断」を「完成猶予及び更新」に改める。

第二百三十七条 第七条(見出しを含む。)中「中断」を「完成猶予及び更新」に改める。

第二百三十八条 第七条(見出しを含む。)中「中断」を「完成猶予及び更新」に改める。

第二百三十九条 第七条(見出しを含む。)中「中断」を「完成猶予及び更新」に改める。

第二百四十二条 第六十三条第一項中「中断」を「完成猶予及び更新」に改める。

第二百四十三条 第六十三条第一項中「中断」を「完成猶予及び更新」に改める。

第二百四十四条 第六十三条第一項中「中断」を「完成猶予及び更新」に改める。

第二百四十五条 第六十三条第一項中「中断」を「完成猶予及び更新」に改める。

第二百四十六条 第六十三条第一項中「中断」を「完成猶予及び更新」に改める。

第二百四十七条 第六十三条第一項中「中断」を「完成猶予及び更新」に改める。

第二百四十八条 第六十三条第一項中「中断」を「完成猶予及び更新」に改める。

第二百四十九条 第六十三条第一項中「中断」を「完成猶予及び更新」に改める。

第二百五十条 第六十三条第一項中「中断」を「完成猶予及び更新」に改める。

第二百五十一条 第六十三条第一項中「中断」を「完成猶予及び更新」に改める。

第二百五十二条 第六十三条第一項中「中断」を「完成猶予及び更新」に改める。

第二百五十三条 第六十三条第一項中「中断」を「完成猶予及び更新」に改める。

第二百五十四条 第六十三条第一項中「中断」を「完成猶予及び更新」に改める。

第二百五十五条 第六十三条第一項中「中断」を「完成猶予及び更新」に改める。

第二百五十六条 第六十三条第一項中「中断」を「完成猶予及び更新」に改める。

第二百五十七条 第六十三条第一項中「中断」を「完成猶予及び更新」に改める。

第二百五十八条 第六十三条第一項中「中断」を「完成猶予及び更新」に改める。

第二百五十九条 第六十三条第一項中「中断」を「完成猶予及び更新」に改める。

第二百六十条 第六十三条第一項中「中断」を「完成猶予及び更新」に改める。

第二百六十二条 第六十三条第一項中「中断」を「完成猶予及び更新」に改める。

第二百六十三条 第六十三条第一項中「中断」を「完成猶予及び更新」に改める。

第二百六十四条 第六十三条第一項中「中断」を「完成猶予及び更新」に改める。

第二百六十五条 第六十三条第一項中「中断」を「完成猶予及び更新」に改める。

第二百六十六条 第六十三条第一項中「中断」を「完成猶予及び更新」に改める。

第二百六十七条 第六十三条第一項中「中断」を「完成猶予及び更新」に改める。

第二百六十八条 第六十三条第一項中「中断」を「完成猶予及び更新」に改める。

第二百六十九条 第六十三条第一項中「中断」を「完成猶予及び更新」に改める。

第二百七十条 第六十三条第一項中「中断」を「完成猶予及び更新」に改める。

第二百七十二条 第六十三条第一項中「中断」を「完成猶予及び更新」に改める。

第二百七十三条 第六十三条第一項中「中断」を「完成猶予及び更新」に改める。

第二百七十四条 第六十三条第一項中「中断」を「完成猶予及び更新」に改める。

第二百七十五条 第六十三条第一項中「中断」を「完成猶予及び更新」に改める。

第二百七十六条 第六十三条第一項中「中断」を「完成猶予及び更新」に改める。

第二百七十七条 第六十三条第一項中「中断」を「完成猶予及び更新」に改める。

第二百七十八条 第六十三条第一項中「中断」を「完成猶予及び更新」に改める。

第二百七十九条 第六十三条第一項中「中断」を「完成猶予及び更新」に改める。

第二百八十条 第六十三条第一項中「中断」を「完成猶予及び更新」に改める。

第二百九十二条 第六十三条第一項中「中断」を「完成猶予及び更新」に改める。

第二百九十三条 第六十三条第一項中「中断」を「完成猶予及び更新」に改める。

第二百九十四条 第六十三条第一項中「中断」を「完成猶予及び更新」に改める。

第二百九十五条 第六十三条第一項中「中断」を「完成猶予及び更新」に改める。

第二百九十六条 第六十三条第一項中「中断」を「完成猶予及び更新」に改める。

第二百九十七条 第六十三条第一項中「中断」を「完成猶予及び更新」に改める。

第二百九十八条 第六十三条第一項中「中断」を「完成猶予及び更新」に改める。

第二百九十九条 第六十三条第一項中「中断」を「完成猶予及び更新」に改める。

第二百三十条 第六十三条第一項中「中断」を「完成猶予及び更新」に改める。

第二百三十一条 第六十三条第一項中「中断」を「完成猶予及び更新」に改める。

第二百三十二条 第六十三条第一項中「中断」を「完成猶予及び更新」に改める。

第二百三十三条 第六十三条第一項中「中断」を「完成猶予及び更新」に改める。

第二百三十四条 第六十三条第一項中「中断」を「完成猶予及び更新」に改める。

第二百三十五条 第六十三条第一項中「中断」を「完成猶予及び更新」に改める。

第二百三十六条 第六十三条第一項中「中断」を「完成猶予及び更新」に改める。

第二百三十七条 第六十三条第一項中「中断」を「完成猶予及び更新」に改める。

第二百三十八条 第六十三条第一項中「中断」を「完成猶予及び更新」に改める。

第二百三十九条 第六十三条第一項中「中断」を「完成猶予及び更新」に改める。

力による。

に関する法律の一部改正)

第二百三十一条 平成二十一年度等における子ども手当の支給に関する法律(平成二十二年法律第十九号)の一部を次のように改正する。

第二十四条第一項中「権利は、」の下に「これらを行使することができる時から」を加え、同条第二項中「中断を完成猶予及び更新に改め、同条第三項中「民法(明治二十九年法律第八十九号)第一百五十三条の規定にかかるわらず、時効中断」を「時効の更新に改める。」とし、「(平成二十一年度等における子ども手当の支給に関する法律の一部改正に伴う経過措置)

第二百三十二条 施行日前に前条の規定による改正前の平成二十一年度等における子ども手当の支給に関する法律第二十四条第二項又は第三項に規定する時効の中止の事由が生じた場合におけるその事由の効力については、なお従前の例による。

(平成二十一年度等における子ども手当の支給に関する法律の一部改正に伴う経過措置)

第二百三十三条 平成二十一年度等における子ども手当の支給等に関する特別措置法(平成二十三年法律第八十九号)を加える。

(平成二十一年度等における子ども手当の支給に関する法律の一部改正に伴う経過措置)

第二百三十二条 施行日前に前条の規定による改正前の平成二十一年度等における子ども手当の支給に関する法律第二十四条第二項又は第三項に規定する時効の中止の事由が生じた場合におけるその事由の効力については、なお従前の例による。

(平成二十一年度等における子ども手当の支給等に関する特別措置法の一部改正)

第二百三十三条 平成二十一年度等における子ども手当の支給等に関する特別措置法(平成二十三年法律第八十九号)の一部を次のように改正する。

(平成二十一年度等における子ども手当の支給等に関する特別措置法の一部改正に伴う経過措置)

第二百三十六条 前条の規定による改正前の特定B型肝炎ウイルス感染者給付金等の支給に関する特別措置法第十条に規定する請求期限がこの法律の施行の際既に経過していた場合におけるその請求期限については、なお従前の例による。

(公的年金制度の健全性及び信頼性の確保そのための厚生年金保険法等の一部を改正する法律の一部改正)

第二百三十七条 公的年金制度の健全性及び信頼性の確保のための厚生年金保険法等の一部を改正する法律(平成二十五年法律第六十三号)の一部を次のように改正する。

(公的年金制度の健全性及び信頼性の確保そのための厚生年金保険法等の一部を改正する法律の一部改正)

第二十八条第一項中「権利は、」の下に「これらを行使することができる時から」を加え、同条第二項中「中断を完成猶予及び更新に改め、同条第三項中「民法(明治二十九年法律第八十九号)第一百五十三条の規定にかかるわらず、時効中断」を「時効の更新」に改める。

(平成二十九条中「民法」の下に「(明治二十九年法律第八十九号)」を加える。
(平成二十三年度における子ども手当の支給等に関する法律の一部改正に伴う経過措置)

改正前厚生年金保険法第百七
二年
十一条第一項

に関する特別措置法の一部改正に伴う経過措置)

第二百三十四条 施行日前に前条の規定による改正前の平成二十一年度等における子ども手当の支給等に関する特別措置法第二十八条第二項又は第三項に規定する時効の中止の事由が生じた場合におけるその事由の効力については、なお従前の例による。

(特定B型肝炎ウイルス感染者給付金等の支給に関する特別措置法の一部改正)

第二百三十五条 特定B型肝炎ウイルス感染者給付金等の支給に関する特別措置法(平成二十一年法律第百二十六号)の一部を次のように改正する。

(特定B型肝炎ウイルス感染者給付金等の支給に関する特別措置法の一部改正に伴う経過措置)

第二百三十六条 前条の規定による改正前の特定B型肝炎ウイルス感染者給付金等の支給に関する特別措置法第十条に規定する請求期限がこの法律の施行の際既に経過していた場合におけるその請求期限については、なお従前の例による。

(公的年金制度の健全性及び信頼性の確保そのための厚生年金保険法等の一部を改正する法律の一部改正に伴う経過措置)

第二百三十七条 施行日前に年金たる給付及び一時金たる給付を受けた権利又は当該年金たる給付を受けた権利に基づき支払期月ごとに支払うものとされる年金たる給付を受ける権利が生じた場合におけるこれらの権利の消滅時効の期間については、前条の規定による改正後の公的年金制度の健全性及び信頼性の確保のための厚生年金保険法等の一部を改正する法律附則第五条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた同法第一条の規定による改正前の厚生年金保険法(次項において「平成二十五年改正前厚生年金保険法」という。)、第百七十一条第一項の規定にかかるわらず、なお従前の例による。

(公的年金制度の健全性及び信頼性の確保そのための厚生年金保険法等の一部を改正する法律の一部改正)

第二百三十八条 施行日前に年金たる給付及び一時金たる給付を受けた権利又は当該年金たる給付を受けた権利に基づき支払期月ごとに支払うものとされる年金たる給付を受ける権利が生じた場合におけるこれらの権利の消滅時効の期間については、前条の規定による改正後の公的年金制度の健全性及び信頼性の確保のための厚生年金保険法等の一部を改正する法律附則第五条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた同法第一条の規定による改正前の厚生年金保険法(次項において「平成二十五年改正前厚生年金保険法」という。)、第百七十一条第一項の規定にかかるわらず、なお従前の例による。

(公的年金制度の健全性及び信頼性の確保そのための厚生年金保険法等の一部を改正する法律の一部改正)

第二百三十九条 農業協同組合法(昭和二十二年法律第百三十二号)の一部を次のように改正する。

(農業協同組合法の一部改正)

第二百三十七条 公的年金制度の健全性及び信頼性の確保のための厚生年金保険法等の一部を改正する法律(平成二十五年法律第六十三号)の一部を次のように改正する。

(農業協同組合法の一部改正)

第二百三十八条 第十条第六項第六号の二中「指名金銭債権又は指名金銭債権」を「金銭債権(民法(明治二十九年法律第八十九号)第三編第一章第七節第一款に規定する指図証券、同節第二款に規定する記名式所持人払証券、同節第三款に規定するその他の記名証券及び同節第四款に規定する無記名証券に係る債権並びに電子記録債権法(平成十九年法律第二百二号)第二条第一項に規定する電子記録債権を除く。以下この号において同じ。)又は金銭債権」に改め、「限る」の下に「以下この号において同じ」を加え、「これ」を「特定社債」に改める。

(農業協同組合法の一部改正)

第二百三十九条 第一条の十一第四項中「(明治二十九年法律第八十九号)第七百二十四条」を「第七百二十四条及び第七百二十四条の二」に改める。

(農業協同組合法の一部改正)

これらを行使することができる時から二年

五年を経過したとき

その支給すべき事由が生じた日から五年を経過したとき、当該年金たる給付を受けた権利に基づき支払期月ごとに支払うものとされる年金たる給付の支給に係る支払期月の翌月の初日から五年を経過したとき

改正前厚生年金保険法第百七 十条第三項	民法第百五十三条の規定にかかる わらず、時効中断	時効の更新

第二百四十六条の二、第一百四十七条の五第二項並びに第一百四十八条第一項、第三項及び第四項の項の次に次のように加える。

農業協同組合法の一部改正に伴う経過措置)

第二百四十条 前条の規定による改正前の農業協同組合法(次項において「旧農業協同組合法」という)第十一条の十一第四項において準用する旧民法第七百二十四条後段に規定する期間がこの法律の施行の際既に経過していた場合におけるその期間の制限については、なお従前の例による。

2 前条の規定による改正後の農業協同組合法

(次項において「新農業協同組合法」という)第十一条の十一第四項において準用する新民法第七百二十四条の二の規定は、旧農業協同組合法第十一条の十一第一項の規定による損害賠償の請求権の同条第四項において準用する旧民法第七百二十四条前段に規定する時効がこの法律の施行の際既に完成していた場合については、適用しない。

3 施行日前に行われた理事、経営管理委員又は清算人と農業協同組合又は農業協同組合連合会との利益相反行為については、新農業協同組合連合会法第三十五条の二第二項(新農業協同組合法第七十二条の二の二において準用する場合を含む。)の規定にかかわらず、なお従前の例による。

(農業災害補償法の一改正)

第二百一十条 農業災害補償法(昭和二十二年法律第八十九号)第百五十三条の規定にかかる法律第八十九号)第百八十五号)の一部を次のように改正する。

第八十八条中「払戻」を「払戻し」に、「三年間これを行わない」を「これらを行使する」とがでらす、時効中断」を「時効の更新」に改める。

第一百三十二条第二項中「中断」を「因つて」を「よつて」に改める。

第一百三十二条第二項中「中断」を「完成猶予及び更新」に改める。

(農業災害補償法の一改正に伴う経過措置)

第二百四十二条 施行日前に前条の規定による改正前の農業災害補償法(以下この条において「旧

農業災害補償法」という)第八十七条の二第六項(旧農業災害補償法第百三十二条第一項及び第百四十二条の二において準用する場合を含む。)又は第百三十二条第二項(旧農業災害補償法第百四十二条の二において準用する場合を含む。)に規定する時効の中断の事由が生じた場合におけるその事由の効力については、なお従前の例による。

2 前条の規定による改正後の農業協同組合法

(水産業協同組合法の一改正) 第二百四十六条 前条の規定による改正前の水産業協同組合法(以下この条において「旧水産業協同組合法」という)第十五条の八第四項(旧水産業協同組合法第九十六条第一項及び第一百条の八第一項において準用する場合を含む。)において準用する新水産業協同組合法(以下この条において「新水産業協同組合法」という)第十五条の八第四項(新水産業協同組合法第九十六条第一項及び第一百条の八第一項において準用する場合を含む。)において準用する新民法第七百二十四条の二の規定は、旧水産業協同組合法第十五条の八第一項(旧水産業協同組合法第九十六条第一項及び第一百条の八第一項において準用する場合を含む。)の規定による損害賠償の請求権の旧水産業協同組合法第十五条の八第四項において準用する旧民法第七百二十四条前段に規定する時効がこの法律の施行の際既に完成していた場合については、適用しない。

(競馬法の一改正)

第二百四十三条 競馬法(昭和二十三年法律第五十八号)の一部を次のように改める。

第十一条中「六十日間行わない」を「これらを行使することができる時から六十日間行使しない」と改める。

第二百四十三条の六第五項中「第二項の規定による」を「当該に、「年五分の割合で」を「当該に同意を得た日における法定利率により」に改める。

附則第五条第四項中「六十日間行わない」を「これらを行使することができる時から六十日間行使しない」に改める。

(競馬法の一改正に伴う経過措置)

第二百四十四条 施行日前に都道府県又は指定市町村(前条の規定による改正前の競馬法(以下この条において「旧競馬法」という)第一条の二第二項に規定する指定市町村をいう。)が旧競馬法第二十三条の六第二項の規定による同意を得て

いた場合における前条の規定による改正後の競馬法第二十三条の六第五項の規定により交付しなければならない金額については、なお従前の例による。

(水産業協同組合法の一改正)

第二百四十五条 水産業協同組合法(昭和二十三年法律第二百四十二条の二)の一部を次のように改める。

第二百四十五条の八第四項(旧水産業協同組合法第三十九条の二第二項(新水産業協同組合法第七十七条(新水産業協同組合法第九十条第五項、第九十六条第五項、第一百条第五項及び第一百条の八第五項において準用する場合を含む。)、第九十二条第三項、第九十六条第三項、第一百条第三項及び第一百条の八第三項において準用する場合を含む。)の規定にかかわらず、

なお従前の例による。

(森林法の一改正)

第二百五十条 施行日前に前条の規定による改正前の森林法(以下この条において「旧森林法」という)第五十八条第一項から第四項まで(これらの規定を旧森林法第六十五条及び第六十六条において準用する場合を含む。)の規定により補償金の支払義務が生じた場合におけるその補償金の供託については、なお従前の例による。

(土地改良法の一改正)

第二百四十七条 土地改良法(昭和二十四年法律第二百四十五条)の一部を次のように改める。

第三十九条の二第二項中「契約する」を「契約をし、又は当該理事と組合との利益が相反する

行為をする」に改める。

(水産業協同組合法の一改正に伴う経過措置)

第二百四十六条 前条の規定による改正前の水産業協同組合法(以下この条において「旧水産業協同組合法」という)第十五条の三第四項(民法第百五十三条の規定にかかわらず、時効中断」を「時効の更新」に改める。

(土地改良法の一改正)

第二百四十七条 土地改良法(昭和二十四年法律第二百四十五条)の一部を次のように改める。

第三十九条第八項中「民法(明治二十九年法律第二百四十五条)の一部を次のように改め

ず、時効中断」を「時効の更新」に改める。

第五十九条中「民法」の下に「(明治)二十九年法律第八十九号」を加える。

第八十九条の三第四項(民法第百五十三条の規定にかかわらず、時効中断」を「時効の更新」に改める。

第五十九条中「民法」の下に「(明治)二十九年法律第八十九号」を加える。

る。

第二百三十二条の十七中「支払義務は」を「支払義務に係る請求権はこれらを行使することができることから」に改める。

第二百三十八条の二十二第二項中「中断」を「完成猶予及び更新」に改める。

第二百五十二条 施行日前に前条の規定による改正前の漁船損害等補償法第百三十八条の二十二第二項に規定する時効の中止の事由が生じた場合におけるその事由の効力については、なお従前の例による。

(農地法の一部改正)

第二百五十三条 農地法(昭和二十七年法律第二百二十九号)の一部を次のように改正する。

第七条第八項中「使用貸借の解除をし」の下に「若しくは」を加え、「若しくは返還の請求をし」を削る。

第十条第三項第一号中「対価」を「対価の支払の提供をした場合において、対価」に、「受領を拒み、又は受領することができない場合」を「そ

の受領を拒んだとき。」に改め、同項中第三号を第四号とし、第二号を第三号とし、第一号の次に次の一号を加える。

二 対価の支払を受けるべき者が対価を受領す

することができない場合

第十六条第二項及び第三項を削る。

第十九条 削除

第四十三条第七項中「同条第一項」を「同条」に改める。

(農地法の一部改正に伴う経過措置)

第二百五十四条 施行日前に締結された農地又は採草放牧地の使用貸借契約に係る返還の請求について、前条の規定による改正後の農地法第七条第八項の規定にかかるわらず、なお従前の例による。
施行日前に登記をしてない貸貸借の目的である農地又は採草放牧地の売買契約が締結された

場合におけるその契約に係る契約の解除及び損害賠償の請求については、なお従前の例による。

3 施行日前に締結された農地又は採草放牧地の賃貸借契約に係る前条の規定による改正前の農地法第十九条の規定により読み替えて適用される旧民法第六百四条第一項に規定する賃貸借の存続期間については、なお従前の例による。

(旧農林漁業団体職員共済組合法の一部改正)

第二百五十五条 厚生年金保険制度及び農林漁業団体職員共済組合制度の統合を図るために農林漁業団体職員共済組合法等を廃止する等の法律(平成十三年法律第一百一号)附則第二十五条第一

項の規定によりなおその効力を有するものとする同法第一条の規定による廃止前の農林漁業団体職員共済組合法(昭和三十三年法律第九十九号)の一部を次のように改正する。

第六十六条第六項中「中断」を「完成猶予及び更新」に改める。

第六十六条第六項中「中断」を「完成猶予及び更新」に改める。

第六十六条第六項中「引受け」の下に「及び契約上の地位の移転(第六項において「債務の引受け等」という。)を、「係る債権者」の下に及び救済農水産業協同組合が譲り受ける契約上の地位に係る契約の相手方」を加え、「移転債権者」を「移転債権者等」に改め、同条第三項中「要旨及び」を「要旨並びに」に改め、「ある債権者及び」を「知れていいる債権者の下に「及び契約上の地位に係る契約の相手方」を加え、同条第六項中「移転債権者」を「移転債権者等」に、「債務の引受け」を「債務の引受け等」に、「さかのぼつて」を「遡つて」に改める。

(旧農林漁業団体職員共済組合法の一部改正に伴う経過措置)

第二百五十六条 施行日前に前条の規定による改正前の厚生年金保険制度及び農林漁業団体職員共済組合制度の統合を図るために農林漁業団体職員共済組合法等を廃止する等の法律附則第二

十五条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされる同法第一条の規定による廃止前の農林漁業団体職員共済組合法第六十六条第六項に規定する時効の中止の事由が生じた場合におけるその事由の効力については、なお従前の例による。

第十九条 第七項中「同条第一項」を「同条」に改める。

第十六条第二項及び第三項を削る。

第十九条 削除

第四十三条第七項中「同条第一項」を「同条」に改める。

(農地法の一部改正)

第二百五十七条 農地法(昭和三十九年法律第五十七号)の一部を次のように改正する。

第四十七条第二項中「契約する」を「契約をし、又は当該理事と組合との利益が相反する行為をする」に改める。

(森林組合法の一部改正)

第二百六十二条 森林組合法(昭和五十三年法律第三百六号)の一部を次のように改正する。

第三十六条第六号中「指名金銭債権又は指名金銭債権を「金銭債権(民法第三編第一章第七節第一款に規定する指図証券、同節第二款に規定する記名式所持人払証券、同節第三款に規定する無記名証券に係る債権並びに電子記録債権法(平成十九年法律第二百二号)第二条第一項に規定する電子記録債権を除く。以下この号において同じ。)又は金銭債権」に改め、「限る」の下に「。以下この号において同じ」を加え、「これ」を「特定社債」に改める。

第六十九条中「消滅時効は」の下に「その権利を行使することができる時から」を加える。

(農林中央金庫法の一部改正に伴う経過措置)

第二百六十五条 第四条第二項から第八項までの規定は、前条の規定による改正前の農林中央金庫法第七条に規定する農林中央金庫の行う行為について準用する場合を含む。)及び第二百九条第三項において準用する場合を含む。)の規定にかかるわら

うに改める。

第二百四十七条の十三第三項中「中断」を「完成猶予及び更新」に改める。

(漁業災害補償法の一部改正)

第二百五十八条 施行日前に前条の規定による改正前の漁業災害補償法第二百四十七条の十三第三項に規定する時効の中止の事由が生じた場合におけるその事由の効力については、なお従前の例による。

第二百五十九条 農水産業協同組合貯金保険法(昭和四十八年法律第五十三号)の一部を次のように改正する。

(農水産業協同組合貯金保険法の一部改正)

第二百五十九条 農水産業協同組合貯金保険法(昭和四十八年法律第五十三号)の一部を次のように改正する。

第六十六条第六項中「引受け」の下に「及び契約上の地位の移転(第六項において「債務の引受け等」という。)を、「係る債権者」の下に及び救済農水産業協同組合が譲り受ける契約上の地位に係る契約の相手方」を加え、「移転債権者」を「移転債権者等」に改め、同条第三項中「要旨及び」を「要旨並びに」に改め、「ある債権者及び」を「知れていいる債権者の下に「及び契約上の地位に係る契約の相手方」を加え、同条第六項中「移転債権者」を「移転債権者等」に、「債務の引受け」を「債務の引受け等」に、「さかのぼつて」を「遡つて」に改める。

(農林中央金庫法の一部改正)

第二百六十四条 農林中央金庫法(平成十三年法律第五十三号)の一部を次のように改正する。

第七条中「第五百二十二条まで」を「第五百六条まで、第五百八条から第五百十三条まで、第五百十五条、第五百十六条及び第五百二十一条」に改める。

(農林中央金庫法の一部改正)

第二百六十四条第六号中「指名金銭債権又は指名金銭債権を「金銭債権(民法第三編第一章第七節第一款に規定する指図証券、同節第二款に規定する記名式所持人払証券、同節第三款に規定する無記名証券に係る債権並びに電子記録債権法(平成十九年法律第二百二号)第二条第一項に規定する電子記録債権を除く。以下この号において同じ。)又は金銭債権」に改め、「限る」の下に「。以下この号において同じ」を加え、「これ」を「特定社債」に改める。

第六十九条中「消滅時効は」の下に「その権利を行使することができる時から」を加える。

(農林中央金庫法の一部改正に伴う経過措置)

第二百六十五条 第四条第二項から第八項までの規定は、前条の規定による改正前の農林中央金庫法第七条に規定する農林中央金庫の行う行為について準用する場合を含む。)及び第二百九条第三項において準用する場合を含む。)の規定にかかるわら

う、なお従前の例による。

(種苗法の一部改正)

第二百六十二条 種苗法(平成十年法律第八十三号)の一部を次のように改正する。

(種苗法の一部改正に伴う経過措置)

第二百六十三条 前条の規定による改正前の種苗法第十四条第五項において準用する旧民法第七百二十四条後段に規定する期間がこの法律の施行の際に経過していた場合におけるその期間の制限については、なお従前の例による。

(種苗法の一部改正に伴う経過措置)

第二百六十四条 第十四条第五項において準用する旧民法第七百二十四条後段に規定する期間がこの法律の施行の際に経過していた場合におけるその期間の制限については、なお従前の例による。

(種苗法の一部改正に伴う経過措置)

第二百六十五条 第四条第二項から第八項までの規定は、前条の規定による改正前の農林中央金庫法第七条に規定する農林中央金庫の行う行為について準用する場合を含む。)及び第二百九条第三項において準用する場合を含む。)の規定にかかるわら

う、なお従前の例による。

2 施行日前に理事、経営管理委員又は清算人となつた者の利益相反取引については、前条の規定による改正後の農林中央金庫法(以下この項において「新農林中央金庫法」という。)第三十条第三項(新農林中央金庫法第九十五条において準用する場合を含む。)の規定にかかわらず、なお従前の例による。

(独立行政法人農業者年金基金法の一部改正)

第二百六十六条 独立行政法人農業者年金基金法(平成十四年法律第百二十七号)の一部を次のように改定する。

第五十二条第五項中「中断」を「完成猶予及び更新」に改める。

第五十八条第一項中「還付を受ける権利は、」の下に「これらを行使することができる時から」を、「給付を受ける権利は、」の下に「これを行使することができる時から」を加え、同条第二項中「民法(明治二十九年法律第八十九号)第二百五十三条の規定にかかわらず、時効中断」を時効の更新に改める。

(独立行政法人農業者年金基金法の一部改正に伴う経過措置)

第二百六十七条 施行日前に前条の規定による改正前の独立行政法人農業者年金基金法第五十二条第五項又は第五十八条第二項に規定する時効の中斷の事由が生じた場合におけるその事由の効力については、なお従前の例による。

(農業協同組合法等の一部を改正する等の法律の一部改正)

第二百六十七条の二 農業協同組合法等の一部を改正する等の法律(平成二十七年法律第六十三号)の一部を次のように改正する。

附則第一条中「平成二十七年法律第 号」を「平成二十九年法律第 号」に改める。

(漁業經營に関する補償制度の改善のための漁船損害等補償法及び漁業災害補償法の一部を改正する法律の一部改正)

第二百六十七条の三 次に掲げる法律の規定中「平成二十八年法律第 号」を「平成二十九年法律第 号」に改める。

一 漁業經營に関する補償制度の改善のための漁船損害等補償法及び漁業災害補償法の一部を改正する等の法律(平成二十八年法律第三十九号)附則第三号

二 森林法等の一部を改正する法律(平成二十八年法律第四十号)附則第一条第二号

第十章 経済産業省関係

(自転車競技法の一部改正)

第二百六十八条 自転車競技法(昭和二十三年法律第二百九号)の一部を次のように改定する。

第十五条中「六十日間行わない」を「これらを行なうことができる時から六十日間行使しない」に改める。

(中小企業等協同組合法の一部改正)

第二百六十九条 中小企業等協同組合法(昭和二十四年法律第一百八十一号)の一部を次のように改定する。

第五十二条第五項中「六十日間行わない」を「これらを行なうことができる時から六十日間行使しない」に改める。

(商品先物取引法の一部改正)

第二百七十二条 商品先物取引法(昭和二十五年法律第二百三十九号)の一部を次のように改定する。

第五十二条第五項中「第六十三条ただし書」を「第六十三条第一項ただし書」に改め、同条第二項中「理由として組織変更時発行株式の引受けの無効を主張し、又は詐欺若しくはを、詐欺又はに改める。

(商品先物取引法の一部改正に伴う経過措置)

第二百七十三条 施行日前にされた意思表示に係る組織変更時発行株式(前条の規定による改正前の商品先物取引法第二百二十九条第一号に規定する組織変更時発行株式をいう。)の引受けについて、前条の規定による改正後の商品先物取引法第二百三十一条の五の規定にかかわらず、な

く。以下この号において同じ。)又は金銭債権に改め、「限る」の下に「以下この号において同じ」を加え、「これ」を「特定社債に改める。

第二百七十四条 鉱業法(昭和二十五年法律第二百八十九号)を削り、「同項第一号」を「同項各号」に改める。

(中小企業等協同組合法の一部改正に伴う経過措置)

第二百七十五条 施行日前に前条の規定による改正前の鉱業法(以下この条において「旧鉱業法」という。)第九十三条の規定により対価の支払義務が生じた場合におけるその損害賠償の責任及び範囲について

第三十八条第二項中「明治二十九年法律第八十九号」を削り、「同項第一号」を「同項各号」に改める。

第二百七十六条 鉱業法(昭和二十五年法律第二百八十九号)の一部を次のように改正する。

第二百七十七条 施行日前に理事、清算人又は会長となつた者の利益相反取引については、前条の規定による改正後の中小企業等協同組合法(以下この条において「新中小企業等協同組合法」という。)第三十八条第二項(新中小企業等協同組合法第六十九条、第八十二条の八及び第八十二条の十八において準用する場合を含む。)の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附則第一条中「平成二十七年法律第 号」を「平成二十九年法律第 号」に改める。

(漁業經營に関する補償制度の改善のための漁船損害等補償法及び漁業災害補償法の一部を改正する等の法律(平成二十八年法律第三十九号)附則第三号

(小型自動車競走法の一部改正)

第二百七十二条 小型自動車競走法(昭和二十二年法律第二百八号)の一部を次のように改定する。

第十九条中「六十日間行わない」を「これらを行使することができる時から六十日間行使しない」に改める。

(商品先物取引法の一部改正)

第二百七十二条 商品先物取引法(昭和二十五年法律第二百三十九号)の一部を次のように改定する。

第五十二条第五項中「第六十三条ただし書」を「第六十三条第一項ただし書」に改め、同条第三項とし、同条第一項の次に「五年間」とする。

(鉱業法の一部改正に伴う経過措置)

第二百七十三条 施行日前に前条の規定による改正前の鉱業法(以下この条において「旧鉱業法」という。)第九十三条の規定により対価の支払義務が生じた場合におけるその損害賠償の責任及び範囲について

第二百七十四条 施行日前に損害賠償の責任及び範囲について、前条の規定による改正後の鉱業法(第四項において「新鉱業法」という。)第一百三十三条の規定にかかわらず、なお従前の例による。

(鉱業法の一部改正)

第二百七十五条 施行日前に損害賠償の責任及び範囲について、前条の規定による改正後の鉱業法(第四項において「新鉱業法」という。)第一百三十三条の規定にかかわらず、なお従前の例による。

第二百七十六条 鉱業法(昭和二十五年法律第二百八十九号)の一部を次のように改正する。

第二百七十七条 第二項第一号中「対価」の下に「を訴が」を「訴えが」に改め、同号を同項第三号とし、同項第一号の次に次の一号を加える。

二 対価を受けるべき者が対価を受領することができないとき。

三 旧鉱業法第二百五十五条第一項後段に規定する期間がこの法律の施行の際既に経過していた場合におけるその期間の制限については、なお従前の例による。

四 新鉱業法第二百五十五条第二項及び第三項の規定は、損害賠償請求権の旧鉱業法第二百五十五条第一項前段に規定する時効がこの法律の施行の際既に完成していた場合には、適用しない。

(信用保証協会法の一部改正)

第二百七十六条 信用保証協会法(昭和二十八年法律第二百九十六号)の一部を次のように改正す

る。

第十三条の見出し中「取引」を「取引等」に改

加え、「しんしやく」を「しん酌」に改める。

第一百五十五条第一項を次のように改める。

一 被害者が損害及び賠償義務者を知つた時時効によって消滅する。

二 被害の発生の時から二十年間行使しないから三年間行使しないとき。

二 損害の発生の時から二十年間行使しないとき。

二 百五十五条第二項中「前項」を「前二項」に改め、同項を同条第三項とし、同条第一項の次に次の一項を加える。

2 人の生命又は身体を害した場合における損害賠償請求権の消滅時効についての前項第一号の規定の適用については、同号中「三年間」に次の一項を加える。

め、同条第一項中「取引」の下に「をし、又は当該理事と協会との利益が相反する行為」を加え、「双方代理」を「双方代理等」に改める。

(信用保証協会法の一部改正に伴う経過措置)
第二百七十七条 施行日前に行われた理事と協会(前条の規定による改正前の信用保証協会法第二条に規定する協会をいう)との利益相反行為については、前条の規定による改正後の信用保証協会法第十三条第一項の規定にかかわらず、なお従前の例による。

(水洗炭業に関する法律の一一部改正)

第二百七十八条 水洗炭業に関する法律(昭和三十三年法律第百三十四号)の一部を次のように改正する。

第十九条の見出し中「しんしゃく」を「しん酌」に改め、同条中発生の下に「又は拡大」を加え、「しんしゃく」を「しん酌」に改める。第二十条を次のように改める。

(消滅時効)

第二十条 第十六条第一項に規定する損害の賠償請求権は、次に掲げる場合には、時効によつて消滅する。

一 被害者が損害及び賠償義務者を知つた時から三年間行使しないとき。

二 損害の発生の時から二十年間行使しないとき。

2 人の生命又は身体を害した場合における損害賠償請求権の消滅時効についての前項第一号の規定の適用については、同号中「三年間」とあるのは、「五年間」とする。

(水洗炭業に関する法律の一部改正に伴う経過措置)

第二百七十九条 施行日前に損害を賠償する義務が生じた場合におけるその損害賠償の責任及び範囲については、前条の規定による改正後の水洗炭業に関する法律(第三項において「新水洗炭業法」という)第十九条の規定にかかるらず、なお従前の例による。

2 前条の規定による改正前の水洗炭業に関する法律(昭和三十四年法律第百二十二条)

法律(次項において「旧水洗炭業法」という)第二百七十九条後段に規定する期間がこの法律の施行の際既に経過していた場合におけるその期間の制限については、なお従前の例による。

二百七十九条の一部を次のように改正する。
第十三条の二第五項中「同条」を「同条第一号」に改める。

(商標法の一部改正に伴う経過措置)

第二百八十三条 前条の規定による改正前の商標法(以下この条において「旧商標法」という)第十三条の二第五項(旧商標法第六十八条第一項

洗炭業法第十六条第一項に規定する損害の賠償請求権の旧水洗炭業法第二十条前段に規定する時効がこの法律の施行の際既に完成していた場合については、適用しない。

(特許法の一一部改正)

第二百八十条 特許法(昭和三十四年法律第百二十一号)の一部を次のように改正する。

第六十五条第六項中「同条」を「同条第一号」に改める。

第八十八条第一号中「その対価」を「対価の弁済」の提供をした場合において、その対価に改め、「又はこれを受領することができないと書き」を削り、同条第三号を同条第四号とし、同

条第一号中「訴の」を「訴えの」に改め、同号を同条第三号とし、同条第一号の次に次の一号を加える。

二 その対価を受けるべき者がこれを受けた時ることができないとき。
(特許法の一一部改正に伴う経過措置)

第二百八十二条 前条の規定による改正前の特許法(以下この条において「旧特許法」という)第六十五条第六項(旧特許法第八十四条の十第一項において準用する場合を含む)において準用する旧民法第七百二十四条後段に規定する期

間がこの法律の施行の際に経過していた場合におけるその期間の制限については、なお従前の例による。

2 施行日前に旧特許法第八十六条第二項第二号

(旧特許法第九十二条第七項及び第九十三条第

三項において準用する場合を含む)の規定によ

り対価を支払う義務が生じた場合におけるそ

れの供託については、なお従前の例による。

(商標法の一一部改正)

第二百八十二条 商標法(昭和三十四年法律第百二十二条)

二十七号)の一部を次のように改正する。

第十三条の二第五項中「同条」を「同条第一号」に改める。

(技術研究組合法の一一部改正)

第二百八十四条 技術研究組合法(昭和三十六年法律第八十一号)の一部を次のように改正する。

第三十三条第一項中「同項第一号」を「同項各号」に改める。

第七十四条第一項中「第九十三条ただし書」を「第九十三条第一項ただし書に改め、同条第二項中「を理由として組織変更時発行株式の引受けの無効を主張し、又は詐欺若しくは」を「詐欺又は」に改める。

第二百三十九条第一項中「第九十三条ただし書」を「第九十三条第一項ただし書に改め、同条第二項中「を理由として新設分割時発行株式の引受けの無効を主張し、又は詐欺若しくは」を「詐欺又は」に改める。

第二百三十九条第一項中「第九十三条ただし書」を「第九十三条第一項ただし書に改め、同条第二項中「を理由として新設分割時発行株式の引受けの無効を主張し、又は詐欺若しくは」を「詐

(割賦販売法の一一部改正)

第二百八十六条 割賦販売法(昭和三十六年法律第百五十九号)の一部を次のように改正する。

第三十五条の十三第五項中「善意の」を「善意でかつ過失がない」に改める。

(割賦販売法の一一部改正に伴う経過措置)

第二百八十七条 施行日前にされた意思表示について、前条の規定による改正後の割賦販売法(以下この条において「新割賦販売法」という)第三十五条の三の十四第三項、第三十五条の三の十五第三項及び第三十五条の三の十六第二項において準用する場合を含む)の規定にかかわらず、なお従前の例による。

第二百八十七条 施行日前にされた意思表示について、前条の規定による改正後の割賦販売法(以下この条において「新割賦販売法」という)第三十五条の三の十四第三項、第三十五条の三の十五第三項及び第三十五条の三の十六第二項において準用する場合を含む)の規定にかかわらず、なお従前の例による。

(商店街振興組合法の一一部改正)

第二百八十八条 商店街振興組合法(昭和三十七年法律第一百四十一号)の一部を次のように改正する。

第二百八十九条 商店街振興組合法(以下この

年法律第一百四十一号)の一部を次のように改正する。

第二百八十九条 商店街振興組合法(一部改正に伴う経過措置)

第二百八十九条 施行日前に理事又は清算人となつた者の利益相反取引については、前条の規定による改正後の技術研究組合法(以下この

条において「新技術研究組合法」という)第三十三

条第二項(新技術研究組合法第六十条において準用する場合を含む)の規定にかかるらず、な

お従前の例による。

2 施行日前にされた意思表示に係る組織変更研究組合法(次項において「旧技術研究組合法」とい

う)第六十七条第一号に規定する組織変更時発行株式をいう)の引受けについては、新技術研究組合法第七十四条の規定にかかるらず、なお

従前の例による。

第二百八十九条 施行日前にされた意思表示に係る新設分割時発行株式(以下この条において「新技術研究組合法第六十条において準用する場合を含む」の規定にかかるらず、なお従前の例による。

(小規模企業共済法の一一部改正)

第二百九十条 小規模企業共済法(昭和四十年法

律第二百二号)の一部を次のように改正する。

第一二二条第一項中「支給を受ける権利は」の下に「これを行ふことができる時から」を加え、「二年間行なわない」を「これらを行ふことができる時から二年間行ふしない」に改める。

(中小企業倒産防止共済法の一部改正)

第二百九十二条 中小企業倒産防止共済法(昭和五十二年法律第八十四号)の一部を次のように改正する。

第一九三条中「支給を受ける権利は」の下に「これらを行ふことができる時から」を加え、「二年間行わぬ」を「これを行使することができる時から二年間行使しない」に改める。

(半導体集積回路の回路配置に関する法律の一部改正)

第二百九十二条 半導体集積回路の回路配置に関する法律(昭和六十一年法律第四十三号)の一部を次のように改正する。

第一七七条第四項中「民法第七百二十四条」を「民法第七百二十四条第一号」に改める。

(半導体集積回路の回路配置に関する法律の一部改正に伴う経過措置)

第二百九十三条 前条の規定による改正前の半導体集積回路の回路配置に関する法律(昭和六七年法律第二十七号)において準用する旧民法第七百二十四条後段に規定する期間がこの法律の施行の際既に経過していた場合におけるその期間の制限については、なお従前の例による。

(不正競争防止法の一部改正)

(五百八十四条)

第二百九十四条 不正競争防止法(平成五年法律第四十七号)の一部を次のように改める。

第一五一条を次のように改める。

(消滅時効)

第二百九十五条 第二条第一項第四号から第九号までに掲げる不正競争のうち、営業秘密を使用する行為に対する第三条第一項の規定による侵害の停止又は予防を請求する権利は、次に掲げる場合には、時効によつて消滅する。

一 その行為を行う者がその行為を繼續する場合において、その行為により営業上の利益を侵害され、又は侵害されるおそれがある保有者がその事実及びその行為を行う者を知つた時から三年間行わないと。

二 その行為の開始の時から二十年を経過したとき。

(不正競争防止法の一部改正に伴う経過措置)

第二百九十五条 前条の規定による改正前の不正競争防止法第十五条後段に規定する期間がこの法律の施行の際既に経過していた場合におけるその期間の制限については、なお従前の例による。

(投資事業有限責任組合契約に関する法律の一
部改正)

第二百九十六条 投資事業有限責任組合契約に関する法律(平成十年法律第九十号)の一部を次のように改正する。

第七条の見出し中「業務執行」を「業務の決定及び執行」に改め、同条第一項中「無限責任組合員が」の下に「決定し」を加える。

第七条の次に次の二条を加える。

(組合の代理)

第七条の二 無限責任組合員は、組合の業務を執行する場合において、他の組合員を代理することができる。

2 無限責任組合員が数人あるときは、各無限責任組合員は、無限責任組合員の過半数の同意を得たときに限り、組合員を代理することができる。

3 前項の規定にかかわらず、各無限責任組合員は、組合の常務を行うときは、単独で組合員を代理することができる。

第二条第四項を削る。

第一条中「要素」を「申込み又はその承諾の意思表示についてに改め、「及び隔地者間の契約において電子承諾通知を発する場合」を削る。

(電子消費者契約及び電子承諾通知に関する民法の特例に関する法律)

利の行使」を、「第六百七十六條」の下に「から第六百七十七条の二まで」を、「組合財産の分割」の下に「組合財産に対する組合員の債権者の権利の行使の禁止並びに組合員の加入」を加え、「第六百七十七条組合の債務者による相殺の禁止」を削り、「第六百八十条」の下に「から第六百八十二条まで」を加え、「」、「第六百八十二条〔を」「脱落した組合員の責任等及び」に

第二百九十九条 施行日前にされた電子消費者契約(前条の規定による改正前の電子消費者契約及び電子承諾通知に関する民法の特例に関する法律(次項において「旧電子契約法」という。)第二百九十九条に規定する電子消費者契約をいう。)の申込み又はその承諾の意思表示については、前条の規定による改正後の電子消費者契約に関する民法の特例に関する法律第三条の規定にかかるわらず、なお従前の例による。

二 条第一項に規定する電子消費者契約(前条の規定による改正前の電子消費者契約をいう。)の申込み又はその承諾の意思表示については、前条の規定による改正後の電子消費者契約に関する民法の特例に関する法律第三条の規定にかかるわらず、なお従前の例による。

三 二条第一項に規定する電子消費者契約(前条の規定による改正前の電子消費者契約をいう。)の申込み又はその承諾の意思表示については、前条の規定による改正後の電子消費者契約に関する民法の特例に関する法律第三条の規定にかかるわらず、なお従前の例による。

(有限責任事業組合契約に関する法律の一
部改正)

第二百九十七条 施行日前に締結された前条の規定による改正前の投資事業有限責任組合契約に規定する法律第三条第一項に規定する投資事業有限責任組合契約については、なお従前の例によ

る。

(電子消費者契約及び電子承諾通知に関する民法の特例に関する法律の一部改正)

第二百九十八条 電子消費者契約及び電子承諾通知に関する民法の特例に関する法律(平成十三年法律第九十五号)の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

電子消費者契約に関する民法の特例に関する法律

第三百条 有限責任事業組合契約に関する法律

(平成十七年法律第四十号)の一部を次のように改正する。

第一三條第二項中「一部のみを」の下に「一人又は数人の他の組合員又は第三者に」を加える。

第二十条の次に次の二条を加える。

(組合の代理)

第十四条の二 各組合員及び第十三条第二項の規定による委任を受けた第三者は、第十二条第一項の規定による決定に基づき組合の業務を執行する場合において、他の組合員を代理することができる。

2 前項の規定にかかわらず、各組合員は、組合の常務を行うときは、単独で組合員を代理することができる。

3 第二十二条の次に次の二条を加える。

(組合の代理)

第十四条の二 各組合員及び第十三条第二項の規定による委任を受けた第三者は、第十二条第一項の規定による決定に基づき組合の業務を執行する場合において、他の組合員を代理することができる。

2 前項の規定にかかわらず、各組合員は、組合の常務を行うときは、単独で組合員を代理することができる。

3 第二十二条の次に次の二条を加える。

(電子消費者契約及び電子承諾通知に関する民法の特例に関する法律の一部改正)

九条」を「第六百六十七條の二から第六百六十九条まで」に改め、「第六百七十四条第二項」の下に「第六百七十五条第一項」を、「第六百七十七条」の下に「第六百八十条の二」を加える。
（有限責任事業組合契約に関する法律の一部改正に伴う経過措置）

第三百一条 施行日前に締結された前条の規定による改正前の有限責任事業組合契約に関する法律第一項に規定する有限責任事業組合契約においては、なお従前の例による。

第三百二条 株式会社商工組合中央金庫法（平成十九年法律第七十四号）の一部を次のように改正する。

（株式会社商工組合中央金庫法の一部改正）

第三百二条 株式会社商工組合中央金庫法（平成十九年法律第七十四号）の一部を次のようにより改定する。

（株式会社商工組合中央金庫法の一部改正）

第三百二条 第二項の規定にかかるわらず、正する。

第三百三条 第四項第六号中「指名金銭債権又は指名金銭債権（民法（明治二十九年法律第八十九号）第三編第一章第七節第一款に規定する指図証券、同節第二款に規定する記名式所持人払証券、同節第三款に規定する無記名証券に係る債権並びに電子記録債権法（平成十九年法律第二号）第一条第一項に規定する電子記録債権を除く。以下この号において同じ。）又は金銭債権」に改め、「限る」の下に「以下この号において同じ」を加え、「これ」を「特定社債」に改める。

第三百三条 第三項第六号中「消滅時効は」の下に「その権利を行使することができる時から」を加える。

（鉄道営業法の一一部改正）

第三百三条 鉄道営業法（明治三十三年法律第六十五号）の一部を次のように改正する。

第三百四条中「一年間之ヲ行ハザル」を「之ヲ行使スルコトヲ得バ、毎時ヨリ一年間行使セザル」と改める。

第三百四条中第十八条ノ四を第十八条ノ五とし、第十八条ノ三を第十八条ノ四とする。

第三百四条 第二項第二号中「第十八条ノ三」を「前二条」とし、第十八条の次に「」を「完成猶予」に改める、同条を第十八条ノ三とし、第十八条の次に（建設業法の一部改正に伴う経過措置）

次の一条を加える。

（軌道法の一一部改正）

第三百四条 軌道法（大正十年法律第七十六号）の一部を次のように改正する。

（軌道法の一一部改正）

第三百五条 第二十七号ノ一第二項中「前条第一項」を「第二十七号第一項」に改め、同条を第二十七号ノ三とし、第二十七号の次に次の二条を加える。

（軌道法の一一部改正）

第三百五号 第二十七号ノ二「軌道ニ依ル旅客ノ運送ニ係ル取引二関スル民法（明治二十九年法律第八十九号）第五百四十八条の二第一項ノ規定ノ適用二付テハ同項第二号中「表示していった」トアルハ「表示し」又は公表していたトス

（軌道法の一一部改正）

第三百五号 第二十七号ノ二第二項中「前条第一項」を「第二十七号第一項」に改め、同条を第二十七号ノ三とし、第二十七号の次に次の二条を加える。

（軌道法の一一部改正）

第三百五号 第二十七号ノ二第二項中「前条第一項」を「第二十七号第一項」に改め、同条を第二十七号ノ三とし、第二十七号の次に次の二条を加える。

（軌道法の一一部改正）

第三百五号 第二十七号ノ二第二項中「前条第一項」を「第二十七号第一項」に改め、同条を第二十七号ノ三とし、第二十七号の次に次の二条を加える。

（船員法の一一部改正）

第三百五号 第二十七号ノ二第二項中「前条第一項」を「第二十七号第一項」に改め、同条を第二十七号ノ三とし、第二十七号の次に（建設業法の一部改正）

第三百五号 第二十七号ノ二第二項中「前条第一項」を「第二十七号第一項」に改め、同条を第二十七号ノ三とし、第二十七号の次に（建設業法の一部改正）

第三百八条 施行日前に建設工事（前条の規定による改正前の建設業法（次項において「旧建設業法」という。）第二条第一項に規定する建設工事をいう。）の請負契約が締結された場合におけるその契約の内容については、前条の規定による改正後の建設業法（次項において「新建設業法」という。）第二条第一項の規定にかかるわらず、なお従前の例による。

（新建設業法の一部改正）

第三百九条 第二十五条の十一第一号に規定するあつせん又は調停の申請がされた場合におけるその申請に係る時効の特例については、新建設業法第二十五条の十六の規定にかかるわらず、なお従前の例による。

（新建設業法の一部改正）

第三百十一条 公営住宅法（昭和二十六年法律第百九十九号）の一部を次のように改正する。

（公営住宅法の一部改正）

第三百十二条 公営住宅法（昭和二十六年法律第百九十九号）の一部改正に伴う経過措置

二 一般乗用旅客自動車運送事業による旅客の運送又は自家用有償旅客運送に係る取引

二 一般乗用旅客自動車運送事業若しくは一般的乗用旅客自動車運送事業による旅客の運送又は自家用有償旅客運送に係る取引

第三百十二条 公営住宅法（昭和二十六年法律第百九十九号）の一部を次のように改正する。

（公営住宅法の一部改正）

第三百三十二条 公営住宅法（昭和二十六年法律第百九十九号）の一部を次のように改正する。

（公営住宅法の一部改正）

第三百三十三条 土地収用法（昭和二十六年法律第百九十九号）の一部を次のように改正する。

（土地収用法の一部改正）

第八十七条を次のように改める。

（民法の特例）

第八十七条 次に掲げる取引に關して民法（明治二十九年法律第八十九号）第五百四十八条の二第一項の規定を適用する場合においては、同項第二号中「表示していった」とあるのは、「表示し、又は公表していた」とする。

一 一般乗用旅客自動車運送事業による旅客の運送又は自家用有償旅客運送に係る取引

二 一般自動車道の通行に係る取引

第三百十一条 土地収用法（昭和二十六年法律第百九十九号）の一部を次のように改正する。

（公営住宅法の一部改正）

第三百十二条 土地収用法（昭和二十六年法律第百九十九号）の一部改正に伴う経過措置

二 一般乗用旅客自動車運送事業による旅客の運送又は自家用有償旅客運送に係る取引

二 一般乗用旅客自動車運送事業若しくは一般的乗用旅客自動車運送事業による旅客の運送又は自家用有償旅客運送に係る取引

第三百十二条 土地収用法（昭和二十六年法律第百九十九号）の一部を次のように改正する。

（土地収用法の一部改正）

第三百三十二条 土地収用法（昭和二十六年法律第百九十九号）の一部を次のように改正する。

（土地収用法の一部改正）

第三百三十三条 土地収用法（昭和二十六年法律第百九十九号）の一部を次のように改正する。

（土地収用法の一部改正）

ただし、起業者に過失があるときは、この限りでない。

第三百十条 道路運送法（昭和二十六年法律第百八十三号）の一部を次のように改正する。

ただし、起業者に過失があるときは、この限りでない。

第三百十一条 道路運送法（昭和二十六年法律第百八十三号）の一部を次のように改正する。

ただし、起業者に過失があるときは、この限りでない。

第九十五条第二項中第二号を第三号とし、第一号の次に次の二号を加える。

二 債償金等を受けるべき者が補償金等を受領することができないとき。

第九十五条第三項中「前項第三号」を「前項第四号」に改め、同項第五項中「左の各号」を「次に」に改め、同項第一号中「替地を」を「替地の提供をした場合において、替地を」に改め、「又は替地の譲渡若しくは引渡を受けることができないとき」を削り、同項第二号中「差押又は仮差押」を「差押え又は仮差押えに、「引渡」を「引渡し」に改め、同号を同項第三号とし、同項第一号の次に次の二号を加える。

二 替地を受けるべき者が替地の譲渡又は引渡しを受けることができないとき。
(土地収用法の一部改正に伴う経過措置)

施行日前に前条の規定による改正前の土地収用法(以下この条において「旧土地収用法」という。)第四十六条の四第一項(旧土地収用法第一百三十八条第一項において準用する場合を含む。)に規定する補償金の支払義務、旧土地収用法第九十五条第一項(旧土地収用法第一百三十八条第一項において準用する場合を含む。)に規定する同法第五百六十六条第三項を第五百六十六条に改める。

第一項(旧土地収用法第一百三十八条第一項において準用する場合を含む。)に規定する補償金等の払渡し若しくは替地の譲渡及び引渡しの義務又は旧土地収用法第九十七条第一項(旧土地収用法第一百三十八条第一項において準用する場合を含む。)に規定する補償金等の払渡しの義務が生じた場合におけるこれらの補償金、補償金等又は替地の供託については、なお従前の例による。

(モーターボート競走法の一部改正)

第三百五十五条 モーターボート競走法(昭和二十六年法律第二百四十二条)の一部を次のように改正する。

第一十条中「六十日間行わない」を「これらを行使することができる時から六十日間行使しない」と改める。

(宅地建物取引業法の一部改正)

第三百十六条 宅地建物取引業法(昭和二十七年

法律第百七十六号)の一部を次のように改正す
る。

第三十五条第一項第十三号中「の瑕疵」を「が種類又は品質に関して契約の内容に適合しない場合におけるその不適合」に改める。

第三十七条第一項第十一号中「の瑕疵」を「が種類若しくは品質に関して契約の内容に適合しない場合におけるその不適合」に改める。

第三十九条の見出し中「手附」を「手付」に改め、同条第一項中「みずから」を「自ら」に、「こえる」を「超える」に、「手附」を「手付」に改め、「手付」に改め、「当事者の一方が契約の履行に着手するまでは、を削り、「償還して」を「現実に提供して」に改め、同項に次のたどし書を加える。

ただし、その相手方が契約の履行に着手した後は、この限りでない。

第四十条の見出し中「瑕疵担保責任」を「担保責任」に改め、同条第一項中「の瑕疵」を「が種類又は品質に関して契約の内容に適合しない場合におけるその不適合」に、「第五百七十条において準用する同法第五百六十六条第三項」を第五百六十六条に改める。

第一項(新宅地建物取引業法(次項において「旧宅地建物取引業法」という。)第二条第一号に規定する改定前の宅地建物取引業法(次項において「旧宅地建物取引業法」という。)第二条第一号に規定する宅地をいう。以下この条において同じ。)又は建物の売買又は交換の契約が締結され又は成立した場合におけるその契約に係る書面の交付については、前条の規定による改定後の宅地建物取引業法(以下この条において「新宅地建物取引業法」という。)第三十七条第一項の規定にかかるわらず、なお従前の例による。

第三百二十二条 施行日前に前条の規定による改定前の土地区画整理法(以下この条において「旧土地区画整理法」という。)第四十二条第二項(旧土地区画整理法第八十条第八項において準用する場合を含む。)に規定する時効の中斷の事由が生じた場合におけるその事由の効力については、なお従前の例による。

(道路法の一部改正)

第三百一十八条 道路法(昭和二十七年法律第百八十号)の一部を次のように改定する。

第七十三条第五項中「五年間行わない」を「これらを行えることができる時から五年間行使しない」に、「因り」を「より」に改める。

第九十四条第三項中「過失がなくて」を削り、同項に次のたどし書を加える。

ただし、当該管理者に過失があるときは、この限りでない。

第三百一十九条 施行日前に前条の規定による改定前の道路法(以下この条において「旧道路法」という。)第九十四条第一項(旧道路法第九十一条第二項において準用する場合を含む。)の規定により不用物件の返還義務が生じた場合における第二項において準用する場合を含む。の規定による。

(道路法の一部改正に伴う経過措置)

第三百二十二条 施行日前に前条の規定による改定前の土地区画整理法(以下この条において「旧土地区画整理法」という。)第四十二条第二項(旧土地区画整理法第八十条第八項において準用する場合を含む。)に規定する時効の中斷の事由が生じた場合におけるその事由の効力については、なお従前の例による。

(自動車損害賠償保障法の一部改正)

第三百二十三条 自動車損害賠償保障法(昭和三十年法律第九十七条)の一部を次のように改定する。

第七十五条中「請求権は、」の下に「被害者又はその法定代理人人が損害及び保有者を知つた時から」を加える。

第八十条第三項中「民法第一百五十三条の規定にかかるわらず、時効中断」を「時効の更新」に改める。

(航空法の一部改正)

第三百二十二条 航空法(昭和二十七年法律第二百三十一条)の一部を次のように改定する。

(民法の特例)

第三百二十四条の三 航空運送事業による旅客の運送に係る取引に関する民法(明治二十九年法律第八十九号第五百四十八条の二第一項)の規定を適用する場合においては、同項第二号中「表示していなかった」とあるのは、「表示し、又は公表していた」とする。

(土地区画整理法の一部改正)

おけるその契約の解除について、新宅地建物取引業法第三十九条第二項の規定にかかるわらず、なお従前の例による。

第四十二条第一項中「五年間行わない」を「これらを行えることができる時から五年間行使しない」に改め、同条第二項中「民法(明治二十九年法律第八十九号)第五百五十三条の規定にかかるわらず、時効中断」を「時効の更新」に改め

第三百二十二条 土地区画整理法(昭和二十九年法律第百十九号)の一部を次のように改定する。

第一項中「五年間行わない」を「これらを行えることができる時から五年間行使しない」に改め、同条第二項中「民法(明治二十九年法律第八十九号)第五百五十三条の規定にかかるわらず、時効中断」を「時効の更新」に改め

る。

2 施行日前に旧自動車損害賠償保障法第八十条

第三項に規定する時効の中斷の事由が生じた場合におけるその事由の効力については、なお従前の例による。

(道路整備特別措置法の一部改正)

第三百一十五条 道路整備特別措置法(昭和三十一年法律第七号)の一部を次のように改正する。

第五十五条の次に次の二条を加える。

(民法の特例)

第五十五条の二 道路の通行又は利用に係る取引に関する民法(明治二十九年法律第八十九号)第五百四十八条の一第一項の規定を適用する場合においては、同項第二号中「表示していた」とあるのは、「表示し、又は公表していた」とする。

(海岸法等の一部改正)

第三百一十六条 次に掲げる法律の規定中「五年間行わない」を「これらを行使することができる時から五年間行使しない」に改める。

一 海岸法(昭和三十一年法律第一百一号)第三十

五条第五項

二 特定多目的ダム法(昭和三十二年法律第十五号)第三十六条第五項

三 地すべり等防止法(昭和三十三年法律第三十号)第三十八条第五項

四 津波防災地域づくりに関する法律(平成二十一年法律第一百一十三号)第四十七条第五項

(内航海運組合法の一部改正)

第三百一十七条 内航海運組合法(昭和三十一年法律第一百六十二号)の一部を次のように改正する。

第三十四条の三第二項中「同項第一号」を「同項各号」に改める。

(内航海運組合法の一部改正に伴う経過措置) 第三百一十八条 施行日前に理事事又は清算人となった者の利益相反取引については、前条の規定による改正後の内航海運組合法(以下この条

において「新内航海運組合法」という。)第三十四条の三第二項(新内航海運組合法第五十五条(新

内航海運組合法第五十八条において準用する場合を含む。)及び第五十八条において準用する場

合を含む。)の規定にかかわらず、なお従前の例による。

(河川法の一部改正に伴う経過措置)

第三百二十九条 公共用地の取得に関する特別措置法(昭和三十六年法律第一百五十号)の一部を次のように改正する。

第二十七条中「第三号」を「第四号」に改める。

第三十三条第二項中「年六分の利率により算定した」を「法定利率による」に改める。
(公共用地の取得に関する特別措置法の一部改正に伴う経過措置)

第三百三十条 施行日前に緊急裁決で定められた権利取得の時期又は明渡しの期限が到来した場合における前条の規定による改正前の公共用地の取得に関する特別措置法(以下この条において「旧公共用地取得特別措置法」という。)第三十

三条第二項(旧公共用地取得特別措置法第四十五条において準用する場合を含む。)に規定する

五条において準用する場合を含む。)に規定する利息については、なお従前の例による。

(河川法の一部改正)

第三百三十二条 施行日前に前条の規定による改正前の河川法(以下この条において「旧河川法」という。)第四十一条(旧河川法第一百条第一項において準用する場合を含む。)の規定により補償金の支払義務が生じた場合におけるその補償金の供託については、なお従前の例による。

(都市計画法の一部改正)

第三百三十三条 第二項中「年六分の利率により算定した」を「法定利率による」に改める。

第三百三十四条 都市計画法(昭和四十三年法律第一百号)の一部を次のように改正する。

第七十五条第七項中「五年間行なわない」を「これらを行使することができる時から五年間行使しない」に改める。

(都市再開発法の一部改正)

第三百三十五条 施行日前に前条の規定による改正前の都市再開発法(以下この条において「旧都市再開発法」という。)第四十二条第二項(旧都市再開発法第五十条の十一第三項、第五十六条の三第五項(旧都市再開発法第五十八条の二第二項において準用する場合を含む。)及び第一百六条第八項(旧都市再開発法第一百八条の二十四第二項において準用する場合を含む。)において準用する場合を含む。)に規定する時効の中斷の事由が生じた場合におけるその事由の効力については、なお従前の例による。

(河川法の一部改正)

第三百三十六条 都市再開発法(昭和四十四年法律第三十八号)の一部を次のように改正する。

第四十二条第一項中「五年間行なわない」を

二 補償金を受けるべき者が補償金を受領することができないとき。

第三百三十七条第三項中「前項第三号」を「前項第四号」に改める。

(河川法の一部改正に伴う経過措置)

第三百三十二条 施行日前に前条の規定による改正前の河川法(以下この条において「旧河川法」という。)第四十一条(旧河川法第一百条第一項において準用する場合を含む。)の規定により補償金の支払義務が生じた場合におけるその補償金の供託については、なお従前の例による。

(都市再開発法の一部改正に伴う経過措置)

第三百三十三条 第二項中「年六パーセントの割合により算定した」を「法定利率による」に改める。

第三百三十四条 第二項中「年六パーセントの割合により算定した」を「法定利率による」に改める。

第三百三十五条 施行日前に前条の規定による改正前の都市再開発法(以下この条において「旧都市再開発法」という。)第四十二条第二項(旧都市再開発法第五十条の十一第三項、第五十六条の三第五項(旧都市再開発法第五十八条の二第二項において準用する場合を含む。)及び第一百六条第八項(旧都市再開発法第一百八条の二十四第二項において準用する場合を含む。)において準用する場合を含む。)に規定する時効の中斷の事由が生じた場合におけるその事由の効力については、なお従前の例による。

(都市再開発法の一部改正に伴う経過措置)

第三百三十六条 都市再開発法(昭和四十四年法律第三十八号)の一部を次のように改正する。

第四十二条第一項中「五年間行なわない」を

「これらを行使することができる時から五年間行使しない」に改め、同条第二項中「民法(明治二十九年法律第八十九号)第一百五十三条の規定にかかるわらず、時効中断」を「時効の更新」に改める。

二十九年法律第八十九号)第一百五十三条の規定にかかるわらず、時効中断」を「時効の更新」に改める。

第三百三十七条 第二項中「年六パーセントの割合により算定した」を「法定利率による」に改める。

第三百三十八条 第二項中「年六パーセントの割合により算定した」を「法定利率による」に改める。

第三百三十九条 第二項中「年六パーセントの割合により算定した」を「法定利率による」に改める。

第三百四十条 第二項中「年六パーセントの割合により算定した」を「法定利率による」に改める。

第三百四十二条第一項中「年六パーセントの割合により算定した」を「法定利率による」に改める。

第三百四十三条第二項中「一に」を「いすれかに」に改め、同項第一号中「補償金を受けるべき」を

「受けるべき」に改め、「又は補償金を受領することができないとき」を削り、同項第四号を同項第五号とし、同項第三号を同項第四号とし、同項第二号中「過失がなくて」を削り、同号に次のだし書を加える。

ただし、水利使用の許可を受けた者に過失があるときは、この限りでない。

第三百四十三条第二項中「第三号」とし、第一号の次に次の一号を加える。

第九十二条第一項中第二号を第三号とし、第一号の次に次の二号を加える。

二 補償金等を受けるべき者が補償金等を受領することができないとき。

第三百三十九条第二項中「前項第三号」を「前項第四号」に改める。

(河川法の一部改正に伴う経過措置)

第三百三十二条 施行日前に前条の規定による改正前の河川法(以下この条において「旧河川法」という。)第四十一条(旧河川法第一百条第一項において準用する場合を含む。)の規定により補償金の支払義務が生じた場合におけるその補償金の供託については、なお従前の例による。

(都市再開発法の一部改正に伴う経過措置)

第三百三十三条 第二項中「年六パーセントの割合により算定した」を「法定利率による」に改める。

第三百三十四条 第二項中「年六パーセントの割合により算定した」を「法定利率による」に改める。

第三百三十五条 施行日前に前条の規定による改正前の都市再開発法(以下この条において「旧都市再開発法」という。)第四十二条第二項(旧都市再開発法第五十条の十一第三項、第五十六条の三第五項(旧都市再開発法第五十八条の二第二項において準用する場合を含む。)及び第一百六条第八項(旧都市再開発法第一百八条の二十四第二項において準用する場合を含む。)において準用する場合を含む。)に規定する時効の中斷の事由が生じた場合におけるその事由の効力については、なお従前の例による。

(都市再開発法の一部改正に伴う経過措置)

第三百三十六条 都市再開発法(昭和四十四年法律第三十八号)の一部を次のように改正する。

第四十二条第一項中「五年間行なわない」を

「これらを行使することができる時から五年間行使しない」に改め、同条第二項中「民法(明治二十九年法律第八十九号)第一百五十三条の規定にかかるわらず、時効中断」を「時効の更新」に改める。

二十九年法律第八十九号)第一百五十三条の規定にかかるわらず、時効中断」を「時効の更新」に改める。

第三百三十七条 第二項中「年六パーセントの割合により算定した」を「法定利率による」に改める。

第三百三十八条 第二項中「年六パーセントの割合により算定した」を「法定利率による」に改める。

第三百三十九条 第二項中「年六パーセントの割合により算定した」を「法定利率による」に改める。

第三百四十条 第二項中「年六パーセントの割合により算定した」を「法定利率による」に改める。

第三百四十二条第一項中「年六パーセントの割合により算定した」を「法定利率による」に改める。

第三百四十三条第二項中「一に」を「いすれかに」に改め、同項第一号中「補償金等を受けるべき」を

「受けるべき」に改め、「又は補償金を受領することができないとき」を削り、同項第四号を同項第五号とし、同項第三号を同項第四号とし、同項第二号中「過失がなくて」を削り、同号に次のだし書を加える。

ただし、施行者に過失があるときは、この限りでない。

第三百四十三条第二項中「第三号」とし、第一号の次に次の一号を加える。

二 海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律

の限りでない。

の一部改正)

第三百三十六条 海洋汚染等及び海上災害の防止

に関する法律(昭和四十五年法律第百三十六号)

の一部を次のように改正する。

第四十二条の十六第十項中「五年間行わない」

を「これを行ふことができる時から五年間行

使しない」に改め、同条第十一項中「民法(明

治二十九年法律第八十九号)第一百五十三条の規

定にかかわらず、時効中断」を「時効の更新」に

改める。

(海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律

の一部改正に伴う経過措置)

第三百三十七条 施行日前に前条の規定による改

正前の海洋汚染等及び海上災害の防止に関する

法律第四十二条の十六第十一項に規定する時効

の中斷の事由が生じた場合におけるその事由の

効力については、なお従前の例による。

(積立式宅地建物販売業法の一部改正)

第三百三十八条 積立式宅地建物販売業法(昭和

四十六年法律第百十一号)の一部を次のように改

正する。

(船舶油濁損害賠償保障法の一部改正)

第三百三十九条 施行日前に建設業者である積立

式宅地建物販売業者(前条の規定による改正前

の積立式宅地建物販売業法第二条第四号に規定

する積立式宅地建物販売業者をいう)が行う積

立式宅地建物販売(同条第二号に規定する積立

式宅地建物販売をいう)の契約であつて旧民法

の請負に関する規定が適用されるものが締結さ

れた場合におけるその契約に係る特約について

は、前条の規定による改正後の積立式宅地建物

販売業法第四十条第二項の規定にかかわらず、

なお従前の例による。

(船舶油濁損害賠償保障法の一部改正)

第三百四十条 船舶油濁損害賠償保障法(昭和五

十年法律第九十五号)の一部を次のように改正

する。

第三十八条の表第十九条第一項の項中欄中

「年六パーセントの割合」を「事故発生の日にお

ける法定利率」に改め、同表第三十条第一項の

項中欄中「まで年六パーセントの割合」を「まで

事故発生の日における法定利率」に、「規定する

年六パーセントの割合」を「規定する法定利率」に

改める。

(住宅の品質確保の促進等に関する法律の一部

改正)

第三百四十二条 住宅の品質確保の促進等に関する法律(平成十一年法律第八十一号)の一部を次

のように改める。

目次中「の特例」を削る。

第五章に次の二項を加える。

第六章に次の二項を加える。

第七章の章名を次のように改める。

第七章 瑕疵担保責任

第三百四十四条 施行日前に前条の規定による改

正前の大深度地下の公共的使用に関する特別措

置法第三十二条第一項の規定により補償金の支

付義務が生じた場合におけるその補償金の供託

(マンションの建替え等の円滑化に関する法律

の一部改正)

第三百四十五条 マンションの建替え等の円滑化

に関する法律(平成十四年法律第七十八号)の一

部を次のように改める。

第七十六条第一項第一号中「補償金を受ける

べき」を「補償金の提供をした場合において、補

償金を受けるべき」に改め、「又は補償金を受

領することができないとき」を削り、同項第三

号を同項第四号とし、同項第二号中「過失がな

くて」を削り、同号に次のただし書を加える。

ただし、施行者に過失があるときは、こ

の限りでない。

第七十六条第一項中第二号を第三号とし、第

一号の次に次の二号を加える。

二 指定金を受けるべき者が補償金を受領す

ることができないとき。

三百四十三条 大深度地下の公共的使用に関する

特別措置法(平成十二年法律第八十七号)の一

部を次のように改訂する。

第三百四十三条第一項第一号中「補償金を受ける

べき」を「補償金の提供をした場合において、補

償金を受けるべき」に改め、「又は補償金を受

領することができないとき」を削り、同項第四

号及び第三号を「同項第三号及び第四号」に改

める。

(マンションの建替え等の円滑化に関する法律

の一部改正に伴う経過措置)

第三百四十六条 施行日前に前条の規定による改正前のマンションの建替え等の円滑化に関する法律(以下この条において「旧円滑化法」という。)第七十五条若しくは第三百五十三条の規定により補償金の支払義務が生じた場合又は旧円滑化法第一百五十五条の規定により分配金の支払義務が生じた場合におけるこれらの補償金又は分配金の供託については、なお従前の例による。(特定住宅瑕疵担保責任の履行の確保等に関する法律の一
部改正)

第三百四十七条 特定住宅瑕疵担保責任の履行の確保等に関する法律平成十九年法律第六十六号の一部を次のように改訂する。

第一条第六項第二号イ及びロ中「隠れた」を削り、「てん補する」を「填補する」に改め、同項第三号中「てん補する」を「填補する」に改め、同項第一項第七項とし、同項第五項第二号イ及びロ並びに第三号中「てん補する」を「填補する」に改め、同項第六項とし、同項第一項から第四項までを一項ずつ繰り下げ、同條第一項の次に次の二項を加える。
2 この法律において「瑕疵」とは、住宅品質確保法第二条第五項に規定する瑕疵をいう。

第六条第一項中「損害賠償請求権」を「瑕疵を理由とする報酬の返還請求権又は損害賠償請求権(次項において「報酬返還請求権等」という。)」に改め、同條第二項第一号及び第二号中「損害賠償請求権」を「報酬返還請求権等」に改め、同條第三号中「損害」を「報酬返還請求権等」に係る報酬の返還の義務又は損害に係る報酬の返還の義務又は損害に改める。

第十二条第一項中「隠れた」を削り、「損害賠償請求権」を「瑕疵を理由とする代金の返還請求権又は損害賠償請求権(次項において「代金返還請求権等」という。)」に改め、同項第三号中「損害」を「代金返還請求権等」に改め、同項第一号及び第二号中「損害賠償請求権」を「代金返還請求権等」に係る代金の返還の義務又は損害に改める。

に改める。

第十六条条中「第二条第三項」を「第二条第四項」に改める。

第十七条条第一項中「第六百三十四条第一項若しくは第二項前段又は同法第五百七十条において準用する同法第五百六十六条第一項」を「第四百五十一条、第五百四十二条、第五百四十二条又は第五百六十二条若しくは第五百六十三条(これらの規定を同法第五百五十九条において準用する場合を含む。)」に改める。

第十九条第二号中「第六百三十四条第一項若しくは第二項前段又は同法第五百七十条において準用する同法第五百六十六条第一項」を「第四百五十一条、第五百四十二条、第五百四十二条又は第五百六十二条若しくは第五百六十三条(これららの規定を同法第五百五十九条において準用する場合を含む。)」に改める。

第十九条第二号中「第六百三十四条第一項若しくは第二項前段又は同法第五百七十条において準用する同法第五百六十六条第一項」を「第四百五十一条、第五百四十二条、第五百四十二条又は第五百六十二条若しくは第五百六十三条(これららの規定を同法第五百五十九条において準用する場合を含む。)」に改める。

第十九条第二号中「第六百三十四条第一項若しくは第二項前段又は同法第五百七十条において準用する同法第五百六十六条第一項」を「第四百五十一条、第五百四十二条、第五百四十二条又は第五百六十二条若しくは第五百六十三条(これららの規定を同法第五百五十九条において準用する場合を含む。)」に改める。

十四年法律第五十二号)の一部を次のように改正する。

第十条中「三年間行わない」を「これを行使することができる時から三年間行使しない」に改める。

第三百五十条

大気汚染防止法(昭和四十三年法律第九十七号)の一部を次のように改訂する。

第十二条 環境省関係

(大気汚染防止法の一部改正)
第三百五十条 大気汚染防止法(昭和四十三年法律第九十七号)の一部を次のように改訂する。

第二十五条の四(消滅時効)

第三百五十五条の四 第二十五条第一項に規定する損害賠償の請求権は、次に掲げる場合には、時効によつて消滅する。

一 被害者又はその法定代理人が損害及び賠償義務者を知つた時から五年間行使しないとき。
二 損害の発生の時から二十年を経過したとき。

によって消滅する。
一 被害者又はその法定代理人が損害及び賠償義務者を知つた時から五年間行使しないとき。
二 損害の発生の時から二十年を経過したとき。

(水質汚濁防止法の一部改正)
第三百五十三条 前条の規定による改正前の水質汚濁防止法(以下この条において「旧水質汚濁防止法」という。)第十九条第一項に規定する損害賠償の請求権の旧水質汚濁防止法第二十条の三前段に規定する時効がこの法律の施行の際既に完成していた場合におけるその時効の期間についても、なお従前の例による。

三 旧水質汚濁防止法第二十条の三後段に規定する期間がこの法律の施行の際既に経過していた場合におけるその期間の制限については、なお従前の例による。

(大気汚染防止法の一部改正に伴う経過措置)
第三百四十八条 施行日前に住宅(前条の規定による改正前の特定住宅瑕疵担保責任の履行の確保等に関する法律の一
部改正に伴う経過措置)

第三百五十二条 前条の規定による改正前の大気汚染防止法(以下この条において「旧大気汚染防止法」という。)第二十五条第一項に規定する損害賠償の請求権の旧大気汚染防止法第二十五条の四前段に規定する時効がこの法律の施行の際に既に完成していた場合におけるその時効の期間については、なお従前の例による。

2 旧大気汚染防止法第二十五条の四後段に規定する期間がこの法律の施行の際既に経過している場合におけるその期間の制限については、なお従前の例による。

(公害健康被害の補償等に関する法律の一部改正)
第三百五十四条 公害健康被害の補償等に関する法律(昭和四十八年法律第百十一号)の一部を次のように改訂する。

第三百五十五条 第三百五十五条第三項中「中断」を「完成猶予及び更新」に改める。

(公害健康被害の補償等に関する法律の一部改

正に伴う経過措置)
第三百五十六条 第三百五十六条施行日前に前条の規定による改正前の公害健康被害の補償等に関する法律(昭和四十年法律第五十三条)の一部を次のように改訂する。

第三百五十六条 第三百五十六条施行日前に前条の規定による改正前の公害健康被害の補償等に関する法律(昭和四十年法律第五十三条)の一部を次のように改訂する。

2 前項に規定する請求権は、次に掲げる場合においては、なお従前の例による。

第三百五十二条 水質汚濁防止法(昭和四十五年法律第百三十八号)の一部を次のように改正する。

第三百四十九条 特定タンカーに係る特定賠償義務履行担保契約等に関する特別措置法(平成二

第三十一条)の一部を改訂する。

第三百五十一条 第三百五十六条 土壤汚染対策法(平成十四年法律第五十三条)の一部を次のように改訂する。

(土壤汚染対策法の一部改正)

第三百五十六条 土壤汚染対策法(平成十四年法律第五十三条)の一部を次のように改訂する。

一 被害者又はその法定代理人が損害及び賠償義務者を知つた時から五年間行使しないとき。
二 前項に規定する請求権は、次に掲げる場合においては、なお従前の例による。

一 当該指示措置等を講じ、かつ、その行為

をした者を知つた時から三年間行使しないとき。

二 当該指示措置等を講じた時から二十年を経過したとき。

(土壤汚染対策法の一部改正に伴う経過措置)

第三百五十七条 前条の規定による改正前の土壤汚染対策法第八条第二項後段に規定する期間がこの法律の施行の際既に経過していた場合におけるその期間の制限については、なお従前の例による。

(水俣病被害者の救済及び水俣病問題の解決に関する特別措置法の一一部改正)

第三百五十八条 水俣病被害者の救済及び水俣病問題の解決に関する特別措置法(平成二十一年法律第八十一号)の一部を次のように改正する。

第十四条中「第四百二十四条」を「第三編第一章第二節第三款第一目」に改める。

第十三章 防衛省関係

(連合国占領軍等の行為等による被害者等に対する給付金の支給に関する法律の一一部改正)

第三百五十九条 連合国占領軍等の行為等による被害者等に対する給付金の支給に関する法律(昭和三十六年法律第二百十五号)の一部を次のように改正する。

第十六条の見出しを「審査請求による時効の完成猶予及び更新」に改め、同条中「中断」を「完成猶予及び更新」に改める。

第二十二条中「三年間行なわない」を「これを行使することができる時から三年間行使しない」に改める。

(連合国占領軍等の行為等による被害者等に対する給付金の支給に関する法律の一一部改正に伴う経過措置)

第三百六十条 施行日前に前条の規定による改正前の連合国占領軍等の行為等による被害者等に対する給付金の支給に関する法律第十六条に規定する時効の中斷の事由が生じた場合におけるその事由の效力については、なお従前の例によ

る。

第十四章 罰則に関する経過措置及び政令への委任

(罰則に関する経過措置)

第三百六十二条 この法律に定めるもののほか、この法律の施行に伴い必要な経過措置は、政令で定める。

附 則

この法律は、民法改正法の施行の日から施行する。(ただし、○第三百三条の二、第三百三十一条の二、第三百六十七条の三及び第三百六十九条の三及び第三百七十二条の規定は、公布の日から施行する。)

平成二十九年五月九日印刷

平成二十九年五月十日發行

參議院事務局

印刷者 国立印刷局

K